

詳細版

不登校児童生徒の 支援ハンドブック

【改訂版】

山形県教育委員会

はじめに ～改訂に当たって～

不登校児童生徒の支援については、支援に関わる様々な方が、児童生徒のよりよい成長を願いながら日々対応されているところですが、不登校児童生徒数は増加が続いております。その原因や背景は多様ですので、一人一人の状況に寄り添った支援と関係機関の連携による支援の充実が求められております。

文部科学省では、不登校児童生徒への支援について、令和5年3月に「COCOLOプラン」を策定し、魅力ある学校づくり、多様な学びの場や居場所の確保及び学校・教育行政・民間支援団体等の連携の一層の充実等を進めることとしております。

県教育委員会では、学校における不登校の未然防止の取組みの充実やスクールカウンセラー等専門人材による相談体制の強化、保健室等教室以外の居場所の確保、さらにはICTを活用した学びの提供など各般の取組みを進めてまいりました。また、関係機関との連携の強化や支援体制の充実を目指し、各所で意見交換を重ねるとともに、支援内容を網羅的にまとめた「不登校児童生徒の支援ハンドブック」等を作成して、支援に携わる皆様方の参考になるよう努めてきたところです。

今般策定した「第7次山形県教育振興計画」では、「ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり」を目標に掲げ、自分らしく可能性にチャレンジできる学びの実現や誰一人取り残されず、誰もが続けられる学びの機会の充実等、学校・家庭・地域の連携・協力による取組みを進めてまいります。

その具体的な取組みの一つとして、不登校児童生徒に対する支援の一層の充実を目指し、令和4年3月発行の「不登校児童生徒の支援ハンドブック」を改訂することといたしました。改訂に当たっては「COCOLOプラン」の趣旨に基づく見直しのほか、これまでの取組みを踏まえ、児童生徒と最も身近に関わる保護者と連携した支援や保護者が抱える悩みに寄り添った支援等を新たに追加しております。

不登校児童生徒の支援は、学校をはじめ、子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所と学びを続けられる環境づくりが欠かせません。本ハンドブックが、学校と関係機関、保護者が互いに連携して支援に当たるための一助となり、児童生徒一人一人が将来の社会的自立に向けて踏み出す一歩を支えるものになることを心から願っております。

最後に、不登校児童生徒の支援に御尽力いただいている全ての方々に感謝申し上げ、引き続きの御協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

山形県教育委員会教育長 高橋 広樹

目 次

はじめに～改訂に当たって～

本ハンドブックについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

1 不登校児童生徒の支援に関する国や県の施策と動向・・・・・・・・・・ 5

(1) 不登校児童生徒等の支援に関する基本的な考え方

(2) 不登校児童生徒等の支援に係る法律、通知等

①義務教育の段階における普通教育の機会の確保法とその関連通知について

②生徒指導提要（改訂版）

③誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（C O C O L Oプラン）

④不登校児童生徒等への支援の充実について

⑤こども基本法

(3) 山形県の不登校児童生徒の状況

2 不登校の未然防止に向けた取組み～魅力ある学校づくり～・・・・・・・・ 15

(1) 学校における生徒指導の充実

①生徒指導の目的と生徒指導の実践上の視点

②生徒指導の構造化

③発達支持的生徒指導と授業づくり

④課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）とS O Sの出し方に関する教育の充実

(2) 特別支援教育の視点からの未然防止の取組み

(3) 未然防止における保護者への支援と連携

コラム① 不登校の未然防止～特別支援教育の視点から～

コラム② ゲーム・ネット依存と不登校

コラム③ 不登校児童生徒の相談支援ガイド（リーフレット）の活用について

3 早期発見・早期対応による不登校児童生徒等の支援

～アセスメントとチーム学校による対応～・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

(1) アセスメントと日頃の見取りを生かした働きかけ

(2) 「チーム学校」としての組織的対応の重要性

①ケース会議とは

②ケース会議の進め方と大切にしたいこと

③ケース会議を通じた支援計画の作成と連携、支援計画書（シート）の活用

④校内組織における役割分担

⑤校内教育支援センター（別室）による支援

(3) 早期発見・早期対応における保護者への支援と連携

コラム④ 不登校児童生徒の支援 校内研修動画

～学校の実情に合わせて教職員集団が主体的に行う校内研修のために～

4 切れ目のない支援に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

(1) 校内組織による継続した支援

①学校が続ける支援

②児童生徒への関わり

③支援体制の柔軟な運用

④保護者との関わり

- (2) 校種間の連携
 - ①小学校・中学校との連携について
 - ②中学校・高等学校との連携について
- (3) 多様な機関との連携
 - ①教育支援センターでの支援
 - ②フリースクール等民間支援団体での支援
 - ③医療機関との連携
 - コラム⑤ 不登校児童生徒と医療機関との連携
 - ④福祉・子育て支援行政部局との連携
 - コラム⑥ 児童虐待の理解と発見時の対応について
- (4) 多様な機関による連携した支援に向けて
- (5) 切れ目のない支援における保護者への支援と連携

5 保護者の皆様へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

- (1) 保護者が自分を大切にする
- (2) 子どもが登校をためらい始めた時に大切にしてほしいこと
- (3) 子どもが学校を休んでいる時に大切にしてほしいこと
- (4) 子どもが次の一歩を踏み出した時に大切にしてほしいこと
- コラム⑦ 家庭教育支援 ～児童生徒の心身の調和のとれた成長のために～
－「やまがた子育て5か条」の活用－

6 支援実践事例集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

- (1) SCと連携した例①
- (2) SCと連携した例②
- (3) SSWにより福祉機関と連携した例
- コラム⑧ SCから先生方へ
- コラム⑨ SSWから先生方へ
- (4) 医療機関と連携した例
- (5) 養護教諭が窓口となって支援した例
- (6) 別室登校支援の例
- (7) ICTを活用した支援の例
- (8) 教育支援センターと連携した支援の例
- コラム⑩ 教育支援センターの取組み
- (9) フリースクール等と連携した通所支援の例
- (10) フリースクール等と連携した訪問支援の例
- コラム⑪ フリースクール等民間支援団体の取組み
- (11) 高等学校進学に当たりフリースクール等と連携した支援の例
- (12) 高等学校での進級に向けた支援の例
- (13) 高等学校での卒業に向けた支援の例
- (14) 高等学校卒業後の就職先と関係機関へと支援をつないだ例

7 県内不登校児童生徒の支援組織・連絡先等・・・・・・・・・・・・・ 99

- (1) 市町村教育委員会が設置する教育支援センター
- (2) 教育委員会が設置する青少年を対象とした相談・支援
- (3) フリースクールの運営、フリースペースの提供、家族への支援等を行っている
民間支援団体
- (4) 親の会として家族支援を行っている民間支援団体
- (5) 県等が設置している子どもに関する相談窓口
- (6) 発達障がい児・者のための医療機関情報

8 不登校児童生徒の支援における制度上の取り扱い・・・・・・・・・・117

(1) 指導要録上の出席の取り扱いについて

- ①義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて(概要)
- ②不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて(概要)
- ③高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について(概要)

(2) 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価

(3) 通学定期券の利用の補助

(4) 経済的困難を抱える児童生徒のフリースクール等の通所補助

参考資料…児童生徒理解・支援シートの作成と活用について・・・・・・・・122

児童生徒理解・支援シート(参考様式)・・・・・・・・129

※コラムの執筆者の所属及び役職は、初版(令和4年3月)当時のものです。

<用語解説>

○学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(参考:令和5年3月通知 COCOCOプラン)

⇒学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校(小・中・高等学校等)のこと。「不登校特例校」は平成16年に全国で初めて設置され、令和5年8月に「学びの多様化学校」に名称が変更された。

○校内教育支援センター(参考:令和5年3月通知 COCOCOプラン)

⇒学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋を指す。児童生徒のペースに合わせた相談や学習のサポートを行う。

○SC(参考:令和5年3月通知 COCOCOプラン)

⇒スクールカウンセラーの略(本ハンドブックでは、以下、SCと記載)。児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法など心に関する授業を行う心理の専門家。教育委員会から学校等に派遣又は配置され、臨床心理士などの資格を持っていることが多い。

○SSW(参考:令和5年3月通知 COCOCOプラン)

⇒スクールソーシャルワーカーの略(本ハンドブックでは、以下、SSWと記載)。児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないだり、手続きの補助などをしたりする福祉の専門家。教育委員会から学校等に派遣又は配置され、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持っていることが多い。

○教育支援センター(参考:令和元年10月通知 不登校児童生徒への支援の在り方について 別添4)

⇒不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導(学習指導を含む。)を行うことにより、その社会的自立に資することを基本とする。「教育支援センター(適応指導教室)」「適応指導教室」と記載する場合もあるが、本ハンドブックでは、「教育支援センター」の名称を使用する。

○フリースクール(参考:文部科学省HP フリースクール・不登校に対する取組)

⇒一般に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。

本ハンドブックについて

この冊子「詳細版」と、詳細版をダイジェスト化した「概要版」があります。概要版は次のようなことを想定して作成しました。

<教職員に対して>

- ・ 教職員の一人一人が支援の際に大切にしたいことを振り返ったり、よりよい支援や連携の仕方について考えたりする。
- ・ 校内や校外の研修において、支援において理解を深める際のきっかけとする。
- ・ 保護者との面談の際に支援についての共通理解を図る。

<関係機関に対して>

- ・ 学校でどのような支援が行われているかを知る。

<保護者に対して>

- ・ 保護者自身が子どもの支援に当たって大切にしたいことを知る。
- ・ 学校や関係機関でどのような支援を受けられるのかを知る。
- ・ 学校でどのような支援が行われているかを知る。

概要版でさらに知りたい点について詳細版で確認することで、更に不登校児童生徒等へのよりよい支援につながれば幸いです。

「概要版」目次	
1 ページ	○不登校児童生徒の支援に当たって ○不登校児童生徒の支援に関する考え方
2 ページ	○児童生徒を丁寧に見つめる ○『生徒指導提要』（改訂版）をもとにした指導を
3 ページ	○不登校の未然防止に向けた取組み
4 ページ	○学校における早期発見・早期対応による支援
5 ページ	○「チーム学校」による組織的支援
6 ページ	○切れ目のない支援に向けて
7 ページ	○教育支援センターやフリースクール等民間支援団体での支援 ○一緒に考えてみませんか、相談してみませんか
8 ページ	○保護者の皆様へ

1 不登校児童生徒の支援に関する国や県の施策と動向

不登校児童生徒は小・中学校、高等学校のいずれの学校段階においても増加傾向にあります。不登校児童生徒等の支援は、個に応じた支援や学習の機会の確保を通じて、児童生徒一人一人の将来の社会的自立を目指して行われます。そのため、支援者の一人一人が、不登校児童生徒等の支援に関する考え方や法律等の理解が大切です。

(1) 不登校児童生徒等の支援に関する基本的な考え方

不登校児童生徒等の支援においては、支援者の一人一人が、児童生徒の将来の社会的自立を目指し、それぞれの強みを生かしながら支援していくことが大切です。一方で、不登校に対する偏見や不適切な発言は、不登校を長引かせる要因や、児童生徒の不安を高め、更につらい思いをさせてしまうことにつながります。よって支援者は、不登校児童生徒等の支援に関する考え方や法律等を理解した上で、支援していく必要があります。

なお、文部科学省は、不登校について次のように定義しています。

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

しかし、不登校の定義によらず「欠席日数が 30 日未満」「遅刻と早退を繰り返す」「登校後に別室で学習している」等、個に応じた支援が必要な児童生徒もいます。これらの児童生徒を含めた全ての児童生徒に対して多様な学習の機会を保障し、社会的自立に向けた支援が求められています。

そこで、はじめに、不登校児童生徒の支援に関する考え方を確認します。

- 1 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保を図ります。※1

学校教育の果たす役割は、様々な面において極めて大きいものがあります。なお、不登校児童生徒の支援に当たっては、未然防止の取組みの充実が大切です。また、学校教育になじめない児童生徒を、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があります。※2

- 2 不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮します。※3

不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっており、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要です。※4

- 3 児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあります。※2

児童生徒によっては、休養が学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在する場合があります。休養については、学校と家庭等が連携して検討することが大切です。※2

4 不登校児童生徒の一人一人の状況や、児童生徒の才能や能力に応じてそれぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で多様な教育機会を確保する必要があります。※2

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じ、教育支援センター、フリースクール等の民間施設等による多様な教育機会を確保し、これらの施設と連携して支援に当たることが大切です。また、家庭の状況によっては、福祉機関とも緊密に連携を図ります。※2、※3

5 不登校児童生徒の支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指します。※2、※3

内閣府は社会的自立の概念を、「就業による経済的自立に限らず、親から精神的に独立しているかどうか、日々の生活において自立しているかどうか、社会に関心を持ち公ともに参画しているかどうかなど、多様な要素を含むもの」としています。※5

※1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年成立、29年施行）

※2 不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年通知）

※3 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年策定）

※4 【総則編】学習指導要領解説（小学校、中学校：平成29年、高等学校：平成30年）

※5 若者の包括的な自立支援方策に関する検討会報告（平成17年報告）

（2）不登校児童生徒等の支援に係る法律、通知等

①義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律とその関連通知について

全国的に見ても不登校児童生徒数は高い水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっています。こうした中、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、平成29年2月より施行されました。そして、平成29年3月には国の「基本指針」が策定されました。さらに令和元年10月には、「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知が出されています。

これらの法律や基本指針、通知を整理すると以下のような内容（概要）になります。

○不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

○学校等の取組みの充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくＳＣやＳＳＷとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）、フリースクール等の民間施設、ＩＣＴを活用した学習支援等多様な教育機会を確保すること

○教育委員会の取組みの充実

- ・研修等の体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解等を身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援等保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

さらに、平成 29 年 3 月改訂の小・中学校学習指導要領及び平成 30 年 3 月改訂の高等学校学習指導要領においても、不登校児童生徒への配慮について記載されました。小学校学習指導要領の「第 1 章 総則 第 4 2（3）不登校児童への配慮」では、

ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

と記載されており、法や基本指針と同様、「社会的自立」を目指し、必要な支援等を行うことになっています。



参考資料：文部科学省ＨＰ

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

H28.12.14 公布、H29.2.14 施行

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380960.htm



参考資料：文部科学省ＨＰ

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」

H29.3.31 策定

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/04/17/1384371_1.pdf



参考資料：文部科学省ＨＰ

「不登校児童生徒への支援の在り方について」

R1.10.25 通知

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm

②生徒指導提要（改訂版）

文部科学省は生徒指導提要の位置付けを、「生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する基本書として、生徒指導の考え方や指導方法、個別課題への対応等について、これまでの関連法やガイドライン、通知等について網羅的にまとめたもの」としています。

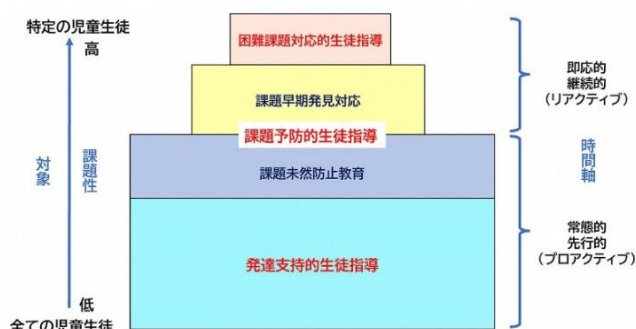
初版（平成22年）以降、生徒指導を取り巻く環境が変化中、課題予防・早期対応といった課題解決的な指導のみならず、児童生徒の発達や成長を促す指導による未然防止の取組みの必要性が高まってきていることから、令和4年の改訂に至りました。

なお、生徒指導は、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たし、学習指導と並んで学校教育では重要な意義を持ちます。また、生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的として行われます。

また不登校については、第Ⅱ部第10章において、関連法規や基本指針、児童生徒に対する支援や指導、組織的対応や連携した支援等の詳細が掲載されています。

○生徒指導の重層的支援と積極的な生徒指導の充実

児童生徒の諸課題への対応について、日常的な発達支持的生徒指導から、未然防止、早期発見、困難課題への対応等、各段階における発達や課題の困難度に応じた指導が必要であることから、時間軸（2軸）、課題性（3類）、対象（4層）に構造化したモデルを提示しています。



また、児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目の前の課題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導等（発達支持的生徒指導、課題未然防止教育）の積極的な生徒指導を充実させることが盛り込まれました。

○チーム学校による組織的対応

児童生徒の諸課題の解決について学級担任一人で抱え込むことなく、生徒指導主事や養護教諭、SC、SSW等の校内で組織的に対応していくとともに、校外の関係機関等との連携・協働に基づくネットワーク型支援チームによる地域資源を活用した組織的対応の必要性が求められています。



参考資料：文部科学省HP

「生徒指導提要」

R4.12.22 改訂

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

③誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）

令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」で小・中・高等学校の不登校児童生徒数が30万人を超え、過去最高となりました。また、90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない小・中学生が4.6万人いることも明らかになりました。

これらの状況を受けて文部科学省は、不登校対策の一層の充実を目指し、令和5年3月31日付けで「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を策定しました。

○不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

- ・ 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置を促進
- ・ 教育支援センターの機能強化
- ・ 高等学校においても柔軟で質の高い学びを保障
- ・ 多様な学びの場、居場所を確保

○心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

- ・ 1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進
- ・ 「チーム学校」による早期支援を推進
- ・ 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

○学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

- ・ 学校風土の「見える化」
- ・ 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
- ・ いじめ等の問題行動に対しては毅然とした対応を徹底
- ・ 児童生徒が主体的に参加した校則等の見直しの推進
- ・ 快適で温かみのある学校としての環境整備
- ・ 障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う共生社会を学ぶ場に



参考資料：文部科学省HP

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」

R5.3.31 通知

<https://www.mext.go.jp/content/000320701.pdf>



参考資料：文部科学省HP

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」

R5.3.31 策定

https://www.mext.go.jp/content/20230418-mxt_jidou02-000028870-cc.pdf

④不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）（別紙 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方）

文部科学省は、これまで発出してきた通知について、「学校に戻ることを前提としない方針を打ち出した」等の指摘があることから、学校教育の意義や不登校児童生徒の支援のあり方について誤解が生じないようにと、令和5年11月17日付けで「不登校の児童生徒等への支援の充実について」（通知）の別紙にて、不登校児童生徒への支援について改めて基本的な考え方を示しました。

○令和元年10月25日付けの「不登校児童生徒への支援の在り方について」の周知

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること
- ・学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組みが重要であること
- ・既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること

○学校教育の意義及び在り方（誰もが安心して学べる魅力ある学校づくり）

- ・学校生活のうち多くの時間を占め、学校における教育活動の中心となる授業を魅力あるものにしていくこと
- ・児童生徒の教職員への信頼感や学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気について、その把握に努め、関係者が共通認識を持ってその改善に取り組むこと
- ・不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるようにすること

○不登校の児童生徒や保護者への支援等の実施

- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」「文部科学大臣メッセージ～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～」も踏まえ、一人一人に応じた多様な支援を行うこと
- ・関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うこと
- ・不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、SCやSSWによる保護者への相談支援の実施に加え、学校設置者等における相談窓口の設置や、保護者が必要とする情報を整理し提供すること



参考資料：文部科学省HP

「不登校の児童生徒等への支援の充実について」

のうち、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方(別紙)

R5.11.17 通知

https://www.mext.go.jp/content/20231120-mxt_jidou02-000032767_01.pdf

⑤こども基本法

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指し、令和4年6月に公布され、こども家庭庁が創設された同日の令和5年4月1日付けで施行された法律です。この法律では、こども施策の基本理念等や、国や都道府県、市区町村等の社会全体で子どもや若者に関する取組みとなる「こども施策」を進めることが明記されています。また、事業主や国民にも下記の基本理念を踏まえた努力すべきことが示されています。こども施策は下記の6つの事項を基本理念として行います。（第3条）

- 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること
- 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

なお、こども基本法第11条において、「国及び地方公共団体は、こども施策の策定、実施、評価に当たっては、こども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること」が明記されています。

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されています。



参考資料：e-Gov(法令検索)HP

「こども基本法」

R4.6.22 公布、R5.4.1 施行

<https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC1000000077>



参考資料：こども家庭庁HP

「こども大綱」

R5.12.22 閣議決定

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/276f4f2c/20231222_policies_kodomo-taikou_2l.pdf

(3) 山形県の不登校児童生徒の状況

全国的に不登校児童生徒数が増加している中、山形県においても同様に増加傾向にあり、令和5年度においては、小学校では785人（前年度比100人増）、中学校では1,554人（前年度比166人増）、高等学校では644人（前年度比56人増）となっています。

1,000人あたりでは、全国よりも少ない状況にありますが、増加傾向にあることを課題と受け止め、未然防止及び早期対応、関係機関と連携した支援ができるように努めていく必要があります。

不登校の児童生徒について学校が把握した事実としては、山形県も全国と同様の傾向にあり、全校種で「生活リズムの不調」「学校生活に対してやる気が出ない等」「不安・抑うつ」が多い状況となっています。さらに、「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題」「学業の不振や頻繁な宿題の未提出」「親子の関わり方に関する問題」についても相談等が多い状況にあります。

表1-1 不登校児童生徒数の推移（国公立小中合計）

（単位：人）

年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	増減
山形	不登校児童生徒数	1,153	1,226	1,554	2,073	2,339	266
	1,000人あたり	14.3	15.6	20.1	27.3	31.7	4.4
全国	不登校児童生徒数	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482	47,434
	1,000人あたり	18.8	20.5	25.7	31.7	37.2	5.5

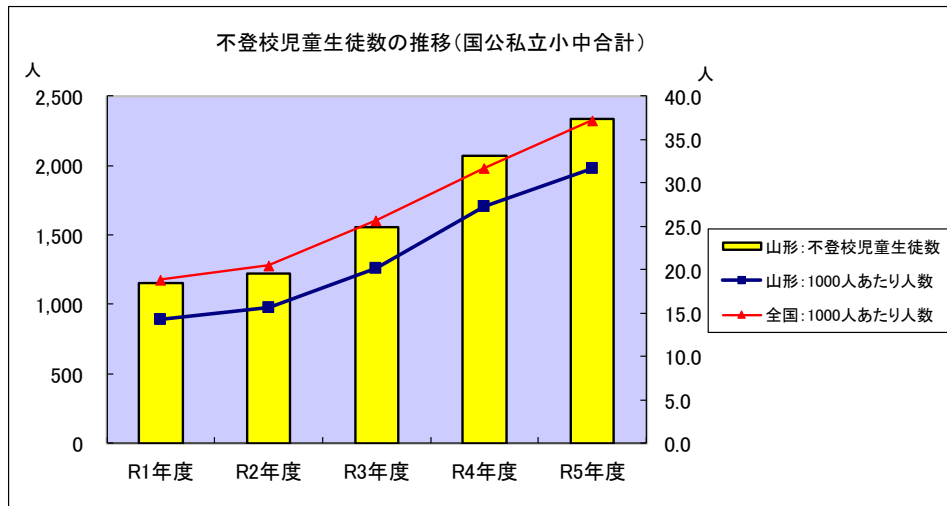


図1-1 不登校児童生徒数の推移（国公立小中合計）

（参考：令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

表 1－2 小中学校種別の不登校児童生徒数の推移（国公立小中合計）

（単位：人）

年度			R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	増減
小 学 校	山形	不登校児童数	278	344	428	685	785	100
		1,000人あたり	5.3	6.7	8.6	14.0	16.5	2.5
	全国	不登校児童数	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370	25,258
		1,000人あたり	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4	4.4
中 学 校	山形	不登校生徒数	875	882	1,126	1,388	1,554	166
		1,000人あたり	31.2	31.9	41.1	51.9	59.3	7.4
	全国	不登校生徒数	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112	22,176
		1,000人あたり	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1	7.3

表 1－3 高等学校の不登校生徒数の推移（国公立高校合計）※通信制高校は含まない

（単位：人）

年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	増減
山形	不登校生徒数	445	373	486	588	644	56
	1,000人あたり	15.3	13.2	17.9	22.1	24.8	2.7
全国	不登校生徒数	50,100	43,051	50,985	60,575	68,770	8,195
	1,000人あたり	15.8	13.9	16.9	20.4	23.5	3.1

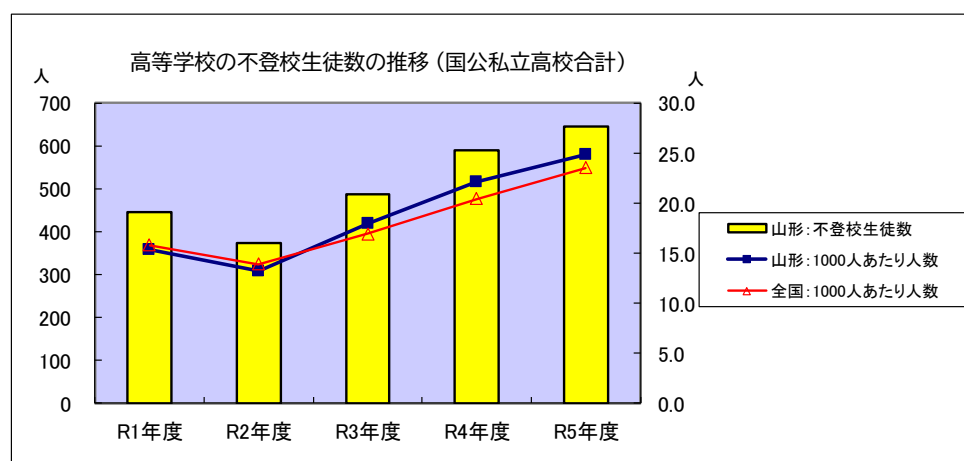


図 1－2 高等学校の不登校生徒数の推移（国公立高校合計）※通信制高校は含まない

（参考：令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

※「不登校」児童生徒の定義…30 日以上欠席した児童生徒数。「不登校状態」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況をいう（ただし、「病気」や「経済的理由」によるものを除く）。

山形県の高等学校の中途退学者は、令和5年度においては372人となっており、中退率は全国平均をやや下回っています。中途退学の理由としては、「進路変更」と「学校生活・学業不適応」で約80%を占めています。スムーズな中高接続のためには、進路選択時に高校の魅力・特色をよく理解することや、進学先の高校と中学校・関係機関との間で、個々の生徒の情報共有に努めていくことが必要です。

表1－4 高等学校における中途退学者数の推移（国公立私立高校合計）※通信制高校を含む

年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	増減
山形	中途退学者数	356	320	360	318	372	54
	中退率（％）	1.2	1.1	1.3	1.1	1.4	0.3
全国	中途退学者数	42,882	34,965	38,928	43,401	46,238	2,837
	中退率（％）	1.3	1.1	1.2	1.4	1.5	0.1

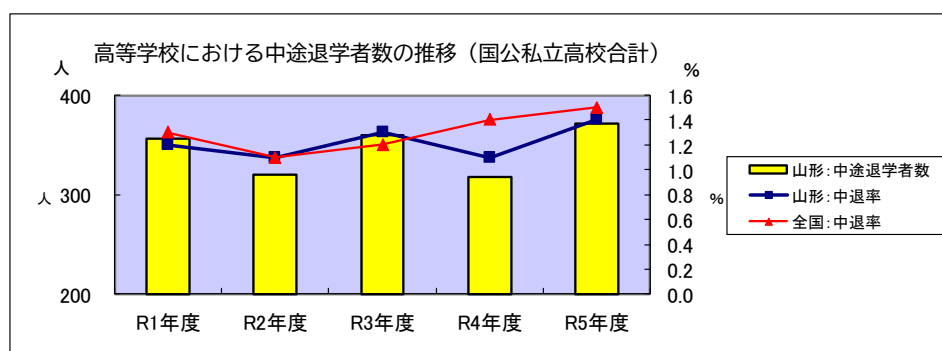


図1－3 高等学校における中途退学者の推移

（参考：令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

また、文部科学省委託事業「不登校の要因分析に関する調査研究」では、実際に不登校だった児童生徒とその保護者、担任教師等を対象とした調査を実施しています。

その調査では、不登校の関連要因を明らかにするために、不登校の児童生徒と不登校でない児童生徒の違いについて検討しており、児童生徒本人や教師の回答の違いについて解析しています。その結果、教師と児童生徒の回答の両方から、一致して不登校のリスクを高める可能性がある要因として、「仲の良い友達がいらない」といった友達からの孤立、「授業が分からない」こと、「宿題」、「制服・給食・行事」といった、学校において“みんな一緒”が求められるような決まりに対する不適応は、不登校のリスクを高めている可能性があるとされています。また、「インターネット・ゲームの影響」、「感覚過敏」、「からだの不調」や「不安・抑うつ」は、教師には見えにくい可能性もあるものの、教師と児童生徒ともに、一致して不登校との関連が見られるとされています。

2 不登校の未然防止に向けた取組み～魅力ある学校づくり～

全国の小中学校で不登校児童生徒の約半数が、年度中に新たに不登校になった児童生徒であり、本県においても同様の傾向があります。各学校では新たな不登校を生まないための取組みが大切です。

(1) 学校における生徒指導の充実

①生徒指導の目的と生徒指導の実践上の視点

生徒指導提要において、生徒指導とは「児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることが出来る存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のこと」であり、生徒指導の目的は「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること」であると示されています。

そして、その目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力（深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標達成のため、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力）を身に付けることが重要とされており、それを獲得するために、学校は多様な教育活動の中で、「生徒指導の実践上の視点」を意識して指導することが大切です。

■生徒指導の実践上の視点

○自己存在感の感受

⇒集団に個が埋没しないよう自己存在感等を実感できるよう工夫

○共感的な人間関係の育成

⇒支持的で創造的な学級・ホームルームづくり

○自己決定の場の提供

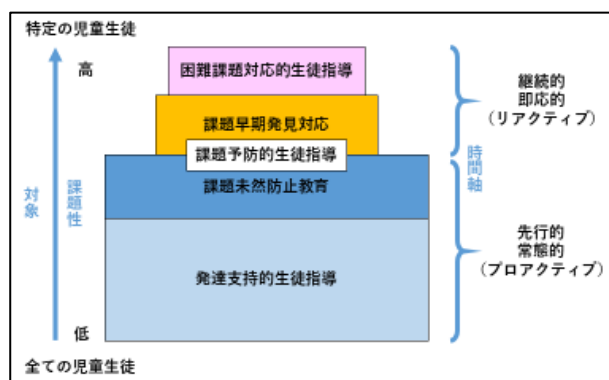
⇒「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

○安全・安心な風土の醸成

⇒児童生徒による安心して学校生活が送れるような風土づくりを支援

②生徒指導の構造化

生徒指導を構造化すると、2軸3類4層に分類されます。不登校の未然防止の取組みとは、児童生徒の課題への対応の時間軸に着目した2軸における、常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導です。この常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導とは、発達支持的生徒指導と課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）であり、この2つについて具体例を踏まえて説明します。



③発達支持的生徒指導と授業づくり

日常の生徒指導を基盤とする発達支持的生徒指導とは、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立っています。

児童生徒が学校で過ごす時間の多くが「授業」の時間です。日々の授業の中で、教師が生徒指導を意識すること、そして生徒指導と学習指導は一体であることを意識することが重要となります。

具体的な事例として「生徒指導の実践上の視点」に当てはめて、日々の授業場面について整理すると、以下のようになります。

○自己存在感の感受

例)「ネームプレート」の活用、全員が応答できる発問・助言、つぶやきへの注目、どんな発言も取り上げる、どの場面でどの子を活躍させるか事前想定 等

○共感的な人間関係の育成

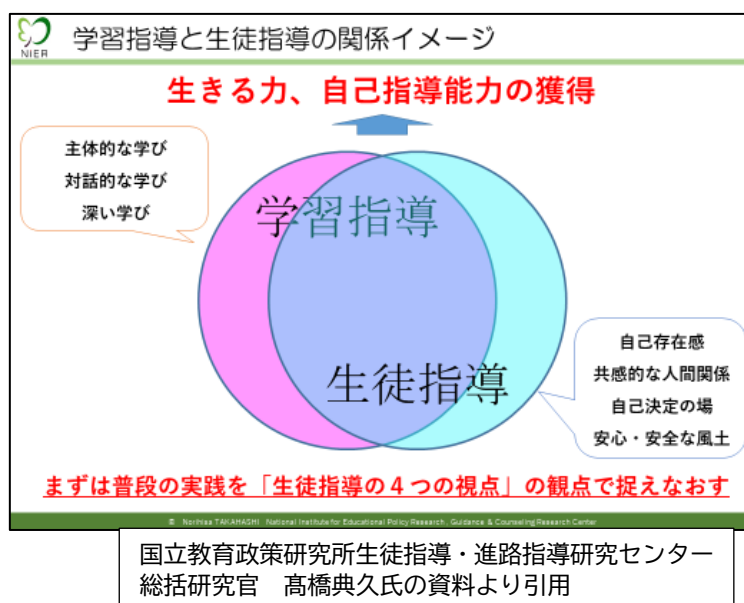
例) 友達の意見をうなずきながら聴く、言い終わるまで待つ、一人一人を褒める、常に子どもの人間性を認める、間違った応答も笑わない(否定しない) 等

○自己決定の場の提供

例) 選択場面の設定、対立意見を生む発問、一人調べの時間確保、視点の明確化、考える時間の十分な保障、思考過程の分かる板書・ノート 等

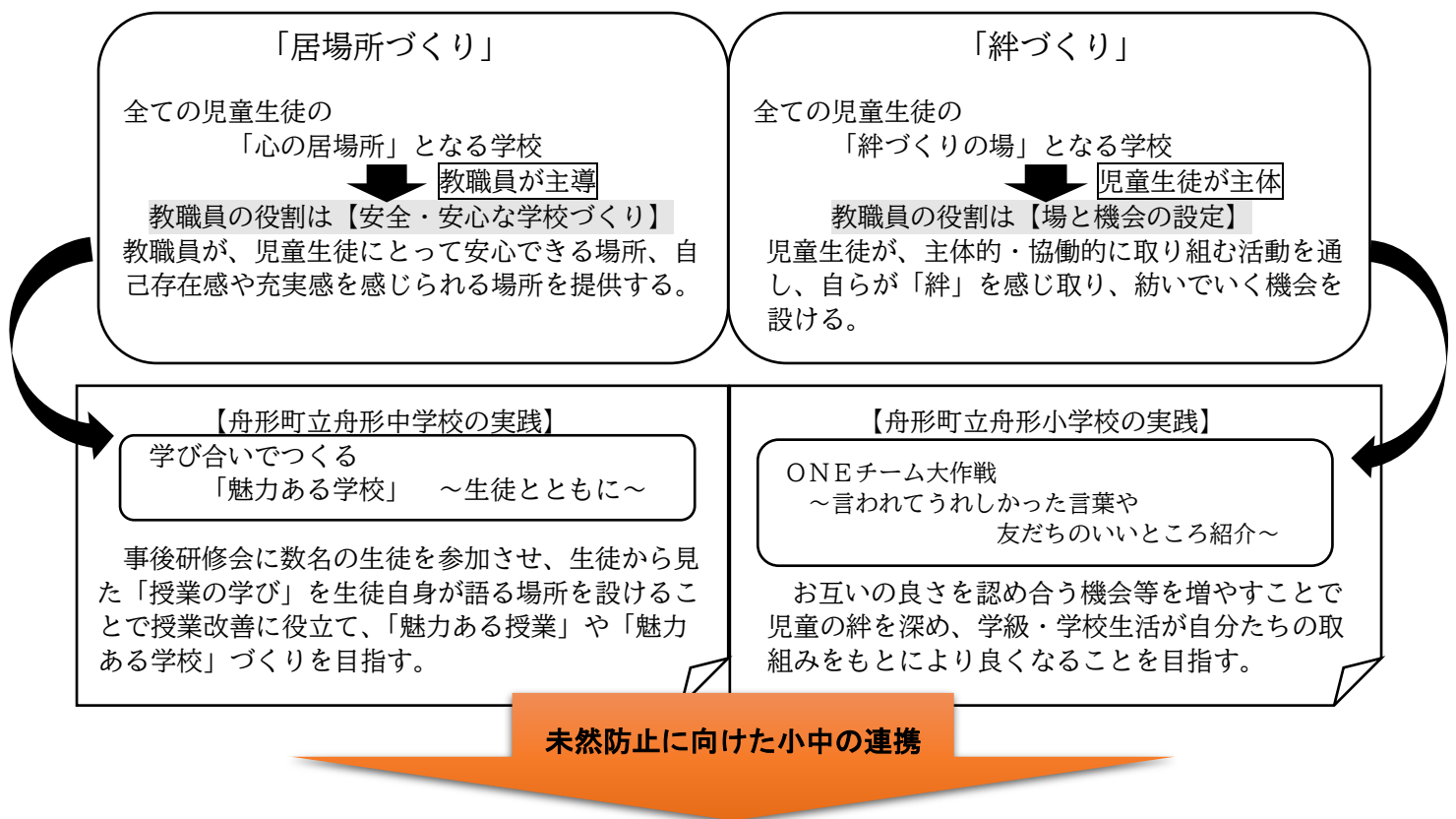
○安全・安心な風土の醸成

例) めあての工夫や見通しを持たせる支援、教師との信頼関係づくり、多様な考えや意見が尊重されるような人間関係づくり 等



参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
総括研究官 高橋典久氏の資料

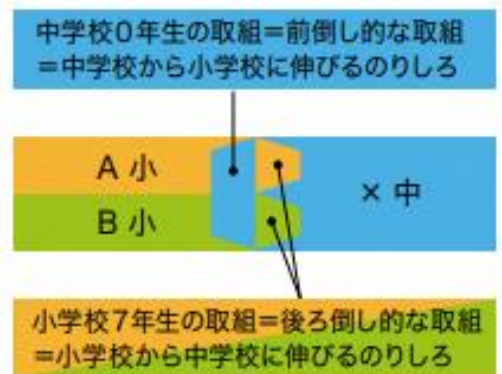
このような発達支持的生徒指導については、各学校で様々な実践があり、取組みが推進されています。本県においては、最上地区で平成29年度から令和2年度まで、庄内地区で令和3年度から4年度まで、国立教育政策研究所委託事業「魅力ある学校づくり調査研究事業」を受け、不登校の未然防止の取組み(発達支持的生徒指導)を実践・検証、改善していくPDCAサイクルを学校全体で進め、不登校児童生徒の新規数抑制を目指してきました。次のページはその実践の一部になります。



【「のりしろ」の取組み】

児童の環境が激変する中学校進学に向けて、小中間で継続する力を補強することで、中学校1年時の新規不登校の出現の抑制を目指すこと。

- 「中学校0年生」の取組み（12～3月）
 - ・中学校での生活の変化（教科担任制・部活動等）を予告する。
 - ・進学後への期待を高める。
- 「小学校7年生」の取組み（4～7月）
 - ・小学校生活の取組み等を延長して実施し、進学後の不安を弱める。
 - ・小学校時代に多くの児童が自信を持って取り組んだ内容を生かす。



【小中連携の取組み】

(例) 舟形中学校区で行った「魅力創生サミット」

- 小中連携を通して、児童生徒が自分たちで「魅力的な学校をつくる」という意識を持ち、具体的な取組みを考え、その後の各学校の実践につなげていくこと。
- 小・中学校の各代表が意見交換等を行うことにより、児童が安心して中学校へ進学できるようにすること。

〈令和2年度の次第（主な内容）〉

- ・小学校及び中学校の取組みの紹介
- ・意見交換
- ・ワークショップ
（メディア利用について）

このような手立てや取組み等は、多くの学級や学校で意識的もしくは無意識的に取り組まれていることです。今後、全ての学校において、学校行事や児童会・生徒会活動、そして日々の授業を「生徒指導の実践上の視点」から捉え直し、発達支持的生徒指導を意図的・意識的に行う必要があります。そうすることで、教師の言動や姿勢（温かいまなざし・声かけ・ふるまい等）が変わり、その積み重ねで児童生徒との関わり方や日々の授業が変わっていくと考えられます。



参考資料：山形県HP

「いじめ・不登校未然防止の取組」

<https://www.pref.yamagata.jp/bunkyo/kyoiku/iinkai/kyouikuiinkai/mizenboushi/index.html>

④課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）とSOSの出し方に関する教育の充実

組織的・計画的な課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）は、全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施することです。具体的には、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等が該当します。

SOSの出し方に関する教育（SOSの出し方教育と受け止め方等）については、心身の健康や生命の尊さ等を学ぶ体育・保健体育や特別活動、道徳等の各教科・領域を通して実施しています。また、専門の講師を招へいして、SOSの出し方教育に特化した講話（授業）を行っている学校もあります。さらに、SCやSSW等の教育相談関係者を対象とした研修においても、SOSの出し方教育と受け止め方等について学ぶ機会を設けています。

各学校においては、児童生徒の実態を踏まえ、適切にSOSの出し方に関する教育を実施する必要があります。



参考資料：厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターHP

<https://jscp.or.jp/school/contents/educational-institution-sos.html>

（２）特別支援教育の視点からの未然防止の取組み

特別支援教育の視点からのアプローチとして、分かりやすい授業づくりや学級経営の工夫が挙げられます。特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、教職員による障がいの理解のもと、障がいの状態に応じた適切な支援が必要となります。その際、学習上の学びにくさ、生活上の困難さについて児童生徒理解を丁寧に行い、その子の長所や強みを生かして、個々に必要な支援を考えることが大切です。

また、特別支援教育の視点を生かすことは、障がいの有無に関わらず、全ての児童生徒にとっても有効なものです。授業づくりや学級経営を考える時には、ユニバーサルデザインの視点を参考として取り入れてみましょう。（参考：山形県教育センター「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」（H25.3））

障がいの状態に応じた支援や、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり等、小・中・高等学校での特別支援教育の充実を図るために、特別支援学校のセンター的機能の活用が考えられます。県では「特別支援巡回相談事業」により、特別支援教育に精通した専門の巡回相談員（特別支援学校の教員、小・中学校の教員）を幼稚園・保育所・認定こども園、小・中・高等学校の依頼に応じて派遣しています。

具体的には、下記について活用することができます。

- 児童生徒の実態把握や支援方法についての相談
- 特別支援学級の学級経営や教育課程編成、通級による指導の学習内容についての相談
- 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成についての助言
- 幼稚園・保育所・認定こども園、学校の特別支援教育体制づくりについての助言
- 幼稚園・保育所・認定こども園、市町村教育研究会や学校で特別支援教育の研修会を行う際の講師依頼
- 発達障がいのある生徒の就労支援についての相談 等

申請・派遣の手続きは下記の図2－4のとおりです。

【申請・派遣の手続き】	
巡回相談の担当	依頼者
	幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校の特別支援学級・通級指導教室
	高等学校等（県立中学校含む）
	小・中学校の通常の学級
	担当する巡回相談員
	特別支援学校
	特別支援学校（連携校・別紙参照）
	小・中学校、特別支援学校
*巡回相談員は上記を基本の担当としますが、相談内容に応じて柔軟に対応します。	
① 巡回相談の依頼	○ 事前に電話で打診し、相談内容、期日を確認します。 【依頼者が幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校の特別支援学級・通級指導教室、高等学校等（県立中学校含む）の場合】 依頼者は、学校へ直接連絡をします。
	 依頼者 → 特別支援学校
② 派遣申請書の提出	○ 日時が確定したら、依頼者は派遣申請書を送付します。
	 依頼者 → 各教育事務所 → 小・中学校、特別支援学校
③ 巡回相談員の派遣	○ 相談内容に応じて巡回相談員を派遣します。
④ 報告書の提出	○ 巡回相談が終了したら、依頼者は報告書を提出します。（裏面記載様式参照） 【依頼者が幼稚園・保育所・認定こども園、高等学校等（県立中学校含む）の場合】 直接、教育局特別支援教育課へ提出ください。メール(ed.tokushi@yamagataps.jp)での提出も可 【依頼者が公立幼稚園、小中学校の場合】 管轄の教育事務所を経由し、教育局特別支援教育課へ提出ください。

図2－4 特別支援巡回相談事業の申請・派遣の手続きについて



参考資料：山形県HP

教育局特別支援教育課「巡回相談事業リーフレット」

<https://www.pref.yamagata.jp/700027/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/tokubetsu/r2tokushi-junkaisoudan.html>

(3) 未然防止における保護者への支援と連携

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものです。よって、児童生徒の欠席が続いてから個々に支援の方向性を伝えるのではなく、年度初めに学校と全ての保護者とで、校内外の支援について共有を図ります。特に以下の2点を共有しておくことが大切です。

①児童生徒の支援に関する考え方等の共有

年度初めに、全ての保護者と不登校児童生徒の支援に関する考え方を共有しておくこと、児童生徒が登校をためらい始めた際、早い段階から保護者と連携した支援を行うことができます。特に5ページの第1章(1)で挙げた5点に加え、各学校が保護者と共有したいことを踏まえて、保護者と連携して児童生徒を支援していくことを伝えます。

②学校内外の相談・支援体制の周知

全国的に、学校内外における相談・支援体制が拡充されている一方、それらの情報が保護者に届かないことが課題になっています。よって、それらの情報を、年度初めに全ての保護者に周知するようにします。もし、説明を聞けなかった保護者がいれば、資料を渡す等で確実に伝えるようにします。しかし、年度初めのうちは、多くの保護者にとってこれらの資料は必要ないかもしれません。それでも、学校が支援に関する資料を配布することで、年度途中に支援が必要となった際には有用な情報となります。また、資料が学校から配布されたことで、保護者が学校に相談するハードルを下げることにもつながります。

(学校として)

学校外の施設等の情報収集

多くの保護者は、教育支援センターやフリースクール等の民間支援団体での支援を望む場合、学校に施設の情報を尋ねてくるのが想定されます。そこで、校内で役割分担をする等して、必要な情報を保護者に伝えられるよう準備を進めておくことが大切です。

<参考>

県内には、年度初めや進学時に教育支援センターの案内を全家庭に配布している自治体があります。また、県のホームページでは、市町村が設置している教育支援センター、フリースクール等の民間支援団体、親の会の情報を掲載しています。さらに、民間支援団体の「特定非営利活動法人クローバーの会@やまがた」では、「やまがた居場所マップ」を作成しており、団体のホームページからもダウンロードができます。

なお、不登校児童生徒を支援している民間支援団体や親の会は、県のホームページや「やまがた居場所マップ」に掲載している団体以外にもあり、それぞれの方針に従って運営されています。



参考資料：山形県HP

「山形県内の教育支援センター一覧」

<https://www.pref.yamagata.jp/700012/siennsennta.html>



参考資料：山形県HP

「山形県内で不登校児童生徒等の相談・支援を行っている民間支援団体

<https://www.pref.yamagata.jp/700012/minnkansienndanntai.html>



参考資料：クローバーの会@やまがたHP

「やまがた居場所マップ」(R6.3月発行)

(「やまがた居場所マップ」の項目をクリックし、ダウンロードしてください。)

<https://clover-yamagata.jimdofree.com/>

不登校の未然防止 ～特別支援教育の視点から～

FR 教育臨床研究所 花輪 敏男

1 不登校発生のメカニズム

不登校は、教育ストレス(学校で起きるすべてのストレス)とその子の心理的な成長・発達の状態とが絡み合って発生すると考えられます。その子に発達障がいがある場合、発達障がいがない子よりもはるかにストレスを感じる学校生活を送っていると考えられますので、不登校になる可能性は高くなると考えられます。

2 発達障がいの二次障がいとしての不登校

不登校の中に、発達障がいのある子が 30%～60%存在しているという調査・研究があります。数字の幅が大きいですが、これは調査対象の機関によって違いが出ていると考えられます。相談が初期の段階なのか長期にわたっている・こじれている段階なのかでも違いが出るでしょうし、担当者が発達障がいのことをよく知っているか否かでも大きく違いが出ることでしょう。

いずれにしても、不登校の中には、これまで考えられてきた以上に発達障がいの子が多いということに留意しなければならないと思っています。

3 自閉症スペクトラム(ASD)の不登校

社会性の障がい・コミュニケーションの障がい・こだわりの強さ、さらに過敏性が主たる特性であるASDは、そもそも集団の中で生活することに困難さがあります。さらに「学校に行かない」ことにこだわってしまうと頑なに登校を拒んでしまうことになってしまいます。

ASDの不登校の特徴として、次のようなことが挙げられます。

- ・屁理屈で自分の行動を正当化する ・カウンセリングの効果がない
- ・場面によって極端に状態が違う(同級生が怖いと言いながら地域では会える、時に登校することもあるが一貫性がない、平然としている等)

4 予 防(発生予防、早期発見・早期対応、再発予防)

発達障がいは脳の機能障がいです。それ故、それぞれの特性をよく理解し、脳の働きに合うような対応をしなければなりません。

発達障がいのある子もストレスを感じない学校生活を送ることができれば、不登校にならずに済むと言えるのではないのでしょうか。

特別支援教育の充実こそが不登校発生の予防に直結しているのです。つまり、日常生活(学校生活・家庭生活)の中で「特別な配慮(合理的配慮)」が保証されていないということにほかなりません。

ゲーム・ネット依存と不登校

FR 教育臨床研究所

花輪 敏男

1 ゲーム・ネットにはまっている不登校の子

不登校になるきっかけはいろいろであると思われますが、毎日の生活がゲームやネットで占められているという不登校の子が圧倒的に多いという現状があります。

韓国では、「不登校」と「ネット依存」がほぼ同義語として使われています。日本でもそれに近い現状にあることを認識しなければならないのではないのでしょうか。もっと危機感を持つべきではないかと強く思うものです。



2 ネット依存の状態（チェックリストから抜粋）

- ・家族や友達というよりネットをしている方が楽しい
 - ・気がつくと何時間もネットをしている
 - ・ネットをやめるように言われると腹が立つ
 - ・ネットをしている時、自分が変わったように感じる 他
- なお依存症については、かなり重程度でも本人は認めないものです。

3 対 応

A県が「小学生は1日60分、中学生は1日90分を目安に」という趣旨の条例を定めようとしたことがありました。早速、識者と言われる方々が「条例で定める性質のものではない。それぞれの家庭で決めていくものだ。」と反対の声を上げていました。

確かに本来は家庭で決めていくものであるでしょう。しかし、現実には保護者だけではコントロールできない状況にあるとみるべきではないのでしょうか。

早い段階のうちに（小学校低学年までに）家庭で話し合い、ルールを定めることが重要でしょう。その場合、保護者と子どもがwin-winの結果になるように、話し合いの仕方を学校側がアドバイスできればいいのではないかと考えています。

依存症あるいはそれに近い状態のときは、時間を決めてルーターを外し、親が管理する、ゲーム代金が自動的に払われているシステムを変える等の物理的な介入が必要になってくるでしょう。また、医療が必要なレベルの子も相当数存在すると思われます。

「不登校」というよりも「ゲーム・ネット依存」にどう対応するかという視点に変えていかねばならないケースがあることに、もっと注意を向けなければならないのではないのでしょうか。

不登校児童生徒の相談支援ガイド（リーフレット） の活用について

山形県教育委員会

1 「不登校児童生徒の相談支援ガイド」とは

山形県教育委員会では、不登校児童生徒の将来の社会的な自立に向けて、学校や不登校児童生徒を支える関係機関、フリースクールや親の会等の民間支援団体等が連携を図り、「本人の考えを大切にした自立」へのサポート体制の充実を目指し、令和3年3月に発行しました。

特に、以下の3点を学校の先生方に理解、そして活用いただきたいと考えています。

- ① 児童生徒の将来の社会的な自立を促すためには、個々の状況により「学校に登校すること」を目標とする他にも様々なアプローチがあり、本人や家族を支援する関係機関や民間支援団体があること。
- ② 学校を核としながら、不登校児童生徒を支える関係機関や民間支援団体が、児童生徒の社会的な自立という目標に向けて、ともに連携して支援を行うこと。
- ③ 不登校児童生徒の家族との面談時に、本リーフレットを活用することで、本人や家族が相談や支援を受けられる学校以外の機関や団体に関する情報提供ができること。

2 具体的な活用

実際に面談時に以下のように活用し、不登校に悩む児童生徒や保護者の支援に役立てています。

(1) 保護者への活用

相談のため教育委員会やフリースクールに来所した保護者に、本リーフレットを提示して、学校以外の支援として、教育支援センターやフリースクール等民間支援団体の情報やその利用について説明を行いました。

(2) 児童生徒への活用

SCが不登校生徒との面談（カウンセリング）において、「フリースクールに行きたい」と話した生徒に、本リーフレットを提示してフリースクールの情報を紹介したり、利用する際の今後の見通しについて説明したりしました。



リーフレットはこちらから
ダウンロードできます

山形県 HP

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/16978/soudannnsienngaido.pdf>

3 早期発見・早期対応による不登校児童生徒等の支援 ～アセスメントとチーム学校による対応～

児童生徒が登校できない状況になった時の関わり方、考え方を「チーム学校」として共通理解しておくことが求められます。将来の社会的自立を見据えた支援を考える上で、今、児童生徒がどのような状況かを把握するアセスメントの視点が重要です。

(1) アセスメントと日頃の見取りを生かした働きかけ

児童生徒が学校生活を送る中で、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っていて、登校したくてもできない状態や登校をためらうような状況になり、理由が明確でない欠席が続くことがあります。このような様子が見られた場合や、「学校に行くのがつらい・行けない」という相談等が寄せられた場合、できる限り早期に複数の教職員で情報共有し、支援内容を検討します。

①支援の検討に当たっての視点

支援を考える上で必要なのが、不登校に至るまでの背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につなげるアセスメントの視点です。教職員が考える不登校のきっかけと、児童生徒自身による回答にはずれが生じることもあり、きっかけそのものが「分からない」という児童生徒もいます。「なぜ行けなくなったのか」と原因のみを追求しようとしたり、「どうしたら行けるか」という方法のみにこだわったりすることは、結果として効果的な支援につながりません。

以下を含め、児童生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添う姿勢が大切です。

- ・どのような学校であれば行けるのかという支援ニーズ
- ・本人のどうありたいかという主体的意思（希望や願い）
- ・本人が持っている強み（リソース）や興味・関心

その上で、アセスメント、つまり全体状況の把握に基づく個に応じた具体的な支援を行います。把握の際は、学習面、心理・社会面、進路面、家庭面の状況や環境について等、多面的な情報を収集していくことが重要です。

②日頃の見取りを生かした関わり

教職員は、毎日見ているという強みを生かし、「ちょっとした変化」「小さな成長」に気付けるようアンテナを高くしておきたいものです。言葉や行動、表情に気を配ると同時に、友人関係や教職員との関係、学業成績など幅広い事項についての多面的な気付きが、早期の関わりや支援につながります。

また、多様な困難を抱えた児童生徒は、保健室や相談室を訪れることがあります。心身の不調などの訴えに対して養護教諭による相談が行われたり、ＳＣ等が個別の相談に応じたりする場合もあります。適切に情報を共有することで、継続的に休み始める前に関わる事が可能となります。

心身の不調の背景に、家庭のことが関係していることも少なくありません。早期の支

援には、教職員と保護者との信頼関係に基づく情報共有は不可欠です。保護者の話をよく聴き、お互いに協力者としての関係を築いていくことが重要です。

③不登校児童生徒の早期支援における考え方

教員・保護者等大人の多くは「学校に登校することは当たり前」という感覚を持っています。しかし、中には、その当たり前を日々繰り返すことに想像以上のエネルギーや困難を伴っている児童生徒もいます。まずは、全ての大人が「“登校できていること”は決して当たり前のことではない」という考え方のもと、児童生徒が日々のどのように学校生活を送ろうとしているか、ということに目を向けていくようにします。

その上で、不登校児童生徒の早期支援については以下の考え方が重要です。

○不登校は怠けではないと理解する。

行きたくともいけない心身の状態であることを大人が理解し、本人にも伝える。

○児童生徒の心をほぐすことから始める。

心身の不調とあわせて、心に固さや敏感さがある、又は心のエネルギー不足になっていることがある。「どうしたらいいか分からない」と困惑していることも多い。日常の小さなことから傷ついた自己肯定感を回復できるように支援をする。

○まずは児童生徒本人の不安やつらさを大人がじっくり聴く。

大人が価値観を押し付ける姿勢だと、児童生徒は失望を深める。まずは安心して話ができる落ち着いた環境で、じっくり話を聴くことから始める。思いを言葉にできたこと、真摯に聴いてもらえたことで、児童生徒の心が落ち着く場合も多い。

○常に本人の意思を確認・尊重しながら支援する。

大人の考えのみを押し付けて児童生徒の行動を決めると、かえって大人や社会への不信を抱かせることもある。さらに深い無気力な状態につながることも多い。小さな失敗も一緒に乗り越える経験になるよう、また、児童生徒が柔軟な考え方を持つことができるよう支えていく。

また、保護者から情報を得ることも必要にはなりますが、保護者との関わりも早期ほど大切になってきます。以下の姿勢が求められます。

○混乱した状態になっている保護者を支援する。

保護者は当初、自分の子育てが間違っていたのではないかと、必要以上に自分たちを責めることがある。ここを和らげるのが最初の支援になる。保護者の混乱が収まることで、前向きな一歩につながっていく場合もある。

○保護者の状況や心情の理解に努め、子どもの支援者としての信頼関係を築く。

保護者の、原因を何かに求めたいほどの思いや、落ち込みや憤りといった気持ちの背景を探り、共感的・受容的な姿勢での関わりで信頼関係を築く。保護者が、自身の願いは一旦脇に置いて子どもの気持ちを聴くことができるよう支援する。

(2)「チーム学校」としての組織的対応の重要性

①ケース会議とは

事例を個別に深く検討することで、その状況の理解を深め支援策を考える会議。

＜出席者の例＞ ※校種や規模によって異なります

担任、学年主任、校長、教頭、養護教諭、生徒指導担当、コーディネーター（特別支援教育担当、教育相談担当、不登校児童生徒支援担当）、SC、SSW、保護者など、学校や児童生徒の状況に応じた参加者

ケース会議の目的は、その児童生徒や家庭に必要な指導や支援は何か、その支援をどのように届けていくかを決定することです。早期対応の段階では、不安や悩みを抱える児童生徒を把握し、意識的に見守る教職員の目を増やしていく中で、特に集中的な関わりの必要性があると判断された児童生徒についてケース会議を行います。困難な状況において苦戦している特定の児童生徒のケース会議では、教育、心理、医療、発達、福祉等の観点からアセスメントし、長期的な手厚い支援が組織的に行われるよう検討します。

他の教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が広がります。また、学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい解決の方向性を見い出したりするためには、多職種の専門家との連携が不可欠です。異なる専門性に基づく発想が重ね合わさることで、新たな支援策が生み出されます。

チームによる指導・援助の実施段階では、コーディネーターが中心となって、定期的にケース会議を開催します。ケース会議では、メンバーの支援行為、児童生徒や保護者の反応・変化についての経過報告を行い、目標達成の進捗状況を把握します。特に、効果的な支援は継続・発展させ、そうでない支援は中止・改善する必要があります。

なお、年度を越える場合は、再度新年度にケース会議を開催してアセスメントを行い、チーム支援計画を見直して支援を継続します。

②ケース会議の進め方と大切にしたいこと

【当事者の混乱を整理し、不安や焦りを和らげる】

不登校や登校をためらう状態にある児童生徒・保護者、それを最も近くで支援する担任等は、大きな混乱や焦り・不安の中にいます。ケース会議は、全ての参加者が、当事者の言葉に耳を傾けて思いを共有することから始める、という共通理解で実施します。

ケース会議で、直接支援する担任等の指導の足りなさを指摘し続けたり、不登校となった原因のみを追求しようとする話に終始したりすることは、避ける必要があります。支援する担任等の意欲が大きく損なわれ、結果として児童生徒や保護者と関わりが薄くなってしまふ、ということにもなりかねません。参加者は「～すべき」「～が原因」「急

がなければ～」という考えを押し付けるのではなく、まずは当事者の混乱が落ち着き、焦りや不安が少しでも和らぐことに意識を向けます。

ケース会議は、支援する大人の孤立状態を回避するための会議でもあります。

【共通理解・情報共有が必要な教職員で臨機応変に開く】

事態が常に変化し続けることの多い不登校児童生徒の支援においては、個に応じた支援となることが重要です。そのため、公式に時間が設定されたケース会議ではなくても、日頃から、情報交換や次に行ってみる支援を検討するための小さなケース会議を開催することも有効です。状況に合わせて教育相談コーディネーター等が主導し、昼休みや放課後を利用して、比較的短時間で臨機応変に会議を持つことが望まれます。教育相談コーディネーター等がファシリテーターとしての役割を果たすことが可能になるような職場の雰囲気や体制づくりを進めることも重要になってきます。

なお、SC、SSW、支援員、相談員等、専門性を生かす等して直接支援する立場にある教職員が、どの段階から会議に参加可能かを明確にしておく必要があります。

児童生徒の変化について、学年団、学年主任、教科担任・専科教員、養護教諭、委員会担当や部活動顧問等は、日常的な情報交換を積み重ねることが大切です。“週1回60分の会議より、30秒～1分の会話をできるだけ多く”という考え方です。

【自校に合った効果的な会議方法、共有方法を検討する】

持続可能な支援体制の構築を目指し、効果的なケース会議や、その目的と同等の成果が期待できる情報共有・意見交換等の在り方を、自校に合う形で検討していきます。

支援に直接関わることの多い担任や当該学年団のみに負担が集中することがないように、例えば管理職や校務の運営委員等における事前の業務分担と情報交換の手立てを日頃から明確にしておくことが考えられます。また、全ての教職員の勤務時間等にも配慮しながら、確実に支援のための情報共有と共通理解を図る手立てを取る必要があります。

情報を可視化する、効率よくポイントを整理する等、ケース会議に参加できなかった教職員にも分かりやすく支援内容を周知します。自校に合う手立てを工夫しながら、協力体制を構築する環境づくりをしていくことも大切です。

<情報共有の実践例>

- 校務システム、校内ネットワークを活用した情報共有
- ホワイトボード等の用具を活用した短時間会議
- 週時程へのケース会議等の位置付け
- 休み時間等に空き教室を利用した短時間で学年全教職員がそろう会議の実施
- 職員室内や隣室等への簡単な対話スペースの設置
- 児童生徒理解の時間確保のための職員会議内容の精選

どんな会議の「型」を取り入れるかということよりも、教職員が連携の上、自校に合った実効的かつ持続可能なチーム支援の体制を構築することが求められます。

③ケース会議を通した支援計画の作成と連携、支援計画書（シート）の活用

ア ケース会議を通した支援計画の作成と連携

欠席の期間にとらわれず、保健室や校内教育支援センター（別室）利用等の状況もみて早期に支援計画を作成します。遅刻や早退等が見られた段階で担任や教科担当者、養護教諭等が残っていた校務記録をまとめ支援計画に反映する場合があります。将来的に目指す長期目標と、それに向けた適切な短期目標の検討が重要です。

ケース会議では、主に短期目標に向け具体的な支援方針を決めていきます。その方針に基づく役割分担で、目標に向けた効果的な支援となっているかを確認するためにも連携が重要になってきます。

例として、児童生徒本人が教室にいることへの不安を話すため、短期目標として「校内での教室以外の居場所を増やす」「本人の思いを受け止める人を増やす」という方針が掲げられた場合の連携を考えます。

<具体的な支援例>

- ・当該児童生徒の希望も踏まえた上で、保健室や相談室を立ち寄れる場所とする。
- ・2～3日程度は保健室で養護教諭が児童生徒本人と話をして関係を深める。
- ・養護教諭が児童生徒本人の了解のもと相談室担当も会話に混ぜて関係を作る。
- ・相談室担当が相談室を児童生徒本人の居場所になるよう誘う。
- ・担任、学年主任は、相談室や保健室にいる児童生徒とコミュニケーションを取る。
- ・養護教諭や相談室担当、担任、学年主任は児童生徒の様子について情報共有する。

<実際の連携例>

- ・養護教諭、相談室担当は、温かい雰囲気を作れるよう、また当該児童生徒が相談室にスムーズに立ち寄ることができるよう、両者が行える工夫や他の教職員に協力を依頼する内容等について事前に打合せを行う。
- ・学年主任や担任は、児童生徒との関係が切れないよう直接本人と会話をする。相談室や保健室といった居場所担当者からの情報も参考に次の会議の準備を整える。
- ・コーディネーターは、学年主任や担任等の情報を元に、会議の開催を計画、運営をする。管理職と日程等調整する。

連携をする上で最も重要なことは、支援を行う各々が目標と役割を共通理解していることです。誰かが抱え込むことでも、各々が独自に行うことでもなく、互いに情報を共有し、目標と照らし合わせて支援の現在地を確認することが、連携の視点として欠かせません。

イ 支援計画書（シート）の活用

支援が中・長期的に継続される中で、状況に応じて目標を修正したり、次の段階に進めたりする必要も出てきます。ケース会議も継続的に行われることになります。

ケース会議においては、その都度支援計画の進捗状況を確認します。また、その場で合意や確認できた事項等は、支援計画書（シート）等に追記していきます。情報を

蓄積して支援状況の変遷を一覧にすることで、より適切に変化の兆しを捉えたり支援方法の見直しを検討したりすることができるようになります。

支援計画の作成時はもちろんのこと、目標の修正、支援方法の見直しの場合においても、児童生徒本人、保護者をはじめとした関係者の共通理解が欠かせません。特に大人は、次の視点で、常に問いながら支援を考える存在でいたいものです。

- 「誰のための」「何のための」学校復帰なのか
- 「大人が」安心感を得るための支援になってはいないか

【参考資料】児童生徒理解・支援シート（参考様式）（pp.129-131 参照）

文部科学省は、不登校児童生徒・障がいのある児童生徒・日本語指導が必要な外国人児童生徒等、支援の必要な児童生徒一人一人の状況を的確に把握するとともに、その置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学校、家庭、地域の関係機関との連携を図り、学校が組織的に作成する上記シート（参考様式）を示しています。

シートは以下の3種類で構成されています。

（1）共通シート （2）学年別シート （3）ケース会議・検討会等記録シート

文部科学省ではこのシートの活用により、支援が必要な児童生徒に関する情報を集約し、支援の計画を学校内や関係機関で共通理解を図るとともに、さらに、そのシートを進学先・転学先の学校で適切に引き継ぐことによって、多角的な視野に立った支援体制を構築することが可能となると述べています。また、実際の運用にあたっては、このシートを参考にしつつ、児童生徒の状況に応じて記載の項目や内容、方法を修正するとともに、使用する様式の欄は児童生徒に応じて記入することが適切であり、すべての欄を記入することが求められているわけではないことに留意して、実践的に使用していくことが望ましいと示しています。

（令和元年10月25日「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」別添1・2）

④校内組織における役割分担

ア 担任・学年団による支援

【担任の抱え込みを防ぎ、常に複数で支援できるよう校内の役割を明確にする】

担任による抱え込みや、次の一手が見つからないとしてこう着している状態は、学校と児童生徒・保護者との関わりの形骸化につながります。変容のきっかけを見失うことにもつながりかねません。こうした事態を防ぐため、以下のことが求められます。

- 全ての教職員が「不登校が起きるのは学級経営や学級指導の問題」という姿勢ではなく、「チームの一員として自らの立場でできることをする」という姿勢で教育活動に当たること
- 欠席が長期化する前の早期の段階から複数（できる限り常時3名以上）で支援が行えるよう、役割分担を明確にしておくこと

児童生徒・保護者が安心できる形で、担任あるいは別の教職員が「窓口」になり、学校として関わり続ける方針であることを伝えていきます。

複数での支援が必要になることを想定し、あらかじめ全校の児童生徒一人一人について「関わりをもちやすい教職員の情報」を管理職・生徒指導担当教員等が整理しておくことや、困難な事態を想定した上で動き方や連携の確認をしておくことも有効です。

複数の視点で児童生徒・保護者への支援を考えていくことにより、担任等身近な教員だけでは見落としがちな変化やきっかけが見えてくることもあります。

【家庭との連絡を絶やさず、学校として支援を続ける姿勢を伝える】

不登校の児童生徒・保護者に対して、学校の予定や連絡等の配付物、進路情報等は、児童生徒本人が見る、見ないに関わらず確実に届けます。児童生徒本人が学校の情報を忌避している段階では、保護者に直接渡す、伝えるにとどめることもあります。ただ、児童生徒本人に関する回答期限があるものや、全校や学年で一斉に行うような健康診断、校外学習、記念撮影といった案内は、児童生徒本人・保護者の意向を丁寧に確かめた上で届けます。学校側が勝手に、見ない、欠席する、と判断して児童生徒本人・保護者に伝えていなかったということは避けなければなりません。連絡手段については、丁寧に保護者と共通理解を図っていく必要があります。(第3章(3)②pp.38-39 参照)

【保護者の心情を推察し、時間をかけて関わり続ける】

休みが続き始めたばかりの頃は、児童生徒本人はもちろん、保護者の混乱も相当なものです。その焦りや不安の矛先が担任・学校に向けられることもあります。保護者が激しく攻撃的な言葉を発したとしても、その言葉に振り回されず、言葉を発するに至った心情を推察しながら話を聴く姿勢が大切です。

子どもが登校できないのはスマホ依存だから、今は行かない方がいいと病院が言ったから、学校でのトラブルが原因と保護者は語ることがあるかもしれません。その言葉の背後には、「自分の子育てや家庭環境のせいだと思われているのではないか」という保護者の強い不安や、そうあってほしくないという複雑な思いが潜んでいることもあります。学校はその思いを十分に理解した上で、時間をかけて関わり続ける必要があります。その関わりが、やがて信頼関係を生み出し、児童生徒本人・保護者の心を和らげることにつながります。このプロセスが、児童生徒本人にとって心のエネルギーと行動する意欲を補充するきっかけになるのです。

【適切な機関へつなぐ必要性を察知する】

家庭との関わりを続けていく中で、今まで見えていなかった部分が見えてくる場合があります。家庭訪問によって、居住環境に困難のある状況が見られることもあります。また、家族の関係や、生活に困難を抱えているような状況が見られることもあります。

＜居住環境に困難のある状況の一例＞

・家の中に物が長期間散乱している

- ・家中に煙草、アルコール、ごみ等の臭いが充満している
- ・建具や家具の破損がそのままになっている
- ・ペットの排せつ物が処理されずそのままになっている

＜家族の関係や生活に困難を抱えている状況の一例＞

- ・家庭内に保護者の味方になる親族がいない
- ・病気や介護の必要な親族の介助等で手一杯である
- ・ひきこもりであったり孤立状態にあったりする家族がいる
- ・精神疾患の家族がおり、適切な支援が届いていない

このような場合は、経済的な支援や福祉の面からの支援が必要なケース、又はネグレクト等の虐待やヤングケアラー（家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）の疑いも考えられます。ケース会議等でSC、SSW等の専門家の意見も聞き、行政機関・相談機関等につながり適切な支援を受けられるよう検討します。（第4章（3）④pp.53-54を参照）

【校種の特徴に配慮しながら、専門家も含めたチームで支援の方法を検討する】

小学校

小学校では、児童と学校や学級のつながりを維持する支援を考える際、その児童と仲がよいとみられる特定の児童を通じて、学校や学級と関わる機会をつくることが見受けられます。しかし最近では、学校の統合による広範囲の学区、登校班から自主登校への移行等で、児童同士が地域で関わりがない状況も見られます。また、児童や家庭の価値観も多様化し、共通の話題や遊びによるつながりが難しい場合もあります。それぞれの児童、又は保護者が納得の上でのつながりになるよう配慮するとともに、誰かの負担が大きくなっていないか、機会を見て確認していくことが必要です。

児童の人間関係が流動的であることも視野に入れる必要があります。児童が「この子としか一緒に行動できない」と思い込んでいることが、新たな課題につながっていると思われるケースもあります。

また、教科担任制の導入が進んでいる学年では、学級担任と教科担任が共通理解を持って、学習指導や授業での支援に当たることが大切です。

中学校

中学校では、保健室や相談室等への登校や部活動のみの登校、又は時間外登校等の段階的な支援を行っているケースが多く見られます。部分的な登校による支援で重要なことは、生徒本人がどう感じているのかを丁寧に確かめることです。

実際に、気にかけてくれる友達や大人の期待に応えられていないというしるめたさを感じ身動きが取れなくなっていくケースや、自分だけが部活動のみの登校を許されていることに申し訳なさを感じて意欲を失うケースがあります。ただ結果のみを見るのではなく、そうした複雑な心情を丁寧に聴く関わりが求められます。

また、部分的な登校を社会的自立につなげていく視点を見失わないようにすることも大切です。生徒が自らの進路を主体的に捉えられることができるように支援するとともに、自己肯定感、コミュニケーション力やソーシャルスキル、上手に人に頼る力を高められるように支援することが、中学校段階では重要になります。

教科担任制によって日頃から多くの教員が関わっていることは、様々な視点から生徒を理解でき、支援を考えていく上で大変な強みになります。こうした強みを生かした情報共有、支援が大切です。

高等学校

高等学校では、休みが続く生徒・保護者との関わりの中で、進級や卒業の話題は避けて通れません。進級や卒業に必要な日数・時数や単位認定等の条件、その過程について、生徒・保護者が正しく理解できるように、どの段階でどのように伝えていくかが支援のポイントです。それによって生徒・保護者の受け止め方が大きく変わり、学校生活を送ることへの意欲を左右する場合があります。

学校は生徒・保護者に対して、進級や卒業に関する正確な情報をわかりやすく丁寧に伝え続け、学校への不信感や諦めの思いが強まらないようにする配慮が求められます。学校側の伝え方やタイミングによって、生徒本人が更に自分を責めることになったり、家族からの重圧が更に増したりする可能性がある点にも十分留意しなければなりません。「どのような状態になっても一緒に考えてくれる存在だ」と生徒・保護者が思えるような関わりが、高等学校の教職員にも求められます。

こうした校種や発達段階に応じたポイントに十分配慮し、動きをつくれそうなきっかけを見極めながら児童生徒本人・保護者との関わりを続けていきます。児童生徒に、学校に興味を示し始める、自分から行動することが増える、表情が穏やかになる等、何らかの変容が見えた場合には、SCやSSW等の専門家も含めたケース会議で検討し、支援を段階的に整理していきます。

また、児童生徒・保護者への連絡手段として、1人1台端末等のICTを活用する機会も増えてきました。ICTを活用したやり取りと対面でのやり取りのそれぞれのメリット・デメリットを理解した上で、目の前の児童生徒・保護者に合った効果的な関わり方を考えることが大切です。

イ 養護教諭による支援

保健室は誰もが（児童生徒、保護者、教職員等）いつでも利用できる場です。養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に、不登校等が関わっていること等のサインにいち早く気づくことができる立場であることから、児童生徒の健康相談において重要な役割を担っています。さらに、教諭とは異なる専門性に基づき、心身の健康に課題のある児童生徒に対して指導を行っており、従来から健康面の指導だけでなく、生徒指導面でも大きな役割を担う立場です。また、関係機関との連携のための窓口としてコーディネーター的役割を果たすことも求められています。

<保健室で得られる情報>

- 健康観察
- 保健室利用状況
- 健康相談結果
- 心身の健康に関する調査結果（児童生徒の生活時間や食事状況等） 等

保健室で得られる情報から、日頃の状況を把握するとともに、児童生徒の変化に気づいたら、管理職や学級担任等と情報を共有するだけでなく、他の教職員や児童生徒、保護者、学校医等からの情報も収集することが求められます。収集・整理した情報をもとに専門性を生かしながら、課題の背景について分析を行い、校内委員会等で報告します。校内委員会等においては、健康面における具体的な支援について助言するとともに、必要に応じて教職員や保護者に、日常の健康観察のポイント等を周知します。特に保護者に対しては、保健室はいつでもだれでも相談できること、相談できる関係機関の情報等を、保健だよりや学級・学年懇談会、学校保健委員会等を活用して常に発信します。

児童生徒に対しては、健康相談や保健指導の機会に、自分の体の状態を伝えられるように指導をするとともに、自分について見つめたり、気持ちのコントロール方法やストレスへの対処方法等を学んだりする機会を提供していきます。児童生徒が困ったときには、いつでも相談できるような雰囲気をつくり、寄り添った支援ができることを限られた機会に伝えていくことが大切です。

支援前と支援後の心身の状態の変化等について把握し、特に支援後、状況に変化がない、又は悪化している場合は、児童生徒の課題把握が正確であったか、その他の要因は考えられないか、新たな要因が生じていないか等、改めて情報収集及び分析を行う必要があります。支援方針や支援方法を再検討・実施するに当たっては、専門性を生かして助言を心がけます。

ウ コーディネーター（不登校児童生徒支援担当・特別支援教育担当・教育相談担当 等）による支援

令和元年10月25日 文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」2 学校等の取組の充実（3）不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実 の項目の中に、以下のように明記されています。

1 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

この役割に求められる機能として、以下が挙げられます。

- ・不登校児童生徒の状況の詳細な把握
- ・学年組織や校内体制等を動かすことによる担任の孤立状態防止

コーディネーター役は、SCやSSW等専門家や外部機関の役割を十分に理解した

上で、必要な時に適切な連携が可能となる調整を行う必要があります。

また、学校によっては、コーディネーターを中心にした校内委員会等を設置し、児童生徒のメンタルヘルス向上に関わる業務や不登校の早期発見等の活動を行う等の運用が見られます。

エ SCによる支援

【児童生徒へのカウンセリング】

児童生徒の悩み・思いをじっくり聴いて気持ちの安定を図る必要がある場合や、心理の専門家への相談を児童生徒本人・保護者が希望する場合等は、学校に配属されているSCとの面談が有効です。不登校になった自分を責めて自信を無くしていたり、家族との関わりに深く悩んだり、いじめや教職員の不適切な指導で深く傷ついたりした経験のある児童生徒については、定期的に面談の機会を持ち続けていくことで、自己肯定感の回復や再度の傷つきの回避につながる支援になるとも考えられます。

【保護者へのカウンセリング】

保護者が不安や焦りを強く感じている場合や、保護者自身がわが子と今後どのように関わっていけばよいのか、といった相談をしたい場合にも、SCとの面談を活用することができます。児童生徒本人はもちろん、保護者にとっても一人でも多くの「話せる先生」が学校にいたことが、何よりの安心感につながります。SCは、専門家の知識及び経験を生かし、保護者と一緒にこれからのことを考えるという姿勢で、話を聴いていきます。面談で、保護者が今まで見えていなかった子育ての課題や自身の課題等に気づき視野が広がる場合があり、それが児童生徒の変容につながることも多く見られます。

【教職員に対する支援・相談 等】

コーディネーターが各学年担任団とSCとの情報共有の橋渡しを日常的に行うことで、SCの校内における守備範囲は大きく広がります。また、SCによる全校面談の機会を設けたり、SCが、勤務日の面談が入っていない時間に校舎内を回って多くの児童生徒に声をかけたり様子を見たりすることで、より幅広く児童生徒との信頼関係を構築することができます。そのことが結果として後方支援につながるケースも多く見られます。心理の専門家の視点からの意見は、教職員にとって児童生徒本人・保護者との関わりに対する視野の広がりにつながり、適切なアセスメントにも結びつきます。日頃の情報交換を土台に、教職員で役割分担をしながら、スムーズな連絡体制を構築していくことが求められます。共有する情報の内容も、支援の方向性に合わせて検討が必要です。

SCの学校での勤務日時は限られています。ケース会議への参加や情報共有の時間確保等については、管理職・担当教職員間でより学校のニーズに合った体制を整えていく必要があります。

オ S S Wによる支援

【児童生徒の置かれた環境への働きかけ】

不登校が続く児童生徒の中には、その生活環境が、児童生徒・保護者自身の努力だけでは立て直しが難しいケースも見られます。虐待、ヤングケアラー、貧困、家族のひきこもり・精神障がい・発達障がい等、S S Wの見立てが必要な場合があります。それを踏まえて、学校が児童生徒にどのように働きかけるかを考えていく必要があります。S S Wを交えて支援の方法を検討することが、児童生徒が置かれた環境の改善という面で一歩前進することにつながる場合があります。

【関係機関とのネットワークの構築・連携】

生活環境が困難な状況にあるケースについては、関係機関（児童相談所、県・市町村の教委・子育て支援担当部局・社会福祉担当部局、保健所、医療機関、警察等）や支援団体等（民生児童委員、民間支援団体等）と連携して児童生徒の家庭全体を支援していく必要があります。S S Wは、これらの関係機関とのつながりが可能な専門家であり、従来の学校組織の機能に足りない部分を補う役割を持っています。児童生徒が自ら相談することができない状況であれば、支援する側から働きかける「アウトリーチ」の考え方も取り入れる必要があります。

【保護者や教職員に対する支援・相談 等】

学校が家庭状況の把握も難しく支援もこう着しているような状況等で、関係機関の支援が必要であると管理職が判断した段階から、S S Wと連携を図ります。必要に応じて情報提供を行い、S S Wから具体的な支援方法等の助言も受け、ともに方向性と役割を確認しながら児童生徒・保護者との信頼関係づくりを進めていきます。

また、校内で常にS S Wの活用を念頭に入れた情報交換等をしていくことで、教職員による事態の抱え込みを早い段階から防ぐこともできます。

さらに、課題未然防止教育の観点から、校内の教職員を対象とした研修会や児童生徒・保護者への講話等でS S Wの視点から話してもらうことは、教育相談体制を整える上で大変効果的であると言えます。

カ 校内教育支援センター（別室）（以下、「校内教育支援センター」という。）による支援

学校における不登校児童生徒の支援の一環として、児童生徒の心身の状態が安定するまで保健室や相談室等を活用する、いわゆる別室登校の手立てを取る場合があります。校内教育支援センターを設置し、学習支援や相談活動を行っている学校もあります。中には、特定の教室等に支援員等を配置して、児童生徒の受け入れ体制を整えている学校も多く見られます。校舎内の環境や、教職員の人的配置等によって運用方法は様々考えられますが、利用する児童生徒が安心して過ごせるよう組織的に運営することが求められます。児童生徒が学校復帰を目指すためのステップとしての運用や、通常日課での活動が難しい児童生徒を、時間を区切って受け入れる等の運用も見られます。

(ア) 具体的に行われる支援について

校内教育支援センターで行われる支援として、児童生徒の実態や保護者のニーズ、担当する教職員の教科・領域・得意分野に応じた、通常の教育課程に準ずる様々なプログラムがあります。具体的には、児童生徒の学習機会を保障するための支援や、体力の補充、生活習慣の見直し、ソーシャルスキルトレーニング（ＳＳＴ）、集団生活復帰のための機会づくり、級友との交流による不安の緩和等が挙げられます。学校での教室復帰を見据えるだけの活動ではなく、将来の社会的自立につながるような支援が求められます。また、学校の中の居場所があることそのものが、児童生徒の安心感につながります。安心・安全な雰囲気も重要です。

利用に当たっては、児童生徒本人や保護者の希望、意思を尊重します。具体的な支援の例を図３－１に示しました。

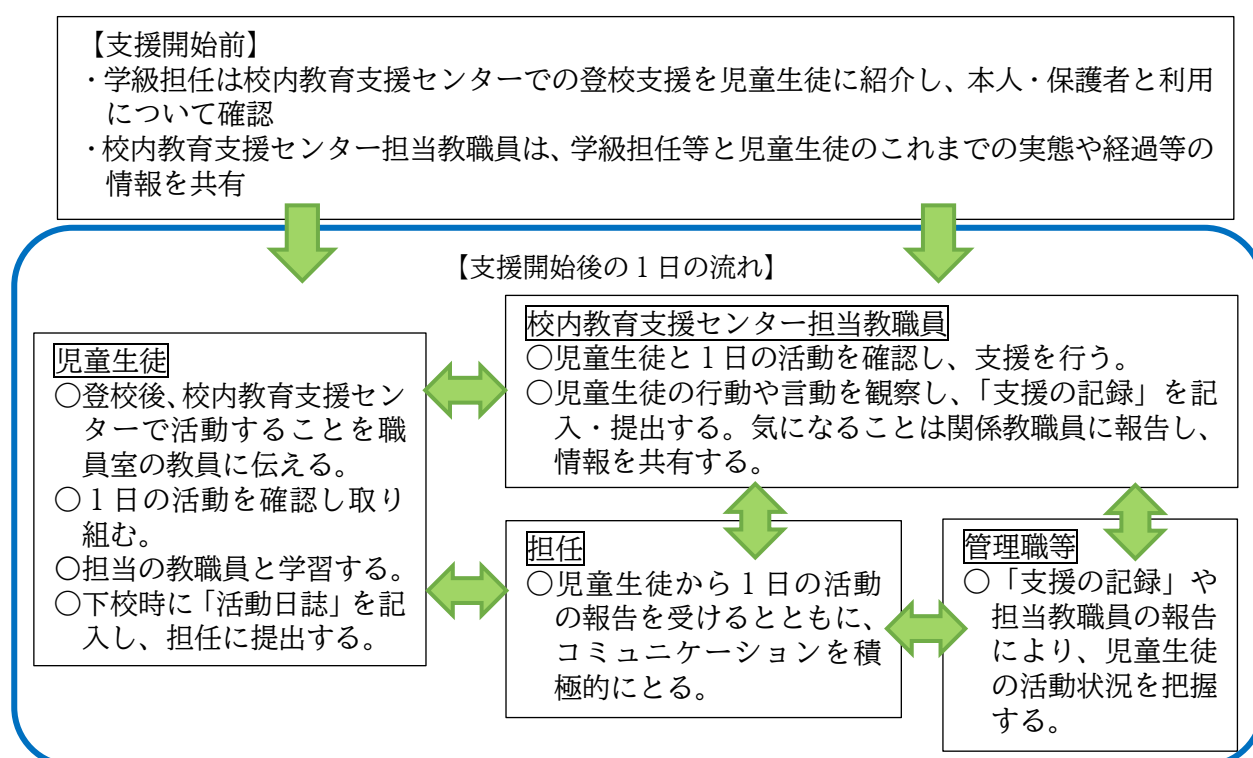


図３－１ 校内教育支援センター登校支援の具体例

学校の規模によっては、複数の児童生徒が校内教育支援センターを利用する場合があります。児童生徒の発達に応じて適切なルールを決める等、利用する全ての児童生徒にとって居心地のよい活動場所となるよう、環境を整えることも大切です。

(イ) 校内教育支援センターでの登校支援における課題

「学校の中の居場所」「学校復帰に向けたステップ」として校内教育支援センターの効果的な活用が進んでいる一方で、解決すべき様々な課題も持っています。

教室復帰を目指す方針だったものの、そこでの生活が固定化してしまい、担任や級友との関係が希薄になってしまうケース等も見られます。多数の児童生徒を一人の教職員が支援しなければならない状況になったり、やむなく複数の学年の児童生徒と一緒に学

習する状況になったりすることにより、新たな課題（生活上の影響、人間関係のトラブル、児童生徒本人や保護者の思いとのズレ 等）が生じる場合もあります。

運用面では、教員の事務作業時間を「別室担当」として週時程に週1～2回程度位置付けて割り振り、学習支援等を行っている場合があります。その際、毎週確実に担当教員をつけることが難しいといった人的配置の課題もあります。また、学習支援員等の専任がいる場合でも、情報共有時間の確保や支援分担等の課題も見られます。

このような課題に対応するため、管理職は、特定の教職員に負担が集中しないよう配慮しながら、誰が何をどのように行うか、全教職員の共通理解のもと、児童生徒の状況に応じて持続可能な支援ができる体制を、各学校の実情に合わせて構築していく必要があります。

（3）早期発見・早期対応における保護者への支援と連携

学校は、登校をためらう児童生徒の保護者の心を安定させる支援を行うことが望まれます。保護者の心の安定は、児童生徒が家庭で過ごす際の安心感につながります。安心できる家庭で児童生徒が十分に休養することは、心の元気を取り戻すことにつながります。

①保護者への共感と休養の必要性の共有

登校をためらう児童生徒に対して、その保護者の多くは登校を促したり、登校しない理由を尋ねたりします。その結果、児童生徒にとっては、学校も家庭も居心地のよくない場所となり、心を落ち着かせる場所を失ってしまいます。そこで学校は、保護者の様々な不安を受け止めつつも、児童生徒が家庭で安心して過ごし、心のエネルギーを回復させていくことの大切さを伝えます。

②連絡手段等の共通理解

登校をためらう児童生徒や保護者と学校との連絡等（家庭訪問を含む）は、双方にとって重要です。しかし、保護者によっては学校との連絡等が負担になる場合もあるという認識を持っておく必要があります。そこで、学校は児童生徒や保護者と連絡等の方法を共有しながら、児童生徒の状況を把握できる手立てをとることが、継続的な支援を行う上で重要です。次ページのシートは、学校と家庭が連絡等を確認する際に用いるシートの例です。

<家庭と学校の連携シート>

(令和●年▲月■日作成)

1 保護者から学校への連絡

(1) 連絡方法

- ① 電話 ② メール ③ 1人1台端末にあるアプリ
④ その他 ()

(2) 連絡の頻度

- ① 毎日 ② 登校するときのみ ③ 欠席するときのみ
④ その他 ()

2 学校から保護者への連絡

(1) 連絡方法

- ① 電話 ② メール ③ 1人1台端末にあるアプリ
④ その他 ()

(2) 連絡の頻度

- ① 毎日 ② 週に1回程度 ③ 月に1回程度 ④ 必要な時のみ
⑤ その他 ()

3 学校から児童生徒への連絡

(1) 連絡方法

- ① 電話 ② メール ③ 1人1台端末にあるアプリ

(2) 連絡の頻度

- ① 週に複数回 ② 週に1回程度 ③ 月に1回程度
④ 必要な時のみ ⑤ その他 ()

(3) 電話の相手

- ① 担任 ② 学年主任 ③ 養護教諭 ④ スクールカウンセラー
⑤ その他 ()

4 配布物

(1) 希望する配布物(複数回答可)

- ① 全ての配付物 ② お便り ③ 課題 ④ 各教科のプリント
⑤ 学校集金で購入したプリント等 ⑥ 必要なし
⑦ その他 ()

(2) 配布の頻度

- ① 週に複数回 ② 週に1回程度 ③ 月に1回程度
④ その他 ()

(3) 受け渡し場所

- ① 学校 ② 家のポスト ③ 自宅で保護者に ④ 自宅で本人に
⑤ その他 ()

5 集金

(1) 給食費

- ① 提供する ② 提供をやめる ③ その他 ()

(2) 学年集金

- ① 毎月支払う ② 支払いを止める ③ その他 ()

※連絡手段等は、児童生徒や保護者の状況に応じ随時見直ししながら、丁寧に合意形成を図っていくことが大切です。

③児童生徒の意思を尊重した支援

児童生徒の支援の方向性を学校と保護者のみで決め、その後で話し合ったことを本人に伝えるケースがあります。その結果、本人が納得しないうちに支援がなされてしまい、よりよい支援につながらない場合があります。ひいては、児童生徒が学校と保護者に不信感を持つことにもつながりかねません。

しかし、様々な状況から児童生徒がどのような支援を望むのかを示すことが難しい場合もあります。その場合は、まだ本人にとって休養が必要な時期と捉え、意思を示すまで「待つ」という判断も必要です。

④学校外の機関等による支援の検討

学校外の施設への通所が児童生徒のよりよい支援につながる場合があります。しかし、学校が唐突に施設の情報を提示すると、児童生徒や保護者から「学校から見放された」と思われる可能性もあります。提示する際は、伝える人、時期、内容を慎重に検討し、児童生徒や保護者が不安を抱かないような配慮が必要です。なお、年度当初に学校内外での支援の情報を教職員と保護者で共有しておくことで、スムーズな対応につながれます。家庭の状況次第では、県や市町村の福祉や雇用部局等を紹介することも有効です。

登校をためらい始めた児童生徒は心のエネルギーが不足した状態であり、その保護者は不安を抱えている状態であることが多いです。このような状況においても、引き続き、早期支援における考え方や姿勢をもとにした支援が重要です。（第3章（1）③p.26 参照）

不登校児童生徒の支援 校内研修動画

～学校の実情に合わせて教職員集団が主体的に行う校内研修のために～

山形県教育センター

「不登校児童生徒の支援 校内研修動画」とは

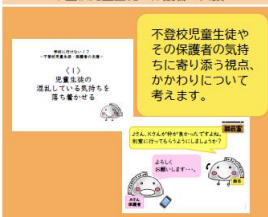
山形県教育センターでは、調査研究の一つとして、令和2年度から令和4年度に不登校児童生徒の支援をテーマとした研究を行いました。「教員の働きかけとして必要なもの」についての考察、「不登校児童生徒理解」と「組織的な支援」の推進、さらに「児童生徒の幸福（Well-being）のための支援」＝「児童生徒がどう充実して生きるかという視点を持った支援」という観点も加えて研究を進めました。

令和4年度に、調査研究内容を県内の学校現場へ還元する目的で、OJT（オンザジョブトレーニング）等で活用できるような校内研修動画プログラムを作成しました。令和5、6年度に申し込みがあった各校にて、活用されました。

コンテンツ紹介

動画タイトル

学校に行けない！？ —不登校児童生徒・保護者の支援—



架空のケースと解説がセットになり考えやすくなっています

約5分×5本を収録

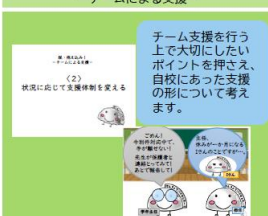
学校に行けない！？ 収録内容

1. 学校生活につらさ・困難を抱えている児童生徒とのかかわり方
 - 〈1〉 児童生徒の混乱している気持ちを落ち着かせる
 - 〈2〉 児童生徒の思っていることをじっくり聴く
 - 〈3〉 休みが続く前に支援する
2. 保護者とのかかわり方
 - 〈4〉 保護者の動揺・混乱の背景を探る
 - 〈5〉 保護者と信頼関係を築く

※くは動画内の通し番号それぞれに導入、解説あり

動画タイトル

脱・抱え込み！ —チームによる支援—



約6分×4本を収録

脱・抱え込み！ 収録内容

1. チームを作って支援する
 - 〈1〉 抱え込みをやめる
 - 〈2〉 状況に応じて支援体制を変える
2. 教職員全体の支援体制を整える
 - 〈3〉 教職員一人ひとりができる事を考える
 - 〈4〉 関係機関と組織で連携する

※くは動画内の通し番号それぞれに導入、解説あり

動画を活用する上でのお願い

この動画は山形県内の先生方のみ、視聴可能としています。視聴の際に必要な動画URL情報の管理について、ご留意願います。いかなる目的であっても、動画や充実シートの紙面やインターネット上への複製および転載は固く禁じます。

制作・発行

山形県教育センター 令和2～4年度 調査研究 不登校児童生徒の支援 担当者会

4 切れ目のない支援に向けて

不登校の背景にある要因について、不登校児童生徒本人への調査結果として、その7割前後が体調やメンタルヘルス又は生活リズムの不調と回答し、5割前後が学業の不振や宿題の提出と回答したものもあります。心身の健康を保ち、生活リズムを整えていくことへの支援や学習への支援については、一時的な対処で完結とはいかず、長期にわたる切れ目のない支援が必要不可欠です。

ここでは、校内組織での継続支援や校種間連携、そして、校外の関係機関等における支援について理解を深め、継続的な支援の在り方を探っていきます。

(1) 校内組織による継続した支援

①学校が続ける支援

学校が行うことができる具体的な継続支援としては、主に児童生徒本人との会話、電話や手紙、家庭訪問、校内の居場所づくり等が挙げられます。また、学習支援も、オンラインによる授業配信や校内教育支援センター（別室）による学習、学習プリントの準備や配布等、児童生徒本人の希望や状況を踏まえて実施をする場合があります。

次年度を見据えた支援として、次年度学年への引継ぎと、その引継ぎを受けた担任団による面談や家庭訪問等が行われます。進学する学校への申し送り等も、統一した日程を設けて行う場合以外にも、個別に情報交換の機会を設ける場合があります。

②児童生徒への関わり

校内組織では、児童生徒の「今」の状況に合わせて、支援体制や方向性を更新していきます。休みが続いて時間が経過すると、児童生徒の生活や思いも変化します。「今」どのような状況なのかを知るためにも、折々に児童生徒本人の言葉を引き出す、思いを共有する関わりが大切になります。電話をかける、家庭訪問を行う、おたよりを届ける、おたよりに一言添える、など、児童生徒の状況によって方法は様々でしょう。児童生徒の意思も確かめながら、その時つながりやすい教職員は誰か、どのような関わりだと安心できるか、児童生徒とつながる環境をデザインしていくことも、校内組織には求められます。

③支援体制の柔軟な運用

各学校で名称はそれぞれですが、概ね月1回程度は校内組織による支援委員会等が開かれます。そうした会での継続的な方針確認はもちろんのこと、状況が変わったことを察知した教職員がいた際には、関係教職員と適宜情報共有を行い、方向性を確認するためのケース会議等を柔軟に開催します。

日頃から、小さなケース会議が開きやすいような機動力のある組織体制があると、より適切な時期での支援が可能になります。

④保護者との関わり

児童生徒の様子とともに、保護者の状況も変わります。今保護者がどのように感じているか、その思いを聴く機会を大切にします。

また、校内組織で検討した支援内容やその変更について、保護者にも丁寧に説明します。その過程で、支援について合意を形成していくことが重要です。

(2) 校種間の連携

①小学校・中学校との連携について

ア 小学校卒業までに「不登校」（又は不登校傾向）であった児童の受入れと支援

小学校での支援の様子を、書面で中学校に引継ぎ、小中の新旧担任・学年団の間で情報交換をしたり、教育支援センターの利用について条件を整備したりします。児童生徒の引継ぎ時点だけではなく、継続した情報交換を行っている例も多く見られます。また、校区等によっては、SC、SSWが継続支援の起点・橋渡し役になっていることもあります。

児童生徒の不登校状態の背景や家庭環境等を中学校側が事前に状況を把握し受け入れ態勢を整えることができ、その後の登校につながるケースも多数報告されています。

また、管理職の許可を得て、中学校入学前に、新担任が児童本人・保護者と事前の面談を行い、児童本人・保護者の不安を前もって把握しながら、少しでも安心感を持って中学校生活のスタートを切れるように早期に関わりを持つ場合もあります。

イ 小学校では「不登校」には該当しないが、様々な配慮すべき背景（例えば教育支援センター利用等）がある児童の受入れと支援

小学校生活で不登校傾向が見られた児童については、その後も様々なきっかけから中学校・高等学校において不登校になっている、という報告や、より一層事態が深刻化・長期化しているという報告も見られます。小学校・中学校の連携においては、この点を特に重視する必要があります。市町村教育委員会の主導により「支援内容を引継ぐべき児童の出席状況の基準」を明確にしておく等の手立てが考えられます。（参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関するQ&A」（H24.6））

ウ 中学校入学後に初めて不登校傾向が見られた生徒の支援

中学校では不登校の予兆（サイン）が少しでも見られた生徒についての多面的な情報を早い段階に小学校から得ることで、迅速で柔軟な支援が可能になることを意識する必要があります。

様々な報告から、小学校時代に、周囲の期待に過剰に応えてきた疲れが表れてきたケースや、周りの児童よりやや成長が早くリーダーとして頑張っていて燃え尽き状態になっているケースが見られます。小学校では小さな学級集団の中で周りの児童の丁寧な支

えがあった学校生活だったものが、中学校では大集団になり、戸惑いが大きく周囲との関わりが難しくなる等のケースも見られます。中学校入学を機に一時的に落ち着いた小学校時代の人間関係のトラブルが、2年生のクラス替えによって再び起こり不登校になる、というケースも見られます。

②中学校・高等学校との連携について

ア 中学校までに「不登校」（又は不登校傾向等）であった生徒の支援体制づくり

高校は、合格発表から入学までの間に、出身中学校や保護者と情報交換を行います。中学校卒業までの状況を丁寧に把握し、校内の支援体制を検討する必要があります。

校内の支援体制としては、生徒の相談の窓口や保護者への連絡方法の明確化、S Cの関わり方の共有等が考えられます。また、I C Tの活用や外部機関と連携して支援することも、有効だと考えられます。生徒・保護者と全教職員との間で共通理解を図りながら、これらの支援体制を検討する必要があります。

イ 中学校では「不登校」には該当しないが、様々な配慮すべき背景（教育支援センター利用等）があり、高校入学後に不登校傾向が見られた生徒の支援

高校入学後に不登校の予兆（サイン）等を把握した段階で、前述アと同様、保護者と生徒の状況を共有するとともに、できるだけ早急に中学校から詳細な情報を得ることが重要です。特に、調査書や指導要録には明記されていない生徒の学習環境の詳細や生徒本人の特性、大小のトラブル、保護者の考えや家庭環境、中学校と保護者との信頼関係等については、養護教諭間の引継ぎに頼るだけでなく、積極的に中学校、旧担任又は学年団に情報を照会し、高校で可能な支援策を講じる必要があります。

ウ 高校入学後に初めて不登校傾向が見られた生徒の支援

中学校まではほとんど欠席もなく過ごしてきた生徒でも、高校に入ってから学業不振や人間関係のトラブル等がきっかけで、不登校傾向が見られる場合があります。例えば中学校時代にリーダー格だった生徒が、中学校同様クラスでも部活動でも頑張ったものの思うようにいかず不登校になる、といったケースです。こうした生徒の場合、自分から不安や悩みを訴えることが難しいことがあるので、教職員や保護者が、生徒の些細な変化に注意し、生徒の悩みや不安に寄り添いながら支援する必要があります。

特に、長期休業後は、生徒の生活のリズムや精神状態、友人関係等に変化が生じやすくなります。気になる生徒については休業前や休業中にも様子を確認し、長期休業後の学校生活をスムーズに始められるよう留意することも大切です。

また、保護者とこまめに連絡を取りながら適切に対応することも必要です。

これらの「小・中連携」「中・高連携」の重要さは理解しているものの、なかなかうまくいかない場合が多いという意見も聞かれます。一方で、長い年月をかけて地域ぐるみで課題を解決しながら連携を進め、成果を上げている報告も多数耳にします。大事なものは、双方の教職員同士が、児童生徒の社会的自立への土台づくりをともに担っている協力者とい

う立場で互いのパートナーシップを深め、支援に当たることです。児童生徒がどこの学校に進学しようと、それまでと変わらずに「誰もがこの学級・学校に入ってよかった、と言える学級・学校」がいつもの目の前にあるのだ、という安心感・信頼感を持てるように、支えていくことが求められています。

(3) 多様な機関との連携

欠席が長期にわたる場合、学校への登校が難しい場合もあります。児童生徒の状況は一人一人異なるため、学校だけでは支援が難しい場合は、様々な関係機関と連携し、社会的な自立を見据え、児童生徒への支援にとどまらず、保護者の支援も含め継続的に行うことが求められます。教育支援センターやフリースクール等は、個人の自己実現を達成する一助となる学校以外の居場所の一つとして機能させていくことが求められています。

また、不登校児童生徒の中には、心身の不調が著しい状態や発達に課題があり医療による適切なサポートが必要なケースがありますし、家庭環境等の要因で不登校の状態になっているケースもあり、学校だけでは支援が難しい場合もあります。これらの場合、医療機関や福祉・子育て支援行政部局との情報を共有したり、連携したりすることが有効です。

①教育支援センターでの支援

教育支援センターとは、不登校児童生徒等に対して、市町村教育委員会が、学校外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を含めた社会的自立に向けて支援するために設置したものです。そこでは、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、教育相談、集団での指導及び教科指導等を組織的、計画的に行っています。

山形県内では 26 市町村に設置されています。(令和 7 年 3 月末現在)

ア 相談形態及び指導内容

教育支援センターには、教育相談員等の職員が在籍しており、来所や電話、訪問や巡回による相談を行っております。指導内容については、教科の学習指導をはじめ、生活指導や軽スポーツ活動、教育相談等を行っています。さらには、自然体験等の野外活動や調理実習、ものづくり、合宿等を行うこともあります。

※相談形態及び指導内容については、各教育支援センターで異なります。

イ 支援の実際

児童生徒の 1 日の過ごし方の例として、朝、教育支援センターに通所したら、1 日の活動計画を自分の日誌に記入します。午前中は、主に自主学習（各自の計画に基づく学習・支援学習）を行います。午後は、自主活動の時間としてミニゲームや軽スポーツに取り組み、通級生相互や職員とふれあいます。最後は、後片付けや清掃を行い、活動日誌を 1 日のまとめを記入して帰宅します。週に 1 回程度ソーシャルスキルト

レーニングの時間を設定し、通級生一人一人が持っている課題を少しずつ克服できるように取り組んでいる教育支援センターもあります。また、季節に応じた体験活動を行うこともあります。

必要に応じて、職員が通級生と相談活動をし、職員同士で個別のケース会議を行い、今後の支援計画やより効果的な手立てを考えます。

時刻	活動
9:00	通所・朝の活動
9:30	学習活動
12:00	昼食・昼休み
13:00	運動・課外活動 等
14:00	学習活動・自主活動
14:45	掃除・帰りの活動

(ア) 学校との連携

教育支援センターは通級状況を毎月在籍の学校に報告します。定期的に保護者会を開いたり、随時保護者との相談に応じたりして、学校側と通級生の様子についての相互理解や協力の在り方について情報を共有します。

授業の課題や定期テストの問題用紙等を学校から教育支援センターを通じて児童生徒に伝え、取り組んだものについては学校で評価の参考材料にすることもあります。

また、通級生を在籍校とつなぎ、オンラインによる指導やテスト等を受けられ、成績反映を可能にするため、教育支援センターのICT環境整備を検討しているところもあります。

(イ) 支援者が留意していること

社会性を養うために自己表現力や自己コントロール力、問題解決力、親和的能力等の育成を大切にしています。そのために、通級生の行動の基盤に自己決定の機会を設け、1日の生活の中でやり遂げた自信を少しずつ積み重ねる指導を心がけています。自己決定が苦手な児童生徒に対しては、職員が声をかけ、児童生徒の思いを引き出しながら自己決定が進むように働きかけを行います。

②フリースクール等民間支援団体での支援

県内には、不登校やひきこもりをはじめとした児童生徒や青少年の社会的自立を支援する民間の団体があり、団体によっては家族の支援も行っています。民間支援団体では、それぞれの児童生徒の多様な状況に寄り添い、自己肯定感を高めたり、人との関わりを大切にしたりしながら、社会的自立に向けた支援を行います。

本県の場合、小学校から高校卒業までを支援している団体や、40歳くらいまでの若者を支援している団体があります。各団体では、中学校を卒業した後も切れ目のない支援を継続できるように工夫がなされています。実際に行われている具体的な支援として、以下のア～ウがあります。

- | | |
|---|-------------------------------|
| ア | フリースクールやフリースペースにおける居場所支援や学習支援 |
| イ | 家庭へ出向いての訪問支援 |
| ウ | 保護者に対する支援 |

ア フリースクールやフリースペースにおける居場所支援や学習支援

フリースクールやフリースペースによる支援を行っている団体は、大きく分類すると、「通所型の支援」と「宿泊型の支援」があり、それぞれの団体の支援方針や考え方により多様な取組みが行われています。休養を大切にしたり、人と関わる機会や体験の機会を意図的に作ったり、進学に向けた学習支援を行ったりと、児童生徒一人一人の様子や状況に応じた支援を行います。フリースクール等も社会的自立に向けた支援を行います。

時刻	活動
9:00	登所
9:30	学習活動
12:00	昼食・昼休み
13:00	運動・課外活動 等
15:00	おやつ・自由時間
16:00	帰宅

なお、利用に当たっては、次ページのような流れが挙げられます。

- 1 学校は児童生徒とその保護者に、学校外の居場所として教育支援センターやフリースクール等民間支援団体でも支援が受けられることを伝える。
- 2 家族が相談や利用を検討する民間支援団体に連絡する。
- 3 家族と児童生徒が民間支援団体を訪問し、見学や担当者と面談を行う。
(1) 児童生徒本人の希望を踏まえ、当該団体で受けられる支援について確認
(2) 利用する際にかかる経費について確認
- 4 児童生徒の希望に応じて体験利用を行う。
- 5 児童生徒の希望を尊重し、支援の見通しや利用について家族と確認する。
- 6 児童生徒の支援情報について、家族の承諾を得て在籍する学校と共有する。
- 7 児童生徒の在籍校の教員は、児童生徒が利用する民間支援団体を見学したり、支援担当者と面談を行ったりする。

支援の計画を立てる際、児童生徒の意思や希望を尊重すること、そして本人のペースを大切にすることに留意します。学校側は児童生徒が利用する民間支援団体を訪問し、活動の状況を参観したり、児童生徒の変容について話を聞いたりする等、積極的な連携を図っていくことが望まれます。

イ 家庭へ出向いての訪問支援

民間支援団体の中には、訪問支援を行っているところもあります。児童生徒が外へ出ることが困難な状況の場合に有効な支援の一つです。

具体的には、支援者が児童生徒宅を訪問し、信頼関係を築きながら、会話をしたり、外出したりできるように伴走する役割となって支援を行います。外出への抵抗が少なくなると、居場所での支援等から家庭以外の場所や人との関わりを促す支援へ移行し、徐々に社会生活が送れるようにステップを進めていきます。

本人への支援と並行して、家族と本人との関わり方の改善に向けた助言やサポートが行われることもあります。

利用に当たっては上記のアのような流れが例として挙げられます。学校は担当者と面談をする等、積極的な連携を図っていくことが望まれます。

ウ 保護者に対する支援

児童生徒の不登校等で悩む保護者に対して、電話や来所による相談を実施している団体があります。また、児童生徒の状況に応じて他の団体や、医療機関・関係行政機関等へつなぐ支援を実施している団体もあります。

通所型や宿泊型での支援を行っている団体では、その保護者や家族を対象とした「家族会」を開催しているところもあります。また、不登校の子を持つ保護者同士が、悩みを打ち明けたり、共有したり、相談したりする場を提供する「親の会」を開いている団体もあります。

学校は児童生徒が利用している団体と連携を図り、利用後の本人の変容や状況について情報を共有することが大切です。加えて不登校児童生徒の将来の社会的な自立という目標を団体や機関、そして保護者と共有して支援に当たります。児童生徒の発達を支え合う立場として変容や成長をともに確かめながら、児童生徒本人と保護者や家族を支えていくことが望まれます。

③医療機関との連携

不登校状態にある児童生徒の中には、心身の不調が顕著に表れているケース、また、発達に課題があることにより、他者との関わりや集団生活への適応がうまくいかず不登校状態となっているケースもあります。心身の健康を回復したり、よりよい人間関係を形成したりするための支援を実現するために、心療内科、精神科、小児科等を備えた医療機関との連携が必要な場合もあります。中には思春期の児童生徒を対象とした外来が開設されている機関もあります。これらの医療機関の診療内容は、大きく次の4つがあります。

○専門的評価を受ける

⇒認知発達・言語能力・作業能力・医学的診断等

○保護者や本人へのカウンセリング

⇒心理社会的能力（自分の感情や行動をコントロールしたり他者とよい関係を結んだりする力）の成長促進や障がいの理解や対応等

○保護者のコンサルテーション

⇒疾病や障がい特性の理解、家庭での関わり方等

○本人の療育

⇒公認心理師等による発達支援や言語聴覚士・作業療法士による療育等

学校は上記の内容に応じ、児童生徒が抱える課題にふさわしい機関と診療科目を検討します。

心療内科や精神科では、医師による外来診療だけでなく、公認心理師等による心理検査やカウンセリング、精神保健福祉士による相談等を行い、生活の自立や学校復帰に向けた助言を受けられるところもあります。状況により家族もサポートを受けられる機関とも連携を図り、支援を行うことができます。（第7章（6）p.116 参照）

ア 受診を勧めるにあたって留意すること

医療機関との連携については、保護者との信頼関係構築が大きなポイントです。

学校が保護者に対し、唐突に医療機関への受診を勧めた場合、ともすると「先生は、子どもと私たち（親）を見捨てようとしている」と受け取られる危険性もあり、それまで築き上げた信頼関係を全て壊してしまうことにもなりかねません。学校は児童生徒の問題を保護者にただ指摘するだけでなく、児童生徒の視線に立った困難さや課題を共有し、学校での日々の取組みについて丁寧に説明するなど保護者に理解を促していくことが大切です。保護者の気持ちに寄り添いながら信頼関係を築き、まずは、保護者が「子どもに合う手立てを先生と考えるために受診してみようかな」と思ってもらえるような関係づくりをしていくことが必要です。

ケースに応じてＳＣに協力を依頼することも有効です。具体的には、保護者との面談時にＳＣも同席し、ＳＣが医療機関との連携の必要性や有効性について保護者や本人に説明することが考えられます。公認心理師や臨床心理士の資格を持つＳＣは、医療に関する知識を持ち合わせており、学校と医療機関との橋渡し役として教員を支えます。

保護者の中には、規模の大きい総合病院や、精神科・心療内科という科目名称に強い抵抗感を持ち、受診をためらう方もいます。また、自宅から遠方にある場合もあるので移動に負担がかかる場合もあります。学校は保護者の立場で一緒に考えるとともに、状況によっては受診に同行し、心の支えとなることも含めて検討します。

医療機関の中には、児童や思春期の子どもを受け付けていない精神科・心療内科もあります。また、予約が必要な医療機関がほとんどです。数も限られていることから受診が実現するまで時間を要することがあります。学校は医療機関の最新の情報収集に努め、スムーズに医療につながれるように準備をしておくことが大切です。

イ 効果的な連携のために

【受診前】保護者・児童生徒の不安を和らげる

不登校状態の保護者は児童生徒の状況を憂慮し、児童生徒も学校に通えていないことに負い目を感じている状態です。上記のアで述べたように、学校側は保護者や児童生徒の気持ちに寄り添い、不安や悩みを受け止める等、丁寧に対応します。（第3章（1）③p.26 参照）

【受診時】受診の際に医師に困難さ（本人・家庭・学校）を伝える

初めての診察場で、受診の目的や生活の中での困難さや課題を上手に説明することは、保護者にとっても児童生徒にとっても非常にハードルが高いことが予想されます。それらがうまく伝わらないと通院の必要性が薄いと判断されてしまうことも考えられます。実際、医師の診察時間も限られています。貴重な診察の機会ですので、困難さや課題が十分に伝わらなかったということは避けなければなりません。そのためにも学校は以下のことを整理した「情報提供書」を用意したり、上記のアで述べたように教員が同行したりすることが望まれます。

なお、情報提供書を作成する際、学校と医療との橋渡しとなるＳＣに協力を求めることも有効です。

実際に下記のような事項が記載された情報提供書を持参することで、医師からも文書での報告があることが多いようです。

- 受診を勧奨するに至った理由
- 現在の本人の様子や学校との関わりについて
- 生育歴や不登校になるまでの経過
- 今後の医療機関との連携のお願い
- 本人の興味関心や得意なこと 等

【受診後】診断の結果等を保護者と確認し、理解を深め、指導・支援に活かす

あらかじめ保護者には、受診後に可能な範囲でその内容を学校に教えてもらうよう依頼し、その後の指導や支援について一緒に考えたい旨を伝えておきます。

その上で、医師等の専門家が児童生徒をどう診断したのか、周囲で関わる者はどのような支援を行うことが望ましいのか等、児童生徒の現在と今後に関わる内容についての情報を保護者と共有し、指導や支援のあり方について整理します。

保護者によっては、新たな事実直面し、大きく動揺することもあるので、受診の際に伝えられた事実と、それに対する感情を整理して捉え、保護者や児童生徒を支えることに重きを置いて支援する必要も出てくるのが考えられます。よって、学校は受診後に直接会って話し合う場を設けることも想定した準備を行います。

また、面談の際には学校と医療機関との橋渡し役となるＳＣにも同席を依頼し、保護者と教員へ医療機関から頂いた文書による報告について、解説してもらうことも有効です。

報告を受けた際、学校は報告に応じて支援を工夫しながら支援を続けていくことを、保護者と必ず確認します。児童生徒は日々成長し変化していきますので、その後も保護者を通じて引き続き児童生徒の状態について主治医と情報を共有しつつ、連携しながら有効な指導・支援を続けていきます。

不登校児童生徒と医療機関との連携

山形県立こども医療療育センター 診療科長 小児科医師 白幡 恵美

1 児童生徒の心理と不登校

児童期から思春期は、身体的、社会的、心理的に依存から自立へと徐々に変化し、他者との社会的交流が精神生活の中心となって「おとな」へと歩いていく時期であり、様々な内的葛藤を生じやすい過渡期です。この時期の社会生活の場は学校であり、つまりは学校生活と関連した形で現れる事が多く、その代表例が不登校です。その原因は多岐に渡り、誰にでも起きうる現象で、社会問題としての側面は大きいものの、しばしば身体症状（腹痛、頭痛等）を初発症状として訴える事が多く、心身症（起立性低血圧等）、神経発達症（いわゆる発達障がい）やそれ以外の精神疾患（うつ、不安症、強迫症等）等医療的問題として捉える必要もあります。どんな状態でも子どもは固有の速度で成長しており、いつ動き出すかは子どもの内面の成熟によって決まるものです。その間子どもや家族が孤立しない様、忍耐強い様々な方面からのサポートが必要です。

2 医療との連携の実際

受診された際には、身体症状への対応を行いつつ、心身症や神経発達症、精神疾患の有無について診断し、治療や支援に繋げていきます。家族の同意を得た上で学校での様子を伝えていただく事は診断、治療、支援に不可欠です。身体症状が改善してもすぐに登校に繋がらないことも多く、特に精神医学的な問題がある場合は不登校状態が長期化しやすく、治療と並行し、家族と学校へ医療からみた子どもの状態の情報提供を行い、家庭と学校の後方支援をしていくのが医療の立場だと思っています。受診に抵抗を示されるケースもあるかと思いますが。新たな機関に繋がることはエネルギーが必要なことです。心身の症状が強くなければ、受診のすすめも登校刺激と同様、タイミングをはかりつつ時間をかけて行う方が良いこともあります。まずは、親としての自信を回復させ能動性と柔軟性を持てる様、家族を支持する事が大切です。診察に本人が来られないケースも多いです。家族だけでも受診可能ですのでご相談ください。

3 不登校児童生徒と家族を一緒に支える

直接の原因がなくても、学校生活で何らかの負荷がかかっていた可能性はあります。その子の負荷の重さを推し測り、対処を一緒に考え、できる環境調整をする事が必要です。また、支援の基本は社会的な関係世界との繋がりを保つこと、繋がりを回復させていくことです。診察室で「学校が連絡をくれない」、逆に「連絡が多すぎて負担」、その一方で「学校に行けていないのにいつも気にかけてくれる」と等の家族の声を聞きます。社会の入口である先生の訪問は大切な支援の一つです。家族に面会の頻度や方法等の希望を確認し、適切な繋がりを保ち、休んでいても常に気にかけているサインを絶やさないことが大切です。子どもと面会できてもすぐには登校を勧めず、登校し始めてもスモールステップを心がけましょう。また、現時点で学校への復帰が困難な場合は、地域の社会資源を活用し、タイミングよくそれを伝えましょう。担任の先生の努力を学校全体で支えてください。家庭、教育、福祉、医療の役割は、繋がり重なり合っています。連携がうまくいくと、ゆっくりでも解決へ動き出すことは多いと思っています。

④福祉・子育て支援行政部局との連携

不登校の背景に児童虐待や生活困難等の問題を抱えている「要保護家庭」又は「要支援家庭」の場合、児童生徒の健全育成に向けて積極的な連携を行う必要があります。この場合、市町村の「要保護児童対策地域協議会」等の枠組みにより、福祉・子育て支援部局と教育委員会及び学校とが連携して支援を行うこととなります。

また、学校や教育委員会は、上記のような要因で不登校の状態となっているケースの場合、校内でもＳＳＷ等の専門職を含む多職種による支援を行う必要があります。

ここでは、以下の３点の場合における支援について紹介します。

ア 児童虐待が疑われる場合

イ 貧困等家庭環境が要因と疑われる場合

ウ 学校卒業後に社会とのつながりが途切れる可能性がある場合

参考：要保護児童対策地域協議会

各市町村を基盤とした地域の子ども虐待発生予防及び子ども虐待再発予防の支援ネットワーク。調整機関を中心に子どもとその家庭に関わる機関の連携を図り、情報共有、課題の明確化及び支援の役割分担の上、目標を持って計画的に支援及び評価を行い、在宅での虐待防止を実現させる役割。（山形県子育て推進部「市町村のための子ども虐待対応マニュアル」H30）

ア 児童虐待が疑われる場合

虐待は、児童生徒の生活基盤そのものを崩すことになります。毎日の生活の中で安心して暮らすことが保障されなければ、児童生徒は学習や部活動等の学校生活への意欲を失ってしまいます。例えば、児童生徒の前でリストカットをくり返す母と生活しているために、母が死んでしまうことを怖がって母のそばから離れられず、不登校になるといったことも考えられます。

さらに、虐待の影響によって児童生徒は適切な対人関係を築く上で困難を抱え、結果として学校生活で失敗体験をくり返してひきこもり傾向を示したり、集団から排斥されて孤立したりすることもあります。ネグレクトの影響で、衣服等の汚れが目立ち、「臭い」といじめられることが原因で不登校となる場合もあります。

これらのような児童虐待の疑いがある場合、学校は地域からの情報や日頃の児童生徒の観察、保護者との会話、電話での聞き取り内容等から、組織として速やかかつ慎重な支援が求められます。校長等管理職は対応の方針を統一し、ＳＳＷや福祉・子育て支援行政部局との情報共有を行うことはもちろん、速やかに児童相談所へ通告することが求められます。教職員にも通告の義務が定められており、この場合には守秘義務違反には問われません。この場合、情報共有は個人情報保護に優先されます。



参考資料：山形県ＨＰ「市町村のための子ども虐待対応マニュアル」

（H30 山形県子育て推進部 現：しあわせ子育て応援部）

<https://www.pref.yamagata.jp/010002/kenfuku/kosodate/gyakutaiboshi/manual.html>



参考資料：文部科学省HP

「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」

R2.6 月改訂

https://www.mext.go.jp/content/20200629-mxt_jidou02-100002838.pdf

イ 貧困等家庭環境が要因と疑われる場合

家庭環境の問題としては、虐待の他にも貧困によるものや、いわゆるヤングケアラーと呼ばれる、児童生徒による家族の介護・子育てによる学習機会の喪失状態により、不登校になっている事例も明らかになってきました。

また、保護者や「きょうだい」等の家族が、ひきこもりの状態で社交不安が強い場合、児童生徒への心理的な影響により不登校になったり、児童生徒の安否確認が難しくなったりすることもあります。

これらのような場合においても、SSWが核となり学校と福祉・子育て支援部局と連携を図り、家庭支援を行うこととなります。例えば、関係部局を交えて支援体制を整えた後、役割分担をして家庭を訪問し家の片付けを手助けしたり、家族の家事分担について助言したりする等、児童生徒の家庭環境の改善及び負担の軽減を図る支援を行います。また、学校でも家庭訪問を行い、関係部局と情報を共有しながら支援を行うようにします。

ウ 学校卒業後に社会とのつながりが途切れる可能性がある場合

長期間の不登校状態がきっかけとなり、自宅以外の社会とのつながりが失われている「ひきこもり」へと移行していくケースがあります。

参考：ひきこもり

様々な要因によって、社会的な参加の場面が狭まり、就学や就労等の自宅以外の生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。厚生労働省は、「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」とした。（厚生労働省「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」R7. 1）

特に中学生の卒業後の未進学や未就職、又は高校生の中途退学後は、学校からの支援を受けることができなくなり、社会とのつながりが途切れてしまうおそれがあります。そのため、本人はもちろんその家族も現状と将来への不安を抱え、また、世間体を気にすること等により孤立してしまったり、家族内の関係が悪化してしまったりする場合が見られることから、家族を含めた適切な支援が必要となります。

本人の状況からひきこもりへの移行が心配される場合、将来の社会的な自立に向けた学校卒業後の本人や家族への支援について、相談・支援機関との連携を検討します。具体的には、保護者に相談窓口等の情報を提供することで、保護者を相談・支援機関につなぎ、学校外でも悩みを聴いてもらえる場をつくることが考えられま

す。保護者が相談支援機関とつながることは、本人が卒業した後も切れ目のない支援が行えるようになるだけでなく、家族の孤立を防ぐことにも有効です。

児童虐待の理解と発見時の対応について

山形県中央児童相談所 副所長（兼）児童福祉司 佐藤 慎治

児童虐待は、どの家庭でも起こりうるものです。人は、自分が思った通りにならなかったり、突然自分が思ってもいないような面倒なことが生じたりした際に、ストレスがかかりイライラしてしまいます。「子育て」は生活を豊かにしてくれますが、一方でイライラを感じて児童虐待を行ってしまうリスクが伴います。また、虐待行為は、そのまま放置していると、下表のとおり親の心情が変化し、悪化してしまうおそれがあります。

重症度	親の心情 ※典型的パターン	身体的虐待 の一例	心理的虐待 の一例	性的虐待 の一例	ネグレクト の一例
軽度	「こうするしかなかった」 ※虐待行為をやむを得ないこととして責任回避する。後悔し反省するが再度繰り返す。	子どもが言うことを聞かないので、イライラして思わず叩いてしまった。	子どもにイライラしてカッとなり、思わず子どもに暴言を吐いてしまった。	泣いている子どもを慰めようとハグをした際に、キスをしてしまった。	夜間、急用のため、小学生低学年の子どもを家に残し外出してしまった。
中重度	「こうすることが必要だ」 ※虐待行為が子どもに必要なものであるかのように考える。力関係を確認するように繰り返す。	聞き分けのない子どもは叩けば親の指示に従う。躰のためそうするしかない。	子どもが泣くまで叱りつけると親の指示に従う。躰のためそうするしかない。	寂しそうな子どもを、たとえ性的行為であっても癒してあげるのは親の責任だ。	「小学生になったら留守番くらいできないとダメだ」と普段から躰けてある。
	「親の思い通りにやって何が悪い」 ※子どもの気持ちを考えることなく虐待行為はエスカレートする。	叩くほどに子どもは惨めな姿を晒す。その姿を見て嘲り笑うとすっきりする。	子どもが疎ましい。感情のまま何度も子どもを怒鳴りつけないと気が晴れない。	子どもも同意していて避妊さえ配慮すれば問題ない。自分の性欲も満たされる。	子どもの世話は煩わしいので小学生の姉にさせる。親は親の好きなことをやる。

不登校児童がいる家庭であれ、そうでない家庭であれ、児童虐待を行ってしまうリスクは同じです。学校の先生方は日常的に子どもと接しているため、子どもに対する親の不適切な関わりを発見しやすい立場にあります。もし、虐待ではないかと疑われる兆しを感じたら、所属の学校管理職に報告のうえ、地域の要保護児童対策地域協議会等で状況の把握と支援策の検討を行い、虐待の進行に歯止めをかけることが必要です。

児童虐待ケースの支援は、上記の表のような重篤な状態となる前に発見し、組織的に対応することが大切です。すなわち、早期発見・早期対応が虐待対応の基本となります。

(4) 多様な機関による連携した支援に向けて

山形県教育委員会では、令和2年度より、不登校児童生徒等へのよりよい支援を目指し、多様な支援機関がそれぞれの特性を生かしつつ、連携した支援を行うために、全県及び県内4地区においてネットワークづくりを推進しています。会議や研修会を通じて、子どもたちに寄り添った支援やよりよい連携の在り方、課題等の共有に努めています。

会議の中では、児童生徒の支援に際して保護者と連携した支援と、保護者に対する支援の大切さが挙げられました。それを受けて、令和7年度より保護者を対象とした学習会と相談会を予定しています。

①不登校児童生徒の自立支援ネットワーク推進会議（県域）

県内で不登校児童生徒等の支援を行う関係機関のネットワーク推進を図り、不登校児童生徒のよりよい支援のあり方について話し合いを重ねています。教育支援センターや民間支援団体の職員、学識経験者、SC、SSW、PTA会長、小中学校長、県教育センター職員、県青少年施設職員等で構成され、多様な立場から意見を伺っています。当会議での協議をもとに、県の施策や下記の地区ネットワーク会議の話し合いが行われています。

②不登校児童生徒の自立支援に係る地区ネットワーク会議

令和5年度より、不登校児童生徒等を支援する地区ごとのより細やかなネットワーク構築を目指し、県内4地区において開催しています（置賜地区は令和4年度に先行実施）。市町村教育委員会と民間支援団体、福祉部局等に加え、地区の実態に応じた参加者が、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保し、将来の社会的自立を目指した、情報交換やよりよい連携の在り方に向けた話し合いを重ねています。

③不登校児童生徒の自立支援ネットワーク研修会（県域）

不登校児童生徒や保護者を支援している人や機関が、互いの取組み事例や連携して支援した事例を知ることで、自らの支援に生かすことを目指した研修会を実施しています。民間支援団体における支援や、SCやSSWと連携した支援、民間支援団体と教育委員会や学校が連携した支援等の事例をもとに参加者で学びを深めています。

この研修会には教職員も参加することができます。

④保護者向け学習会（県域）、相談会（県内4地区）

不登校児童生徒の支援に当たっては、保護者との連携は欠かすことができません。そこで、保護者が家庭で児童生徒と関わる上で大切にしたいことや、保護者が自身が大切にしたいこと、政府の不登校児童生徒を支援する施策等を知る学習会を設定します。また、同じ悩みを抱える保護者同士が関わったり、多様な関係機関に相談したりする機会を設定します。保護者が悩みを一人で抱えず、様々な関係機関とつながることは児童生徒のよりよい支援につながっていきます。

(5) 切れ目のない支援における保護者への支援と連携

児童生徒の多様な学びの機会を保障しつつ、将来の社会的自立に向けて学校と保護者がともに支援していくことが重要です。同時に保護者に対する支援も引き続き行います。

①保護者の思いを受け止め、関わりを持ち続ける

児童生徒の休養の期間が長くなると、保護者は学習の遅れや進路、ひきこもり等の不安を抱えるようになります。よって、これまでと同様に学校は、保護者に寄り添い、思いや願いを丁寧に聞き取るようにします。その上で、児童生徒の心のエネルギーが回復するように、安心できる家庭環境と保護者の励ましの大切さも引き続き伝えていきます。

また、連携に当たっては、これまで同様に、39 ページの第3章(3)②に掲載のシート等も使いながら進めていくことも有効です。

②児童生徒の状況に応じた支援の検討

心のエネルギーが回復していない児童生徒は、引き続き休養が必要になります。休養が必要な時期に、学校や保護者が新たな支援を提示しても、児童生徒は学校や保護者に対して不信感を抱くことにつながりかねません。学校は保護者の気持ちに寄り添いつつ、児童生徒の思いや状況を踏まえた支援を保護者とともに考えていくことが大切です。児童生徒は、心の元気を取り戻すことができれば、自ら次の一步を力強く踏み出します。

③登校に当たっての支援

児童が心のエネルギーを回復し、登校する意思を示しても、再び休養を求める場合や、教室で学習をするまでには時間を要する場合があります。したがって学校は、登校後の支援について、児童生徒や保護者と丁寧に共通理解を図る必要があります。特に安心して過ごしている児童生徒に学習を促したり、在校時間を延ばしたりする等の働きかけは、児童生徒の思いを尊重し、状況を踏まえながら慎重に行うようにします。

④学校外の居場所等への通所の検討

児童生徒の支援機関として、教育支援センターやフリースクール等も選択肢の一つになります。学校と保護者の双方が、学校外の施設への通所が児童生徒のよりよい支援につながると判断した場合、児童生徒の思いを尊重しながら、児童生徒や保護者とともに支援先の検討を進めていきます。なお、学校から保護者に情報を提示する際は、保護者の気持ちに配慮をし、丁寧に伝える必要があります。(第3章(3)④p.40 参照)

⑤学年、学校間での情報の引継ぎ

児童生徒の休養中に進級・進学、転学を迎える場合は、校内、校外で児童生徒の情報の引継ぎが行われます。その際、大切にしたいことは、児童生徒や保護者の意見や思いです。情報の引継ぎに先立ち、児童生徒や保護者から引継ぎ先に伝えてほしい情報を確認しておく、その情報も学年・学校間で共有が図られます。その結果、児童生徒や保

護者は、次年度以降の進級・進学先とも安心して関わりを持つことができます。また、保護者や児童生徒が引継ぎに同席するのも有効な手段の一つです。

※児童生徒の心のエネルギーが回復した後の支援先として、学校か居場所の一方を選択する方法もありますが、学校と居場所の双方で過ごすという選択もあります。例えば、それぞれの場所に通う日を曜日によって変えたり、1日の中で午前中は学校で過ごし、午後は居場所で過ごしたりする等が考えられます。学校は、児童生徒や保護者と相談しながら、児童生徒が安心できることを最優先に検討していくことが大切です。

5 保護者の皆様へ

子どもが「学校に行きたくない」と言う、たびたび体調不良を訴える等の状況になると、不登校への心配が出てきます。家庭で子どもにできる支援で大切なことは、保護者が子どもの状況を受け入れてくれること、家庭で子どもが十分に休養できることです。不安や心配を保護者が一人で抱え込まず、子どもの社会的自立に向けて、多様な機関と共に支援していきましょう。

登校をためらう（傾向を含む）子どもに対する家庭での支援は、登校をためらい始めた時、学校を休んでいる時、子どもが次の一步を踏み出した時等によって異なります。しかし、どのような状況においても、子どもと関わる上で大切にしていきたいことは以下の5点です。

- 保護者が自分を大切にする
- 子どもの思いや状態を中心に考える
- 家庭を子どもにとって安心できる居場所にする
- 学校と連携して支援を行う
- 外部ともつながりを持つ

（１）保護者が自分を大切にする

多くの保護者は、元気がない子どもの姿を見ると、不安や心配から気分が落ち込んでしまいます。子どものことを思う気持ちであると拝察します。そのような中でも、子どもが十分な休養を取りながら、心のエネルギーを回復する上で保護者の関わりは大きな力となります。保護者が自分の変化や発言を受け止めてくれるという安心感が、子どもとの信頼関係を更に強いものにします。

①子どもが登校しない・できない責任を抱え込まない

子どもが登校をためらうと、自分の子育てを振り返ったり、子どもの発達上の特性や困難を心配することがあります。しかし、不登校の要因は多岐にわたり、また、子ども自身も、登校しない・できない理由がわからない場合もあります。よって、子どもが登校しない・できない要因の特定に力を注いだり、自身の子育てに責任を感じたりするよりも、まずは子どもの話に耳を傾けるとともに、子どもと一緒に時間を過ごすことを大切にします。

②自分の時間を確保する

子どもと一緒に過ごす時間が長くなると、保護者自身の疲れから、子どもとゆとりを持って関わるのが難しくなる可能性があります。その姿を見た子どもは、自身に責任を感じてしまい、自身の気持ちよりも、保護者の思いや願いを優先した行動をとることがあります。子どもとのよりよい関わりのためにも、自分の時間を確保することをおすすめします。

③同じ悩みを抱えている保護者同士で話をする（親の会）

県内各地で親の会の立ち上げが進み、定期的に会が開催されています。親の会は、子どもが不登校を経験した、又は子どもが現在は登校していない児童生徒の保護者が集まっていることが多いのも特徴です。親の会では、各家庭で子どもと関わる上で有効だったことや失敗したこと、学校外の支援機関の情報等を知ることができます。また、自身が抱えている悩みを相談することもできます。親の会の多くは、その中で話された話は参加者のみが共有し、外部に知られることがないように配慮をしています。

親の会の情報や、県のHPや各団体のHP・SNS等で知ることができます。

（２）子どもが登校をためらい始めた時に大切にしたいこと

多くの保護者は、子どもが登校をためらう要因を特定し、解決を図りたいと考えます。しかし、不登校の要因は多岐にわたっているため、一つの要因の解決が登校につながるとは限りません。また、子ども自身も登校しない・できない理由がわからない場合も多いため、子どもに理由を執拗に問い続けることで、次第に口を閉ざしてしまう可能性もあります。要因の把握は重要ですが、まずは子どもの声に耳を傾け、共感的に受容しながら子どもに寄り添うそうすることが大切です。

①学校に相談する

子どものことで不安があれば、早期に相談しやすい教職員に話します。誰に相談しても、学校はチームで解決に当たります。早期の相談が早期の対応、早期の解決につながります。しかし、子どもによっては自分が知らない所で相談されることを嫌うこともあります。よって、あらかじめ子どもに、学校に相談してよいか確認しておく、子どもも安心して保護者に様々なことを話すようになり、早期の解決につながっていきます。

②学校外の相談・支援機関に連絡する

学校に相談しにくい場合は、県や市町村が設置している家庭支援やひきこもり、福祉、発達等に関する窓口へ相談します。これらの窓口で相談し、専門的な助言を受けることで、子どもに必要な支援につながる場合があります。また、ある窓口で相談をしたところ、他の機関を紹介され、より効果的な助言が受けられた事例もあります。一人で抱え込まず、早めに相談することが、よりよい支援につながっていきます。

③休養を検討する（※休養の必要性は、教育機会確保法等でも示されています）

登校をためらい始めたら、最近の子どもの様子や、以前に似たケースがなかったか振り返ってみます。これまでの頑張りに疲れを感じているかもしれません。また、体調不良を訴えた時は、医療機関の受診を優先しますが、その原因が特定できない場合もあります。これらの場合には休養を検討し、子どもの心のエネルギーの回復を優先します。多くの子どもは心のエネルギーが回復すると、次の一歩に向けて自ら動き出します。

(3) 子どもが学校を休んでいる時に大切にしてほしいこと

子どもは十分な休養をとると、次第に心のエネルギーを回復し、自ら次の一步を踏み出します。そのためには、子どもが家庭で十分な休養が取れること、家庭を安心して過ごせる場にするために努めてほしいと思います。また、休養中の保護者との何気ない会話やともに過ごす時間は、子どもとの関係が一層深まることにつながります。

①子どもとともに望ましい生活習慣を整える

子どもが家庭で過ごす時間が増えると、生活習慣が乱れたり、ゲーム等に没頭したりすることがあります。しかし、これらの行為の背景には日常生活から逃れたい、一人になりたい等の理由が隠れており、それらの行為によって自分を守っている可能性があります。一見すると望ましくない行為であっても、その背景を丁寧に捉えつつ、よりよい生活習慣づくりに向けて、子どもと一緒に約束事をつくっていくことが大切です。

また、「家庭での役割」を子どもと一緒に決め、その役割を成し遂げた、又は成し遂げようとした時の励ましは、子どもの自己肯定感を高めていくことにつながります。

②学校との関係を保ち続ける（チェックシート等の活用）

子どもの欠席が増えてくると、学校への連絡が負担になる一方で、学校から連絡が少なくなることに不安を覚えます。さらに、学校との連絡が途絶えると、学校への不信感が募ることになります。そこで、子どもや保護者と学校の間で連絡手段や方法、頻度等を決めておくと、よりよい関係性を保ちやすくなります。学校と連絡手段の共通理解を図り、関係を保ち続けていくことが大切です。（第3章（3）④pp.38-39 参照）

③学校外の居場所や学びの場についての情報を収集しておく

子どもが心のエネルギーを回復している様子が見られた場合、休養後の支援についても少しずつ検討を始める必要があります。現在は学校に加えて、学校外の施設への通所も居場所の確保や学びの継続に当たっての選択の一つです。そこで、学校から情報を提供してもらったり、県教育委員会のHPや民間支援団体の情報を参考にしたりしながら、子どもにとってよりよい支援に向けた検討を始めます。

(4) 子どもが次の一步を踏み出した時に大切にしてほしいこと

子どもが学校に行きたい、学習に取り組みたい等の意思を示し始めると、心のエネルギーが回復したと捉え、保護者の多くは心の中で、一刻でも早く登校や学校外の施設への通所等を促したいという思いを持ちます。しかし、多くの子どもは不安を抱えながら一步を踏み出しています。よって、引き続き家庭を安心できる居場所にするとともに、安心して話ができる関係性を保ち続けることが大切です。

①家庭をいつでも戻れる場所にしておく

子どもが踏み出した一歩は、相当な頑張りによるものだったり、保護者に気を遣ったものだったりする可能性があります。また、一歩を踏み出したものの、途中で留まってしまう可能性もあります。その結果、子どもが再び休養を求めることも想定されます。よって、家庭が子どもにとって安心できる居場所であり、保護者が相談できる相手であり続けることが、子どもが安心して次の一歩を踏み出すことにつながります。

②子どもと必要な支援をともに考える

子どもが踏み出した一歩がどのようなものかは、子どもによって異なりますが、その行為自体が、心のエネルギーが回復してきたことの現れです。引き続き子どもの思いを大切にしたい関わりを続けると、心のエネルギーは更にたまっていきます。そのような中、保護者は次の支援の検討を行います。その際も子どもの話を聞きながら慎重に行います。子どもの意に反し、保護者が一方的に次の支援を決めてしまうと、子どもが納得しないまま支援を受けることになり、効果的な支援につながらない可能性があります。

③子どもと学校や学校外の居場所等をつなぐ橋渡しになる

子どもが、学校の様々なことに興味を持ち始めたり、登校の意思を示したりすることがあります。その場合、保護者は学校とこれまで以上に連携しながら、子どものよりよい支援に向けた話し合いを進めていくことが大切です。また、子どもが学校外の居場所等への通所を望む場合も学校に相談することで、学校は学校外の居場所と連携しながら子どもの支援を行います。子どもが家庭以外で過ごす意欲が出てきた際、保護者が、子どもと学校や学校外の居場所とをつなぐことで、子どもは安心して次の一歩を踏み出すことができます。

子どもが次の一歩を踏み出した時の支援先として、学校と学校外の居場所のどちらかを検討する場合があります。しかし、子どもの中には、家庭や学校外の場所で過ごしたいけれども、学習もしたいという思いをもっている場合もあります。子どもの状況や思いに応じて、学校と学校外の居場所の双方で過ごす方法を検討するのも一つです。

例① 1週間のうち2日は学校、2日は学校外の居場所、1日は家庭で過ごす。

例② 午前中は学校外の居場所、昼食後は保健室で過ごす。

子どもの心のエネルギーを回復するまでの期間は、長い道のりになるかもしれません。保護者も子どもも、心配事を抱え込んだり、焦りを感じたりするかもしれません。しかし、保護者が子どものことを気にかけて、子どもに寄り添い続けることで、子どもは自ら次の一歩を踏み出す時期がやってきます。保護者の支えが、不安や悩みを抱える子どもにとっての大きな力となります。

また、子どもが心のエネルギーが回復したら、当時の思いや有効だった支援等を、同じ悩みを持つ保護者に伝えていただけると幸いです。保護者同士のつながりが、不安や悩みを抱える保護者にとっての大きな力となります。

家庭教育支援 ～児童生徒の心身の調和のとれた成長のために～ －「やまがた子育て5か条」の活用－

山形県教育委員会

1 「やまがた子育て5か条」とは

山形県教育委員会では、児童生徒の自立心を育成し心身の調和のとれた成長を図るため、平成30年3月に「子どもの生活習慣に関する指針」を策定し、家庭・地域・学校等、社会全体で児童生徒のよりよい生活習慣づくりを進めています。

その中で、家庭での具体的な取組みにつながるよう、めざす姿を示したものが「やまがた子育て5か条」です。さらに、保護者用学習資料（「やまがた子育て5か条」リーフレット）を作成するとともに、これを県HPに掲載し、普及・啓発しています。

これらを活用し保護者等の学習機会の提供・充実を図る等、家庭教育を支えることが求められています。

2 具体的な活用

(1) 新入生保護者説明会

子どもの入学を控えた保護者が、児童生徒が元気な学校生活を送るための生活習慣づくりを学ぶ場として、講話や講演等の機会に活用いただけます。

(2) PTA 研修会

児童生徒の生活習慣に不安を抱える保護者の割合は高い傾向にあります。PTA 研修会で「山形県家庭教育アドバイザー」※を講師として、リーフレットを活用した児童生徒の生活習慣に関する講演会を行うことができます。

※家庭教育講座の講師を務めていただける方々を県教育委員会が委嘱しています。

(3) 学級懇談会

学級懇談会の資料としてリーフレットを使用し児童生徒の生活習慣について話題とする等、保護者に考えていただくきっかけづくりとして活用いただけます。

「やまがた子育て5か条」リーフレットのお問い合わせは、域内の教育事務所社会教育課にお願いします。

<https://www.pref.yamagata.jp/700015/bunkyo/kyoiku/gakushu/shishin-sakutei.html>

6 支援実践事例集

ここからは、不登校児童生徒を支える様々な立場の方々による、将来の社会的な自立を目指した支援事例を紹介します。



(1) SCと連携した例①

SCは、学校現場において児童や生徒、その保護者に対して、臨床心理に関する専門知識を生かしながら支援していく専門家です。様々な悩みをもつ人たちを、専門的な知見から支援する役割を担っています。関係機関へとつないだ例を紹介します。

1 ケース

- 中学校1年女子生徒（A子）、父、母、祖父、祖母の5人家族。
- コミュニケーションスキルが乏しく、感情のコントロールもうまくできないため、良好な人間関係を築くことや集団での行動が難しい。
- 学力的な課題もある。

学校が抱える課題

- ・ A子と友人とのトラブルが多い。
- ・ 学習面でのつまずきや遅れがある。
- ・ 家庭との連絡は取れるが、協力してA子を支援することができていない。

生徒・保護者が抱える課題

- ・ A子は友人と仲良く過ごしたいが、うまく関係性を築けない。
- ・ 母はA子に対してどのように関わるべきか不安に思っている。
- ・ 母の精神状態の波がA子にも影響を与え不安定になる。

2 支援の実際

ステップ1 SCとの面談機会の確保と校内ケース会議

5月の連休明けに、小学校から関わりの深い友人とトラブルになり、感情面の不安定さが目立つようになった。5月末から登校をしぶり始め、母に連れられ、遅れて登校する日が続くようになった。

そこで、SCとの面談の機会を確保し、A子のカウンセリングを行った。A子は友人とのトラブルや学習面の不安、家族との関わりについて思いを語った。コミュニケーションスキルが低いことが友人とのトラブルにつながっており、家族との関わりにも要因があるというSCの見立てであった。家庭では母の不安定さがA子に伝わってしまい、学校生活で落ち着かなくなることがあることもわかった。

後日、校内ケース会議（校長、教頭、SC、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、担任）を開き、カウンセリングの結果を受け、今後の支援の方向性を検討した。今後の支援として、

- ① 校内教育支援センターにおいて個別に学習支援やソーシャルスキルトレーニング（SST）を行うこと
 - ② 母との面談を行い、母のA子に対する思いや不安、悩みを受け止め、今後の支援の方向性を確認すること
- を行っていくことになった。

ステップ2 校内教育支援センターにおける個別の学習支援やSST

校内教育支援センターでの学習では、A子が苦手意識の強い数学を中心に個別の支援を行った。これを通して、「わからない」「できない」から「わかるところがある」「できるところ

ろがある」に注目させる支援や助言を行い、A子の自信につながるように働きかけた。A子も少しずつ学習に対して意欲的に取り組めるようになっていった。学習の意欲がSSTへの前向きな取組みにもつながり、楽しみながら活動を行うことができた。

また、同じように校内教育支援センターに登校している生徒とも仲良くなり、A子が得意な絵を描くことや作文等を一緒に行うようになった。作文を通して、A子は自分の思いを表現するようになり、その作文が他の教員からも称賛されたことで、自分のことを認めてもらえた満足感を得ることができたようだった。

ステップ3 SCも交えた保護者との面談

母と担任、SC、養護教諭が出席し面談を行った。面談の内容は以下の3点であった。

- ・現在の家庭の状況
- ・A子について困っていること
- ・A子の学校生活についての保護者の考え

母は家庭の状況を話す中で、夫の両親との同居におけるトラブルや不満を口にしていった。そのようなことから母自身が不安定になり、A子にも伝わってしまっていた。SCは母の思いを傾聴しながら、今後のA子に対する支援について確認した。母の安定がA子の安定につながるため、母との定期的な面談を行うことや子育てなどの相談ができる窓口も紹介するとともに、家庭内でのA子への関わりを意識すること等を確認した。

ステップ4 関係機関との連携支援

3学期のはじめ頃から、A子は感情の起伏が激しくなり、「〇〇しても意味がない」「興味が無い」等、物事に対するネガティブで回避的な発言が増えていった。さらに、自傷行為の痕も見られ、自殺の話もするようになった。これらのことを受け、母と担任、SC、養護教諭が面談を行い、医療機関を受診することになった。3月に医療機関を受診したが、精神面の不安定さはあまり変わらず、欠席数が増えていった。医療機関の臨床心理士から担任や養護教諭がコンサルテーションを受け、心理検査の結果やA子の現状について説明を受けた。加えて、教育支援センターでの支援についても話題になったため、後日母に担任と養護教諭が説明し、A子と両親で見学に行き、通室することになった。



3 支援の効果

- SCとの定期的なカウンセリングや、校内教育支援センターでの個別の学習支援によって、A子は自信を持ち始め、学習や生活に前向きになることができた。また、校内教育支援センターにおいて友人関係を築くことで、心の安定につながっていった。
- SCや担任、養護教諭が母と定期的に面談を行うことで、母はA子に対する思いや不安、悩みを吐き出すことができ、話を聞いてもらうことで、精神的に安定していった。また、家庭において母からA子へのプラスの働きかけが多くなっていった。
- A子の状態の変化に対して、早急に母の面談を実施し、対策を講じることができた。また、医療機関を受診し、コンサルテーションを受けることで、教育支援センターにつながるきっかけができ、A子への支援の幅が広がっていった。

(2) SCと連携した例②

SCは、学校現場において児童や生徒、その保護者に対して、臨床心理に関する専門知識を生かしながら支援していく専門家です。様々な悩みをもつ人たちを、専門的な知見から支援する役割を担っています。学校と保護者とのスムーズな連携を促した例を紹介します。

1 ケース

- 高校3年女子生徒（A子）、母、弟（中学2年）の3人家族。
- 高校1年から休みがちだったが、3年になり欠席が続くことが増えた。
- 中学校からの申し送りは特になかった生徒である。
- 登校しても顔色が悪く、保健室で休むことが多くなった。
- 母はA子に対する不安や悩みがなく、話合いが進まない。

学校が抱える課題

- ・ A子の出席状況が不安定である。
- ・ 進路決定に向けた指導が進まない。
- ・ 母の捉えと相違があり、連携が難しい。
- ・ A子の家庭での状況が分からない。

児童生徒・保護者が抱える課題

- ・ A子は精神状態が不安定で、授業中泣き出すなど学校生活が困難な場面もある。
- ・ A子は進路決定への意欲はあるが、自分の状態をどうにもできずにいる。
- ・ 母は困っていないと言い、A子の状態を説明しても心配していないと言う。

2 支援の実際

ステップ1 不登校対応委員会での共有と支援の第一歩の決定

学年主任は、月に1度開催される不登校対応委員会でA子の不安定な様子や、欠席の状況について報告した。A子は保健室の利用を複数回行っていたが、養護教諭が声をかけてもA子から話をするのではなく、毎回起こしてもすぐには起きられないほどベッドで睡眠をとる状態であった。授業担当者からは元気がないと心配の声が寄せられた。頭痛や体調不良が見られるが母は心配していないと話していること、A子の精神状態も不安定なことから、担任からA子へ、SCに相談してみてもどうかと話をすることとした。また、役割分担を行い、SC、保護者との連絡調整は養護教諭と学年主任、A子のサポートは担任とSC、中学校との連携はコーディネーターである保健主事が行うこととした。

ステップ2 A子と面談したSCの見立てと助言

A子本人の希望もあり、SCとのカウンセリングが行われた。そこで分かったのは、中学2年の弟が不登校になったことで、弟やA子に対する母の暴言が始まったこと、仲の良かった弟が最近一切A子と話をしなくなってしまったことだった。また、頭痛がずっと続いていること、夜眠れず、部屋には誰もいないのに誰かが自分について話をしているような気がする、その声は教室でも聞こえるような気がする、こと等も語られた。コーディネーターである保健主事と養護教諭、学年主任、担任とのケース会議で、SCより、A子が家庭環境における大きなストレスを抱えていることや、頭痛や声が聞こえる等の症状は医療機関の受診

も視野に入れる段階とみられることが伝えられた。また、母も支援を必要としている可能性があるため、母へのカウンセリングを紹介してみてもどうかという助言があった。S Cの見立てと助言を受け、A子へのS Cによる支援の継続と体の不調を医療機関につなぐこと、保護者面談を通して母にS Cの面談を紹介すること、を確認した。

ステップ3 関係機関との情報共有及びS Cによる保護者との面談

コーディネーターは、中学校へ連絡し、A子の様子を伝えると同時に、弟の様子を聞いた。A子は中学時も休みがちではあったものの、登校すれば真面目に学習に取り組む生徒であったこと、特に大きなトラブルはなく卒業したことが分かった。弟は中学1年の冬から登校しづりが続き、中学2年に進級してからはほとんど登校していないことが判明した。母は弟のことで何度も中学校に足を運んでいる状況だが、A子に対する不安や悩みは口にすることがないとのことであった。

学年主任は、保護者と担任、学年主任の三者の面談を設け、A子の様子や欠席日数等の情報交換をした。その際に、A子の支援のために母のサポートとなるS Cの存在を伝え、カウンセリングについて紹介した。母はすぐに面談を希望したため、養護教諭と日程を確認し予約を入れた。

S Cは、母とのカウンセリングにて、A子には高校を卒業してもらいたいと思っているものの、弟が不登校で余裕がなくA子に目がいかないといった、母のA子に対する思いや不安、悩みを引き出した。

ステップ4 本人の意思決定と教職員による支援

A子が医療機関を受診することは、A子、母ともに否定的であった。

A子は、S Cによるカウンセリングを希望しており、継続して支援した。母についても、複数回カウンセリングを継続して行った。カウンセリングの前後には、担任等が母にA子の学校での様子を伝え、家での様子を聞くこととした。また、カウンセリングの後には、学年主任、担任又は学年団等が必ずS Cと情報共有やコンサルテーションの機会を設けることとした。不登校対応委員会を通して、職員会議でもA子様子やケース会議での方針を報告することとし、全職員が共通理解の上、A子の支援に当たることができるようにした。



3 支援の効果

- A子は次第に精神的に安定し、教室でも落ち着きを取り戻した。
- A子は頭痛で欠席することが減り、保健室で休養することも以前ほどなくなった。
- A子は就職試験のための面接練習にも積極的に参加できるようになり、希望する企業より内定を得た。
- A子の母は、悩みをS Cに相談するようになり、気持ちの安定が図られた。
- 学校はS Cも含めたケース会議を行うことで、母の気持ちに沿った連携方法を考えることができた。

(3) SSWにより福祉機関と連携した例

SSWは「人と環境」「周りの状況」との交互作用によって問題が起きていることに着目し、問題の改善に向けてその子と環境との関係性をよくすることにより、本人の問題解決や家族の問題解決をできるような状況を整えていきます。

1 ケース

- 中学校1年女子生徒（A子）、父、母の3人家族。
- 小学生の時に精神症状が悪化したことによる入院歴があり、服薬し定期通院していたが、不登校傾向が続いていた。
- 登校しても学習に向かう姿勢がない。生活リズムが不規則である。
- 母は早朝・深夜勤務があり、きめ細かな関わりが難しい。

学校が抱える課題

- ・ A子と会うことができない。
- ・ 母と連絡を取り合うことが難しい。
- ・ この状況が続けば、高校進学等の進路選択にも影響する。

生徒・保護者が抱える課題

- ・ A子は、母の愛情不足を感じている。また、精神状態が不安定であり、学校に適応できない状況である。
- ・ 母は不規則な勤務形態のため、A子と関わる余裕（時間的・精神的・体力的）がない。

2 支援の実際

ステップ1 校長が市教育委員会へSSWの派遣と相談を依頼

A子の状況について報告を受けていた校長は、A子の不登校の要因として、家庭環境や本人の精神疾患に起因し、学校の対応だけでは難しいと判断した。そこで、社会福祉や医療の関係機関との連携を図り、A子を取り巻く環境改善を行うことを不登校解決の手だてとしたと考え、市教育委員会に配置されているSSWの派遣を依頼することとした。

ステップ2 校内ケース会議におけるSSWの助言

この会議の目的は、「A子に係る新たな支援体制の検討」である。ケース会議は、校長、教頭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、担任、SSWで行い、現状把握やSSWが母に関わっている市福祉関係部局等から得た情報を共有し、環境を整えるためにできることを整理した。

今後の支援として、

- ① SSWが加わり、学校と保護者が面談（場合によっては家庭訪問）を行うこと
- ② SSWが市福祉関係部局等と学校との仲介役となり、協働して支援を行うことを確認した。

ステップ3 SSWも交えた保護者との面談・生徒との面談

母と担任、養護教諭、SSWが出席し面談を行った。面談の内容は以下の4点であった。

- ・ 現在の家庭の状況
- ・ A子について困っていること

- ・ A子の学校生活についての保護者の考え
- ・ A子の登校に向けた支援

S S Wは母の思いに傾聴しつつ、今後の学校との関わりにおける意向を確認した。母は「A子が学校にうまく適応できずに不安な状態にいることに気づいてはいるものの、どう対応してよいかわからず、面談を行うことができてよかった。」と話していた。他の機関とつないで支援を行うことについても確認をし、A子の学ぶ機会を保障するために母がつながっている市福祉関係部局等とも情報を共有していくこととした。

また、2学期に入り、今後の支援につなげるために、S S WがA子と面談を行った。A子は、自分の気持ちを周りの人たちに知ってもらいたいという気持ちが生まれ、カウンセリングを希望したため、S S WがS Cと連携し、カウンセリングを行うことになった。A子は定期的にカウンセリングを受けたことで、精神的に安定し始め、登校に対する気持ちも芽生えるようになった。母もS S Wや養護教諭との定期的な面談を行うことで、A子との向き合い方を整理して考えることができ、母子の関わりも少しずつ改善していった。

ステップ4 S S Wによる関係機関と学校とのネットワーク形成支援

A子が登校について意識を向け始めたことを受け、S S Wが面談の際に、保健室や校内教育支援センターへの登校も可能であることを伝えた。A子は保健室に行くことを希望し、後日、午後から登校することができた。保健室で養護教諭やS Cと話をすることで、A子の表情も少しずつ柔らかくなり、2時間ほど学校で過ごすことができた。

A子の精神的な安定が続くためには、母の関わりが不可欠であり、母がA子と関われる時間的・精神的・体力的な余裕を作り出すためには、母の勤務状態を安定させる必要があった。その点についても、S S Wが市福祉関係部局と定期的に情報共有を図り、福祉関係部局から母へのサポートを継続的に行ってもらった。

学校では定期的にケース会議を開き、A子や母の状況を確認しながら、支援の方向性を確認していった。今後、A子が何らかの理由で登校できなくなる状況も想定し、教育支援センターとの連携を図っておくこと等も確認された。



3 支援の効果

- S S Wや養護教諭が母と定期的に面談を行うことで、母はA子に対する不安や悩みを吐き出すことができ、聞いてもらうことで、精神的に安定していった。また、母との信頼関係が築かれたことで、A子へのプラスの働きかけが多くなっていった。
- S CがA子と定期的にカウンセリングを行うことで、A子は自分の気持ちを聞いてもらいたいという思いが芽生え、話を受け止めてもらえることで、精神的な安定につながった。その結果、登校に対する意欲が見え始め、保健室で少しずつ過ごすことができるようになった。
- S S Wが市福祉関係部局と連携しながら母への支援を行うことで、母の生活の安定につながり、A子への関わりも改善されるようになった。また、ケース会議で情報共有することで、学校や関係機関が同じ方向性で支援を行うことができた。

SC（スクールカウンセラー）から先生方へ

山形大学教職研究総合センター心理教育相談室 伊藤 洋子

1 SCができること

SCは公認心理師や臨床心理士（またはそれらに準ずる者）等の資格を持ち、児童・生徒の心理に関して専門的な知識を有しています。学校現場において、臨床心理の専門家の立場から児童・生徒やその保護者に対して心理的な支援を行います。対象は不登校等の児童・生徒だけでなく、すべての児童・生徒に対して心が関連する不調の予防や心の健康の保持・増進を目的とした活動（研修等）を行います。また先生方に対してもカウンセリング（コンサルテーション）を行います。近年では学校で事件・事故が発生した際の児童・生徒の心のケアに入る等の支援も行っています。

2 具体的な支援

（1）カウンセリング

- A 児童・生徒のカウンセリング
- B 保護者のカウンセリング
- C 教職員のカウンセリング（コンサルテーション）

（2）コンサルテーション

個別ケースについて臨床心理的な観点からアセスメントを行い、今後の関わり方等についてアドバイスを行います。

（3）カンファレンスへの参加

関係者が情報を共有し解決へ向けた対処の方向性を話し合う協議に参加し、心理専門的な立場から意見を述べます。

（4）アセスメント

子どもの学校不適応の要因には発達障がいや精神疾患が疑われるケースもあります。そのような子どものアセスメントを行い、関わり方の工夫について提案します。また、必要時には医療等の関係機関につながるお手伝いをします。

（5）研修や講話

児童・生徒、保護者、教職員、地域に方々に向けて研修や講話や講演を行い、子どもの心の理解や心の健康を保持するための心理教育や啓蒙活動を行います。

（6）緊急支援対応

学校で、災害・事件・事故等によって心理的危機的状況が発生した場合には、エリアカウンセラーと連携しながら心のケアを行います。

3 先生方へのメッセージ

子どもたちを取り巻く環境は様々です。不登校の要因も様々でその様相は複雑です。また不登校は回復段階によって心の状態も変化します。不登校になりかけているときや完全に閉じこもっている時期、また徐々に心が元気になって再登校を意識している時期等そのステージによっても保護者や教師の正しい関わり方が異なってきます。タイミングよく効果的な関わりを行うために、子どもが今どのような心理状態にあるかの見立てについてSCの意見を参考にしてください。その他上記に示したような様々な支援ができますので、是非SCを積極的に活用して頂きますようよろしくお願い致します。

SSW（スクールソーシャルワーカー）から先生方へ

鶴岡市教育委員会スクールソーシャルワーカー 木津 美加子

1 SSWができること

SSWは子ども達の「環境」に焦点をあてます。人が持つ「強み」に着目し、チームアプローチの考え方を土台に、必要に応じて行政・医療・民間支援機関、地域の方々とのネットワークを築き、働きかけます。

昨今の家庭の忙しさや困りごとは経済面との関連もあり、格差の広がりや子育ての環境でも大きな課題となっています。

生きづらい時代でもありますが、民間の取り組みや自立支援に関する制度も少しずつ整備が進んでいます。

SSWの配置もその一つであり、社会福祉の視点や知識、経験を「チーム学校」に活用していただければと思っています。



2 事例からのメッセージ

生活環境の変化が要因と考えられる事例では、家計や心の負担を軽減し、あらたな環境が築かれることを目的に、タイミングを見計らいSSWの介入を開始しました。

母は「仕事に向かう車の中で泣いてしまった、将来が全く見えない」と不安な気持ちを話されました。「少し先を見据えた話し合いができれば…」という母の想いを学校に伝えた上で主治医の助言もいただきながら、ケース会議には母も参加し、あらためて支援者それぞれの役割を確認しました。

児への声掛けから、徐々に家族のなかに団らんが戻ることを目標に、母にはSSWが関わりました。それぞれが本来の強みを発揮できると好循環が生まれ、関係も和らいでいきました。

その後、社会資源にもつながり、少人数の催しに母子で参加することができました。はじめての場で緊張しながらも笑顔で自己紹介をし、2回目からは児が1人で行くようになり、自立への第一歩である進路への希望を持つまでになりました。アセスメント（見立て）の共有、個々に合せたペース、段階が必要であることを実感した事例でした。

3 ～少し止まるは「歩く」こと～ 先生方へのメッセージ

「居場所」等の社会資源は、家でも学校でもなく、しかしこれから子ども達が生きていく「地域社会」であり、「環境」です。子どもも大人も“少し立ち止まり”話ができる、現代の団らんの場としてサポートをしています。

孤立しやすさがある中で、自立を目指すには、時間と出会いは重要です。抱えている辛さを話すとしたら理解してくれる人が必要ですが、多忙な日常の中で“聴く”ことは容易ではありません。子ども達や家庭を支援する側の先生方も、普段から話を聴いてもらっていることはとても大切です。「チーム学校」の中でも対話を意識していただき、身近にSSWがいたらぜひ声をかけてみてください。

子ども達の「幸せな未来へ」小さな一歩を踏み出すきっかけになればと思います。

(4) 医療機関と連携した例

不登校児童生徒が、発達に課題があり医療によるサポートが必要と考えられる場合、学校は、医療機関と連携することで、児童生徒の障がいや病気、治療について基本的な理解をすることができ、その子の今の状態や学習活動を進める上での配慮事項を知ることができます。学校、家庭、医療機関とが連携をし、本人と家族の課題解決ができるよう、状況を整えていきます。

1 ケース

○小学校4年女子児童（A子）、父、母、弟（1歳）、祖母の5人家族。

○1年生の時から登校しぶりがあった。登校しても校門から中に入れない、教室まで来てもスムーズに教室に入れない等の様子が見られた。4年生になり、登校を促すと家庭で泣く・暴れる等の行動が増え、欠席が増えている。

○教室に入ることができれば、その後は他児童とともに学習することができる。

学校が抱える課題

- ・A子が校内で不安に感じる原因が何によるものかを特定できず、支援方法を迷っている。
- ・この状況が続けば、登校できない日が増える。
- ・母と十分に話せる機会が取れていない。

児童・保護者が抱える課題

- ・心理的状态が安定せず、学校に適應できない状況がある。
- ・母はA子の登校しぶりについて心配をしており、付き添って一緒に登校する等の策を取っているが改善が見られず困っている。

2 支援の実際

ステップ1 校内ケース会議による支援の検討

A子の登校の不安定さや、学校生活において学習活動にスムーズに入れないことについて、担任が教育相談主任に相談をしたことを受け、校内ケース会議を開き、支援の検討を行った。教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談主任、担任、養護教諭、学年主任、前年度の担任が参加をし、会議の目的を「A子が安心して学校生活をおくることができるための支援体制の検討」とした。

会議では、A子が落ち着いて過ごせている時と気持ちが不安定な時の様子については把握することができたが、どのような時に安定し、どのような時に不安定になるのか等、今後の手立てにつながる具体的な要因を見つけることが難しかった。そのため、A子について、より専門的な視点での助言を求めていくことの必要性が挙げられた。また、今後医療機関を含めた専門機関とつながっていくためには、保護者との関わりを更に密に取っていくことの必要性も確認された。

以上のことも含め、会議で検討された支援については「いつ・どこで・だれが・どのように」支援をしていくかを具体的に役割分担し、担任だけが負担とならないよう組織的に支援体制を整えていった。具体的には、本人支援を担当、学習指導員、養護教諭が中心となってい、保護者との面談を担当、学年主任、教育相談主任が中心に行う。関係機関との連携については、特別支援教育コーディネーター及び養護教諭、教頭が推進していくこととした。

ステップ2 保護者との面談（現状の情報共有、長期短期目標の共有）

母は、これまで、A子の子育てについて難しさを感じており、A子が高兄と同じようではないことについて指摘されるのではないかという思いから、個別の面談を断ってきた。そのような母に寄り添い、丁寧に保護者面談を進めていくこととした。最初は、母と担任、学年

主任とし、これまでも関わりが深い教員が少人数で行うこととした。その後、特別支援教育コーディネーター、教育相談主任等が関わっていくこととし、段階を踏んで進めていくこととした。

面談を重ねていくうちに、A子のこれまでの育ちや家庭での様子について分かってきた。その中で、母の一番の心配は、現在のA子の身体状況であり、具体的には、就寝時にすぐに眠ることができず、睡眠を含め不規則な生活が日常化していること、また、それに伴って、体調や気持ちが不安定な日が増えていることであった。母の心配を受け、校内委員会を開き再度支援について検討をした。そこで、A子を支える支援の一つとして医療機関へ相談することを母に伝えていくことを決めた。

ステップ3 医療機関の受診

医療機関への受診について、母は積極的であった。面談を通じ、より詳しくA子について知りたいという思いが膨らんでいたことと、既に身体に不安定な状態が見られていることへの喫緊の心配からであった。学校は、学校医である精神科医を含め、近隣にある複数の医療機関について情報提供をした。母は、各病院について自らも詳しく調べ、立地場所や診療時間等の通院しやすさ、A子が好む雰囲気等を十分考え、その結果、学校医である精神科医を受診することに決めた。

受診が始まり、複数回の受診・発達検査等の結果、A子は自閉スペクトラム症であることがわかった。その特性により、音やにおいに過敏があり、特定の場所に抵抗が生まれること、慣れない場所や環境が苦手であること、また、自分の思いを言葉で伝えることが苦手であること等が分かった。母は、幼少期からの子育てにおける違和感を医師に伝え、医師から、育て方が悪かったのではなく、A子は発達の特性を持っている子であることを聞き、気持ちが安定し、A子の子育てにも前向きになっていった。

受診は定期的に行われることとなった。受診の際には、母、本人に同意を得て、担任が同席し、支援方法について助言を受けることもあった。また、同席しない受診日については、担任が学校での様子を記した手紙を母を通して医師に渡し、学校での様子について共通理解を図ることとした。それに応えて、医師からも、支援策や解決策について、学校に返答があり、助言を生かして校内支援につなげていった。

ステップ4 医師の参加による校内ケース会議

A子の学校では、支援の難しい児童について定期的に学校医に相談し、助言を受けることができる機会が設けられていた。そのため、A子の事例についても、主治医を加えて、校内ケース会議を開くことができた。会議の中で医師からは、成長期に伴う心身の不安定さについての一般的な話があり、その後、A子にとって問題となっていることについて、予想される原因や環境調整の方法、保護者との関わり方等について具体的な助言がなされた。

3 支援の効果



- 医療面からの助言を受け、A子の体と心の状態がわかったことで、児童理解が深まった。
- A子の状態を見取り、特性に応じた支援ができるようになった。また、家庭、学校で課題と成果を共有しながら、連携して支援を継続していったことで、登校しぶり等の行動が減り、登校後の不安定さについても改善が見られた。
- A子の状態の改善、母の気持ちの安定がなされてきたことで、学校と母との信頼関係が深められた。

(5) 養護教諭が窓口となって支援した例

養護教諭は児童生徒の変化に気付き、医療機関への受診を勧めるとともに、医療機関と連携する窓口となり、校内の支援体制の構築に専門的な視点から参画します。また、児童生徒の悩みや不安に寄り添い、意思を引き出しながら保健室での支援を進めていきます。

1 ケース

- 小学校5年女子児童（A子）、父、母、兄（中2）の4人家族。
- 吃音があり、一旦は収まっていたが5年時に再び目立つようになる。人前に出て話すこと、授業中指名されることに強い不安、ストレスがある。
- 5年生の中ごろから、人前に出て話したり、授業中指名され急に発言を求められたりすることに強い不安を訴えるようになる。
- 同時期には、めまいや気分の悪さ、頭痛等、体調不良を理由に欠席することが多くなる。
- 学校生活や諸活動に意欲はあるが、思うように参加できない。

学校が抱える課題

- ・持続する体調不良の訴えをどのように受け止めて支援すればよいか。
- ・A子が他の児童と同様の活動に意欲を示したときの声がけに難しさがある。参加できてもできなくても、事後に負の感情が残る。
- ・ストレスの大きな要因は吃音と捉えているが、A子がそれを受け入れない状況にどう対応するか。

児童・保護者が抱える課題

- ・まじめで神経質なところがあり、ストレスを抱えやすい。
- ・身体的症状が改善されない。原因や対処法が分からない。
- ・体調不良を訴え登校できないA子に対して、保護者としてどのように関わればよいか。

2 支援の実際

ステップ1 受診の勧め

担任は学校の様子を保護者にこまめに伝えていたが、症状が改善しないことや比較的重い症状が表れるようになったため、養護教諭が保護者に医療機関での受診を勧める。

病院で諸検査を受けるも異常は見つからなかった。しかし、その後も症状は改善せず、朝起きることができずに登校できなかったり、短時間の別室登校となったりしたため、再び受診した。その結果、「起立性調節障がい」の診断を受けた。

ステップ2 関係機関との連携と支援の方針

A子、保護者の了承の上で、養護教諭が窓口となり、医療機関からの助言を受けることにする。

また、養護教諭から保護者に、市町村の健康福祉部局で実施している相談事業を紹介し、専門家（臨床心理士）からアドバイスをいただくよう促した。

校内体制としては、教育相談委員会で定期的にA子の状況を確認するとともに、ケース検討会議を開催し、次のとおり支援の方針を確認した。

○起立性調節障がい、吃音について、教職員が正しく理解し、A子の心理的なストレスの

軽減を図る。

- 保護者の不安に受容的に寄り添いながら、保護者が安定してA子に関わることができるように支援する。
- 医師との情報交換により、専門的な立場から指導を受けながら、支援方法の改善を図っていく。

ステップ3 支援の具体

不定期ではあるが、養護教諭が医師からA子の状況を確認して、症状の医学的理解に努めた。情報は教職員で共通理解を図り、対応の改善に生かした。

フレックスな時間での登下校や、保健室で学習することを認める等、A子が校内で不安なく過ごすことができる環境を提供した。また、受容的な態度で接し、A子が思っていることや困っていることを素直に話すことができるような関係の構築を目指した。その結果、起立性調節障がいについては自ら教師に話したり、理解を求めたりすることができるようになった。

学級の他の児童には、A子と保護者の了承を得た範囲内でA子の病気について説明し、理解を求めた。友達の協力もあり、教室の授業に参加できることもあった。ただし、人前で話すことや授業中に体調が悪化することへの不安が解消されたわけではないため、継続して授業に参加を強いることはせず、A子の意思を尊重した。

行事等への参加については、参加させることを目標にするのではなく、A子の不安を受け止め、本人の意思を確認しながら、参加方法を保護者とともに検討した。6年生に進級後も、普段は保健室への登校が中心であったが、修学旅行、運動会、卒業式等大きな行事にも参加することができた。参加を決断できたことへの自信と、実際に参加できた達成感を味わうことができた。

ステップ4 中学校への引継ぎ

小学校で行ってきた支援の考え方や具体的な方法について、進学先の中学校に伝えた。特に、医療機関との連携の在り方や保健室での個別対応については、養護教諭間で詳しく引き継いだ。



3 支援の効果

- 体調が戻ったわけではないが、医師の診断を受けたことで、体調不良の原因が明らかになり、A子、保護者とも一定の心の安定につながった。
- 学校（窓口：養護教諭）、保護者、医療機関が連絡を取り合い、医学的な情報や留意点を共有することで、同一歩調で支援を行うことができた。その結果、A子は起立性調節障がいについて受け入れ、よりよい生活を送るために工夫できることが増えた。
- 本人や保護者の悩みや不安に感じていることに寄り添うとともに、教職員の共通理解のもと受容的な態度でA子に接したことで、A子は自分の意思を表すことができるようになった。自分で決めたことについては事後の負の感情も少なくなった。

（６）別室登校支援の例

別室登校の状況は、児童生徒一人一人様々なため、担任や養護教諭だけでは対応が難しい場合があります。別室学習指導教員等が担任と児童生徒との橋渡しの役割を担い、一人一人の児童生徒のニーズに応えながら支援を行います。

１ ケース

- 中学校３年男子生徒（Ａ男）、母、祖父、祖母、曾祖母、妹、叔父の７人家族。
- 中学校２年生の時に、ＳＮＳ上で友だちとトラブル発生。
- Ａ男の精神疾患に起因した心身の不調に加え、家庭環境が不安定な状態にあることも要因の一つとなり不登校が続くようになる。
- 担任による対応に加え、ＳＣとＡ男の面談を定期的に行い、本人の状態や家庭の状況等を確認しながら支援を検討している。
- Ａ男の希望で、心療内科を受診し、ヒアリングを開始した。

学校が抱える課題

- ・家庭訪問を行っても、Ａ男と会うことができないことがある。
- ・この状況が続けば、高校進学等の進路にも影響する。

生徒・保護者が抱える課題

- ・精神状態が不安定であり学校に適応できない状況がある。
- ・体調に波があり、そのことが精神状態へと直結している。

２ 支援の実際

ステップ１ 校内ケース会議における支援体制の検討

校内ケース会議において、校長、教頭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、担任、ＳＣが参加し、Ａ男に係る支援体制の検討を行った。その中で、Ａ男の家庭生活の現状把握やＡ男が受診した心療内科の医療機関から得た情報を共有し、環境を整備していくことを確認した。

今後の支援として、

- ①無理な登校刺激はしないこと。
- ②学校と保護者が面談（週１回程度の家庭訪問）を行うこと。
- ③市の教育支援センターを利用すること（週３日）。

を確認した。Ａ男は、登校することへの不安があることから、本人の意思を尊重した中で、今後の支援の方向性を決めた。

ステップ２ 別室登校支援の開始

市の教育支援センターには３か月程度通ったが、新たな環境であることや他の児童生徒とうまく関係を築けなかったこともあり、本人の意思でやめてしまった。そこで、今後の方向

性をA男、母、養護教諭、担任で話し合う機会を設けた。そこで、以下のような提案を行い、本人も了承した。

- ①週に2～3回登校すること
- ②夕方登校して、担任と学習すること
- ③登校するときは、生徒と会わないようにすること
- ④昇降口から一番近い教室を利用すること

A男の感じている困難さを減らす環境づくりに留意することで、別室登校ができるようになった。別室登校を開始すると、別室学習指導教員と関わりながら学習を進めることができた。別室学習指導教員はA男に寄り添い、できたことを一緒に喜び、これからのことを一緒に考える等、A男が学習や相談をしやすい関係づくりに努めた。さらに、今後の進路等を見据え、自己決定が大切と考え、A男の自己決定を促す関わりをした。

A男に対する学習支援等については、個別にA男と話し合い学習内容を決めていった。各教科担当と連携して教材等を準備し、教科担当が作成したプリント等で学習した。

ステップ3 全教員による日常的な関わりや支援

別室登校は継続していたが、進級のタイミングで、今後の方向性をA男、母、養護教諭、担任、別室学習指導教員で話し合う機会を設けた。そこで、以下のような提案を行い、A男も了承した。

- ①生活リズムを整えるために、午前中登校すること
- ②高校進学を見据えて、別室学習指導教員以外の先生からも学習指導をしてもらうこと
- ③悩んでいることや不安なことについて、SCと話をする機会を設けること
- ④進路について話し合い、方向性を決めていくこと

A男本人と関わる教員が増え、少しずつ自分の抱えている思いを話すことが増えた。今後の目標が定まると、表情も明るくなり、順調に登校するようになった。多くの教員がA男と少しの時間でも意図的にコミュニケーションをとる機会をつくる等、別室学習指導教員を中心としながら、全ての教員でA男を支援していった。

3 支援の効果



- 口数が少ないA男が、徐々に話すようになり、自分の気持ちを少しずつ表すようになった。A男が話す言葉を注意深く聴くと、少ない言葉の中にもA男の真意が見えてくることがあり、共有し整理して返すことで、本人も腑に落ちたような表情をした。
- A男の精神状態や置かれている状況に合わせて支援することで、教育支援センターや学校の別室で過ごすことができるようになった。また、母の状態に合わせた対応もできるようになり、学校と本人・母との信頼関係が構築された。
- 相談の中で、過去や今の思いだけではなく、これから自分はどうしていきたいのか、そのために、今をどう過ごしていくのかを共に考えていくことができたことが、進路達成につながった。
- 面談を繰り返す中で、進路選択に対するA男の意思も確認することができ、最終的に本人が進路を決めることができた。

(7) ICTを活用した支援の例

一人一人の思いや願いを大切にした多様な学習支援を実現するために、ICTを効果的に活用し、学校や家庭、学校外の居場所等の連携・協力が重要です。

1 ケース

○中学校1年時、学習のつまずきから徐々に学校に足が向かなくなった。担任が家庭訪問に訪れた際には会うこともできたが、通院以外自宅から出ることがほとんどなくなる状況であった。

○1年時の後半から卒業までの支援を紹介する。

学校が抱える課題

- ・本人と会うことができない。
- ・学習の遅れを支援したいが、会えないので難しい。
- ・両親との連絡を取ることはできるが、各種手続きがとどこおる等、連携をうまく進めることができない。

生徒・保護者が抱える課題

- ・大人と関わることはできるが、同世代と関係を結ぶことが苦手。
- ・学習の遅れや進路・将来についての漠然とした心配や焦り。
- ・保護者は、関係機関との連携を望んでいるが、本人は希望していない。

2 支援の実際

支援の方針として、教育機会を確保することを前提として、「学びのサポート」と「心のサポート」の両面から支援を行った。

ステップ1 本人と保護者の思いに寄り添い「心のサポート」を実施

本人の気持ちを尊重し、保護者の意向を丁寧に聞き取った上で、クラスメートとの「心の絆」を大切にすることを中心に据え、段階的な支援を行った。まずは、Google Classroomを用いた健康観察を実施した。その後、健康観察に慣れてきた頃から、朝の会へのオンライン参加を促した。その際に、当該生徒が朝の会に参加することをクラスメートにも伝え理解を得た上で実施した。

日数を重ねる中で、Google Classroomを介して、クラスの友人とメッセージのやり取りが少しずつできるようになったり、学校行事等（始業式や終業式）にオンラインで参加できるようになったりした。

教師は、毎日Google Classroomで健康観察や生徒の様子を把握することができるようになり、継続的に本人と会話し関わることができるようになった。また、定時にGoogle Classroomを活用したことにより、生徒自身の生活リズムが安定するようになった。

ステップ2 本人の進度に合わせた『学びのサポート』（学習支援）を実施

学習のつまずきが不登校の主な要因となっていたため、オンライン朝の会に慣れてきた頃に学習に関わる面談を実施し、授業への参加を促し「学びのサポート」をスタートさせた。しかし、休んでいた間の学習内容の習得が十分ではなかったためWebドリル教材などを活用し、本人の進度にあった個別学習に取り組めるような体制を整え支援した。その

積み重ねの結果、Google Meet での授業に参加してみようという意欲が湧いてきた。

ステップ3 Google Meet を活用した教育相談を実施

生徒が日常的に Google Meet に接続できるようになったため、担任との教育相談を定期的に行えるようになった。家庭訪問をしてもなかなか会うことができない状況であったことを考えれば、生徒と担任がつながる手段として ICT を活用することは非常に効果的であった。

ステップ4 Google Meet による授業の配信を実施

授業の様子を Google Meet で配信をすることで、授業に参加することができるようになってきた。また、授業で使ったスライドや学習プリントを配信したことが、学習意欲の向上につながった。さらに、教師が毎時間の板書を撮影し、本人に送信することで、生徒は日付ごと板書の画像を整理・保存し、自分ができる時に板書をノートにまとめ直したり、それを活用して教科書の問題を解いたりするなど自主的に学ぶようになった。このように、本人の気持ちとペースを大事に段階的に支援の方法を提示し、自己決定・自己解決させたことで学習に自信が持てるようになってきた。

休み時間も接続を維持したことで、クラスの友人と会話したり交流したりする時間が生まれ、それが継続してオンライン授業に参加する意欲につながった。



3 支援の効果

○学習への不安から学校に足が遠のいていたため、いきなり学習支援を行うのではなく、まずは友人関係をつなぐ「心のサポート」から支援を始めた。このことが、本人の気持ちの安定につながり、次の支援の足がかりになった。

○生徒の学びのつまずきを把握し、Webドリル教材を活用することで、学年をさかのぼって復習に取り組むことができ、学習への不安を解消することにつながった。自らのペースで学習することが、本人の学びのスタイルにあった。しかし、Webドリル教材を使用している際は、つまずいた時に支援をする人がいないという課題が見られた。解説動画等を活用することも一つの方法であると考えた。

○生徒が日常的に Google Classroom、Google Meet を活用したことにより、1人1台端末を使用したオンライン授業にスムーズにつなげることができた。また、教員間で当該生徒の現状について情報を共有し、教科担当者間で支援体制を整えたことにより、様々な授業に参加できるようになった。さらに、定期テスト等も受検することができるようになり、当該の生徒は通信制課程の高等学校へ進学することができた。

4 メタバース空間における不登校児童生徒の支援について

不登校児童生徒の支援については、今後メタバース空間の活用も考えられます。仮想空間での学習やコミュニケーションが可能となり、当該生徒が自分のペースで学ぶことが可能となります。

Google Classroom、Google Meet 及び関連する名称並びにそれぞれのロゴは、Google LLC の商標又は登録商標です。

(8) 教育支援センターと連携した支援の例

不登校の児童生徒は様々な課題を抱えています。不登校の解決を社会的な自立と捉えるとき教育支援センターでの支援は、学校との連携、社会性の向上、保護者との連携、関係機関との連携等、多くの場面での取組みとして考えることができます。

1 ケース

○中学校3年男子生徒（A男）、父、母、祖父、祖母、弟、曾祖母の7人家族。

○中学校1年生2学期以降、授業に集中できない様子が表れる。頭痛を訴え、朝は保護者が学校に送ってくる。2学期後半から登校時間が遅くなり、授業中に声をかけると固まる状態がみられる。12月には「学校に行きたくない」と言うようになり、校内に設置している教育支援センターへ登校。

学校が抱える課題

- ・本人の抱える精神的課題の把握と対応について困難さを感じる。
- ・高校進学への意欲が明確だが、学力面における適切な支援のあり方について共有する必要がある。

生徒・保護者が抱える課題

- ・介護を受けている認知症の曾祖母との関係がうまくいかない。
- ・潔癖でこだわりが強い等の自閉傾向の症状への対応に不安を感じている。

2 支援の実際

ステップ1 関係機関と連携した本人の課題の把握

家庭内で介護している曾祖母との関係がうまくいかず、曾祖母及び介護している人の場所を避けて自分の部屋にこもるようになっていた。潔癖症の様子が見られ、A男の課題の把握のため、特別支援教育アドバイザーに依頼して個別検査（K-A B C II）を受けた。その結果、こだわりが強く自閉症スペクトラム症の疑いがあると判断される。休み時間は終了間際まで手を洗い続け、それを拭かない。毎日学生服を洗濯し、冬でも半そでワイシャツを着る。入浴は3時間以上かける等、様々な症状が表れていた。学校は両親との面談を定期的に行うようにして対応を検討した。同時にSCに相談し、医療受診について助言を受ける。医療機関を受診し、強迫性障がいと診断され、内服薬の処方を受ける。その後は定期的に受診を継続した。

ステップ2 教育支援センターでの支援と関係機関との連携

2年時は4月から教育支援センターに登校し、主に自学したり読書したりする等、自分の意思で決定して過ごすようにした。少しずつ精神的に安定し、欠席が減少してきた。2学期には教室で授業に参加することも増えてくるようになった。

1月に特別支援教育に詳しい大学教授と面談し、今後の生活について話題にした。本人は修学旅行にも参加することができた。

ステップ3 SCとの連携

修学旅行後も、教育支援センターへの登校と医療受診を継続することにより、精神的に安定するようになり、3学期の欠席は1日であった。

3年生になり、5月までは教室に登校することもできたが、6月からまた不調を訴え、教育支援センターで過ごす状態になった。そこで、教育支援センター内でSCによる面談を受けるようにした。SCには、曾祖母に対することや、心の病気に係る不安、両親との関わり、自分の将来のこと等を伝えることができた。その後も定期的にSCとの面談を重ねることで、再び精神的に安定するようになり、2学期には体育祭や文化祭にも参加することができた。

ステップ4 本人の意思決定の尊重

教育支援センターへの登校と医療受診を継続しつつ、自らの行動については本人が自ら意思決定することを尊重してきた。学校、家庭、関係機関、そして教育支援センターが、同じスタンスで本人を支援し、精神的安定を大切にすることにより、学習面のみならず生活上の困難さに対しても、自らの力で乗り越えていく体制を整えることができた。そのため、高校進学についても自分の意思を明確に持ちながら、意欲的に立ち向かう姿勢が見られた。



3 支援の効果

- 学校だけでなく、専門的見地を有する様々な機関と積極的に連携することで、A男の抱えている状態を適切に把握することができた。
- 支援のあり方について、学校及び家庭と共有し、場当たりのではない支援をすることができた。
- 学校生活へ踏み出す場として、本人の意思決定を尊重するスタンスを保つことで、安心して授業や行事へ参加できるようになった。
- 教育支援センターに登校を始めた1年時は年間の欠席日数は59日であったが、体制を整えて支援に当たることで欠席日数は減少した。2年時の年間欠席日数は19日。3年時の年間欠席日数は23日だったが、無事高校を受検することができた。受検の翌日からは登校後すぐに教室に向かい、他の生徒たちと共に卒業式準備に取り組み、卒業式にも参加することができた。

山形市適応教室「風」の取組み

相談員 坂本 尚志

1 教室の紹介

当教室は山形市総合学習センター内にある公的機関です。山形市内小中学校に在籍する小学4年生から中学3年生まで、例年40～50人の児童生徒が通級しています。

相談員は5名で教員免許を有し、当教室の運営の他、電話相談及び来所相談にも当たっています。

2 支援の実際

- (1) 多様な週日課を組んでいます。毎日2時間は教科学習で、そのほか週3回のスポーツ活動（隣接の総合福祉センター体育館を借用）や畑での生産活動、工作をする制作活動、パソコンの時間、ゲームを通したふれあいの時間、調理実習、科学講座等、バランスを考えた時間割としています。
- (2) 校外学習も特徴です。自然の家学習、山寺陶芸教室、美術館見学、野草園見学、芋煮会、スケート教室、スキー教室等数多くの体験活動で興味・関心の喚起を図るとともに通級生同士の関わりを深めています。
- (3) 大学生のボランティアを募り、年10回ほどの交流活動を実施しています。

3 学校や保護者との連携

- (1) 学校との連携
 - ・月末に一人一人の通級状況と学習・生活の様子を文書にまとめ所属校に報告しています。
 - ・年に3回、相談員が学校を訪問し通級生についての情報交換や支援について話合っています。
 - ・教頭会や学校に配置されている教育相談員対象の研修会に出向き、当教室の現状を説明し理解を深めてもらっています。
- (2) 保護者との連携
 - ・年4回の保護者会の他、随時の面談を行うことで保護者との結びつきを深めています。
 - ・「親の集い」や「進路選択支援教室」を企画しています。



新庄市適応指導教室の取組み

相談員 高橋 久美子

1 教室の紹介

現在の通級生は、中3が6名、中2が1名、小5が1名、中学校の依頼を受け、訪問して指導している生徒が2名(中1、中2)、計10名であり、指導者は市の相談員が3名、週1で1時間の教科指導員が3名で指導している。

2 支援の実際

- (1) 日常の活動について

月水金は5教科の授業と体育、火木は生徒の実態に応じて補充学習をしている。体験活動については、市内の農園に出向いての収穫や奉仕活動、キャリア学習、理科実験、お菓子づくり、ものづくり等。学校に行きづらい生徒に生活リズムを整え、学習習慣や対話力・体力等を身につけるため、活動内容を精選し活動している。(回数は11回。)また、児童・生徒との面談も必要に応じて行っている。
- (2) 中学校卒業後の支援について

通級生徒がその後の高校生活に適応し生活しているかを定期的に連絡・確認し、躓いてしまっている生徒には声掛けや当教室への来室を勧め、学習の手助け等をし、高校生活に戻る支援をしている。

3 学校や保護者等との連携

通級児童・生徒の在籍校には、毎月どのような支援をし、変容したのか等具体的な報告書を送っている。必要に応じて、担任や校長、学年団・養護教諭・生徒指導主事等と連絡をとり、学校に行けなくなった経緯や、今後に向けた指導の共通理解を図るためのやりとりをしている。

保護者とは来室・欠席連絡の際に、家庭での様子等の確認をし、必要に応じて面談を行っている。不安感の強い保護者も多いため、意図的な声掛けを常に行えるよう配慮している。

また、通級していた生徒が、在籍している高校になじめない場合、高校側に特別な配慮をお願いしたり、場合によっては進路変更の支援も行ったりした。そのために高校側と連絡をとることも多くあった。また、生徒によっては、青少年指導センターの職員と連携しながら、支援を進めてきた。

米沢市ガイダンス教室の取組み 不登校対策専門員 金沢 真

1 教室の紹介

- ・米沢市の中心、上杉神社のすぐ近く（市に寄贈された旧眼科医宅を活用）。市教委管轄の施設。
- ・平均して毎年12名ほどの児童生徒が、学校から通室許可をもらい通室しています（出席扱い）。
- ・所属している職員は8名、常時在室は3名。他は曜日により市内中学校の相談室に勤務しています。

2 支援の実際

（1）通室児童生徒の支援

- ・平日9：00～15：00、児童生徒は通室すると、まず自分で予定を立て、教科書やワークブック、学校から渡ったプリント等を使用して、それぞれのペースで学習を行っています。
- ・（水）午前はアクティ米沢を借り、軽スポーツ（バドミントン、卓球、ミニバレー等）でリフレッシュ。
- ・週1回程度、調理実習や施設見学、創作活動等の体験学習を行います。

（2）相談活動

- ・電話や来室、時には学校に出向き、不登校を中心とした相談活動を行います。

3 学校や保護者との連携

- ・できるだけ両親と面談の機会を持つようにし、保護者の思いを丁寧に聞き取るとともに、本人との会話や生育歴等から、本人の持つ特性についても共通理解するようにします。
- ・学校とは気軽に連絡を取り合い、本人や保護者の思いを伝えるようにします。
- ・本人や保護者との定期的な面談の他、復帰への意欲が見えた時には、学校・保護者（時には本人も交え）・ガイダンス教室担当で協議の機会を持ち、見通しを話し合います。
- ・本人の居場所づくり、保護者の心の安定、学校の積極的な対応、関係機関との連携、等を支援します。



酒田市適応指導教室（ふれあい教室）の取組み 相談専門員 吉田 真一

1 ふれあい教室の紹介

ふれあい教室（通称）は、平成3年8月に設置されました。長期欠席や継続欠席の状態にある児童生徒の集団適応能力や自立心を高めたり、心のふれあいを深めて情緒の安定を図ったりすることを目的としています。現在（令和3年8月）職員は3名で、通室児童生徒数は、小学生2名と中学生5名です。

2 支援の実際

（1）自主学习

午前中は学習の時間としています。各自の計画等に基づいて学習を進めます。学習がスムーズに進められるように職員が支援します。

（2）自主活動

ゲームやパズル、折り紙や切り絵、卓球や軽スポーツ等の楽しい活動や遊びを通して、通級生相互や職員とのふれあいを深めるようにします。

（3）体験活動

釣り、手芸、酒田風、餅つき、自然体験、茶道、組紐、琴、着付け、料理、七宝焼等、講師の協力を得て実施します。（年間25回）体験することで心を解放したり、結びつきを強めたりします。

3 学校や保護者との連携

（1）担任者会

在籍する学校及び担任と十分に連絡を取りながら相談活動や支援を行います。（年間2回、個別）

（2）保護者会

通級の様子についての相互理解や協力の在り方について話し合います。（年間4回、集団と個別）



【釣り教室】

(9) フリースクール等と連携した通所支援の例

フリースクールは、児童生徒や保護者の状況や思いに寄り添って柔軟に対応できる強みを生かし、学習を中心に支援を行います。また、児童生徒の将来の社会的自立に向けて、長期的な視点で支援を行います。

1 ケース

- 中学校2年男子生徒（A男）、祖母（保護者）、姉の3人家族。
- 小学校から学校への不適応傾向が表れる。
- 中学校2年時、完全に学校に足が向かなくなる。初めのうちは担任の家庭訪問に応じていたが、その後会うことができなくなる。
- 自宅から出ることがほとんどなくなる。

学校が抱える課題

- ・ A男と会うことができない。
- ・ 学習の遅れを支援したいが、会えないので難しい。
- ・ 祖母との連絡を取ることはできるが、各種手続きが滞る等、連携をうまく進めることができない。

生徒・保護者が抱える課題

- ・ 学習の遅れや進路・将来についての漠然とした心配や焦り。
- ・ 大人と関わることはできるが、同世代と関係を結ぶことが苦手。
- ・ 祖母や姉は仕事で留守にすることが多く、一人になりがち。
- ・ 祖母はA男をとっても心配しているが、成長とともに言い返されることも増え、どのように接してよいか分からない。

2 支援の実際

ステップ1 学校と市町村の児童福祉部局が情報共有

A男は市町村の児童福祉部局による支援対象となっており、学校に通うことができない状況であることを把握していた。また、SSWとも連携を図って支援に当たっていた。そこで、学習面での支援について児童福祉部局とSSWからフリースクールの紹介があり、フリースクールによる支援が始まる。

ステップ2 フリースクールによる家庭訪問と支援の方針

フリースクール担当者が、児童福祉部局の担当者及びSSWとともに家庭を訪問。SSWがA男と面識があったこともあり、比較的スムーズにつながることができた。数回の訪問を経て、支援の方針を定めた。

- 信頼関係を築くことを最優先すること。
- 学校復帰を目指しながらも、将来的な自立に向けて長期的な視点で継続して支援していくこと。
- 週2～3回の訪問と、不定期の通所を組み合わせる支援すること。
- 学校、児童福祉部局、教育委員会（SSW：スクールソーシャルワーカー）等と連携すること。

ステップ3 フリースクールを核とした支援

訪問当初は外に出ることがほとんどない状況だったため、自宅付近の散歩から始め、少しずつ外出時間や行動範囲を増やしていった。

学習の空白期間が長くなっており、本人が何から取り組んでよいか分からない状況であったため、当初は学習に気が向かなかった。小学校の内容も含めてどこから分からないのか確認しながら、スモールステップで支援を行った。学習支援を中心に訪問を継続しながら、フリースクールが実施しているボランティア活動、各種体験活動には通所して参加することができた。

得意な科目を中心に少しずつ自信がつき、中学3年に進級すると、高等学校への進学希望が明確になってきた。また、進学の準備として中学校への登校も学校と連携して行った。短時間ではあるものの、校内の別室にて学習を行うことができた。その際には自宅からフリースクール担当者が同行していたが、次第に一人で登校できるようになった。

保護者への支援として、訪問支援の際に学校からの連絡物の整理を行った。また、祖母の話を傾聴するとともに、思春期の生徒との向き合い方についてアドバイスすることもあった。

支援の過程では、児童福祉部局が中心となり、学校、フリースクール、教育委員会（SSW）でケース検討会議を開催している。また、フリースクールだけでなく、児童福祉部局、SSWも定期的な家庭訪問による状況の確認と支援を行った。

ステップ4 高等学校進学とその後

A男の意思もあり、中学校の教室で週2、3日過ごすことができるようになった。フリースクールとSSW、児童福祉部局、そして学校がその子を中心に据えて協力し対応した。その結果、希望する高等学校への進学を果たした。

回数は減ったものの、フリースクールの支援は高等学校在学中も継続した。高等学校にはほとんど欠席することなく通学し、専門学校への進学を果たし、就職することができた。



3 支援の効果

- A男は漠然とした不安や焦りを抱えて欠席していたが、学校とSSW、児童福祉部局、フリースクールが情報を共有し、同じ方向性でA男の状況や思いを十分に受け止めて支援を継続した結果、自分の現状に目を向けることができるようになり、生活の改善につながった。
- フリースクールの学習支援によって、A男は自信を取り戻すとともに、進学に気持ちを向けることができた。将来への見通しを持つことができたことで、中学校の教室にも通うことができた。
- 学校とフリースクールが将来の自立に向けて共通理解を図り、A男の意思を尊重してその子に応じた指導を行った。そのこともあり、A男は担任と会ったり、学校の支援を受け入れたりできるようになった。
- フリースクールと連携したことで、義務教育を修了した後を見据えた支援につながり、A男の自立への意欲が高まった。

(10) フリースクール等と連携した訪問支援の例

フリースクール等と連携した訪問支援は、学校生活に適応できない児童生徒の教育機会を確保するとともに、保護者支援の充実を通して、児童生徒の社会的な自立に向けた取組みを支援します。

1 ケース

- 中学校2年男子生徒（A男）、母、兄の3人家族。
- 人間関係がうまく築けず、中学1年時から不登校傾向となり、中学2年時から是完全不登校となる。
- 生活リズムが不規則で、家庭ではネットばかりしている。精神状態が不安定で、家庭内で暴れることがある。
- 母は、日々の仕事や生活に追われ、きめ細かな養育ができていない。A男と兄は、年齢が離れていて、関わりがほとんどない。

学校が抱える課題

- ・家庭訪問や電話をしても、A男と会ったり、話をしたりすることができないので、効果的な支援ができない。
- ・この状況が続けば、高校進学等の進路にも影響する。

生徒・保護者が抱える課題

- ・A男は、自己肯定感が低く、家にひきこもり、外部との関わりがない。
- ・母は、A男の状況を改善したいという思いはあるが、A男との関わり方がわからない。

2 支援の実際

ステップ1 母からフリースクールに連絡・相談

母は、A男の状況を改善したいという思いから、フリースクールに連絡・相談を行った。A男がひきこもりの状態にあるため、訪問による学習支援や外部との関わりを通して、学校復帰を望んでいた。学校以外の相談相手がおらず、孤立感を感じていた母にとって、本人支援だけでなく、家族支援（相談対応、親の会等）を行っていることにも魅力を感じた。また、フリースクールに連絡・相談したことを学校にも報告し、フリースクールと連携した支援をお願いした。

ステップ2 校内ケース会議における支援体制等の検討

校長、教頭、教育相談主任、学年主任、担任、養護教諭、SC及びフリースクールの担当者が、A男の状況を共有し、今後の支援体制等について検討した。

支援の方向性

- ・A男の希望を尊重しながら、自らの進路を主体的に捉えられるように支援を行う。

学校の役割

- ・A男と母を組織的・計画的に支援できる体制を整備し、フリースクールや医療機関等の関係機関との連絡・調整を行う。
- ・母やフリースクールの担当者と連携しながら、A男の希望や学習状況等を把握し、より効果的な支援につなげられるようにする。

フリースクールの役割

- ・A男との関係構築を図りながら、フリースクールの担当者による訪問支援を行う。
- ・個別相談及び親の会への参加等、母への支援を行う。

ステップ3 フリースクールや医療機関と連携した支援

学校の支援

- ・担任や学年主任による家庭訪問を継続し、学校の情報を提供する等、母と連携しながらA男とのつながりを持った。
- ・SCが母の相談に応じたり、担任や学年主任がA男の状況や「個別の教育支援計画」を母と共有したりしながら、学校復帰に向けた支援や受け入れ準備を行った。
- ・教育相談主任が、フリースクールとの連絡・調整を行った。月に1度、ケース会議や紙面等により、A男の状況をフリースクールの担当者と共有し、訪問支援や通所支援におけるA男の学習状況等の把握に努め、学校復帰に向けた効果的な支援や進路指導に生かせるようにした。
- ・校長は、教育委員会とも連携しながら、フリースクールの通所支援を指導要録上の出席扱いとした。また、通所支援における学習が、学校の教育課程に照らし適切と判断する場合には、その学習の評価を工夫して行った。評価の結果を通知表等の方法によりA男や母、フリースクールの担当者に積極的に伝えることで、A男の学習意欲に応え、それぞれの立場での次の支援に生かせるようにした。
- ・ネット依存の傾向や家庭内で暴れることがあるため、養護教諭が母に医療機関の受診を促し、医療機関と連携しながらより効果的な支援を行った。

フリースクールの支援

A男との関係構築を図りながら、段階的に訪問支援を実施し、通所支援や学校復帰につなげていった。

<本人支援>

- ① A男と会えない状況で、フリースクールの担当者の思いを手紙等で伝え、関係構築を図った。
- ② A男と会えるようになり、関係がある程度構築できた段階から、学習支援等を行った。
- ③ 訪問支援に加え、週1回の通所支援をスタートさせ、集団生活や体験活動を通して、自己肯定感を高めたり、コミュニケーションスキル等を身に付けたりした。
- ④ 週3回に通所支援を増やし、学校復帰につなげた。

<家族支援>

- ・訪問支援の際や電話等により母の相談に応じ、A男に対する悩みや不安に寄り添った助言を行った。
- ・フリースクールが主催する親の会への参加を促し、不登校の子を持つ保護者同士の情報交換や交流を通して、母の孤立感の解消に努めた。

医療機関の支援

- ・定期的にA男にカウンセリングを行い、本人への助言とともに、学校やフリースクール、母に対し、より効果的な支援を行うためのA男との関わり方等について助言を行った。
- ・家庭内で暴れた場合の緊急避難場所として、措置入院も可能であることを母に伝えた。



3 支援の効果

- A男は、フリースクールへの通所を継続しながら、少しずつ学校に登校できるようになり、保健室等を活用しながら、徐々に学校生活に適応していった。中学校卒業後の進路を見据え、以前より積極的に学習にも取り組むようになった。
- A男と母の関わりが増え、関係が改善したことで、安定した生活が送れるようになった。また、医療機関との連携した支援により、ネット依存の傾向が改善し、家庭内で暴れることがなくなった。

フリースクールWith優（米沢市）の取組み スタッフ 安達 えり

1 フリースクールWith優の紹介

With優は、小さい学校・でっかい家族のような居場所です。子ども達が自分らしく笑顔で過ごせるよう、それぞれの目標に合わせて生活自立支援や学習支援を行っています。約 20 名の子ども達が在籍しており、現在は高校生以上の年齢の子どもが多く通って来ています。フリースクールスタッフは 3 名で、多様なニーズに対応出来るように教育・心理等の資格を持ったスタッフが対応しています。フリースクールで同年代との関わりを経験し、社会に出ていった卒業生はこれまで約 100 名となっています。

2 支援の実践

(1) 学習支援

希望に合わせて学年等に関係なく、勉強したいところまで遡って個別に学習を進めます。ご本人やご家族と相談しながら、進学や復学、高校卒業程度認定試験に向けての学習、通信制高校のレポートのサポート等も行っています。教員免許を持つスタッフが対応します。

(2) 様々な体験活動

経験を重ねることで自信や楽しい思い出を持つこと、考えるきっかけを作ることが出来ます。例えば、往復 200 ㌾の自転車旅行、海キャンプ、学校見学、職場体験等、子ども達がチャレンジ出来る機会を大切に、スタッフと一緒に経験していきます。

3 学校や保護者との連携

「悩んでいる子ども達のため」に連携する必要があると思います。もちろん、本人の気持ちを第一に考える必要があります。「こうすれば絶対にうまくいく」ということはなく、子ども達が何を考え悩んでいるかに耳を傾け、関わる大人達がきちんと向き合うことが大切だと考えています。役割をうまく分けながら、子ども達にとってより良い関わりが出来る関係性をこれからも構築していきたいです。



クローバーの会@やまがた（山形市）の取組み 代表 樋口 愛子

1 クローバーの会@やまがたの紹介

不登校・ひきこもりの子どもをもつ親の会として 2015 年から活動しています。保護者や教員からの相談対応の他、居場所づくりもしています。フリースペースには、小中高生～39 歳までの若者が 10 名程度、フリースクールには小中高生が 5 名程度、学習支援には小学生～20 代の若者 3 名程度が常時来ています。出張学習支援は 2 名程度の利用です。スタッフはそれぞれ 2～4 名で対応しています。

2 支援の実践

(1) フリースペース・・・火水木土 14～17 時。読書やボードゲーム、おしゃべりをして過ごしています。月 1～2 回卓球イベントで体を動かしています。週 1 回夜の時間に、楽器部や e スポーツ部等の交流イベントも開催しています。

(2) フリースクールよつば・・・火～金 10～14 時。午前中は工作、絵画、書道、サッカー、個別学習等、日替わりで取り組んでいます。昼食はみんなで作って一緒に食べています。

3 学校や保護者との連携

保護者の希望や学校の求めに応じて、通所の日数や活動内容の報告を行っています。学校からは保護者に親の会を紹介していただき、その後の家庭の様子等を共有することもあります。保護者の方からは先生が子どもの意に反して無理やり教室に連れて行く、心の傷を負っているにも関わらず欠席の理由を答えさせる、不登校が継続しているのに電話連絡を毎日求められることが精神的に負担である等の相談を受けることがあります。先生にとって良かれと思う関わりが、かえって子どもや保護者に不安やプレッシャーを与え、社会的自立を妨げていることがあるようです。子どもの心に寄り添い、立場を超えて我々が手をつなぎ、子どもにとって今は何が一番大事なのかを考え、子どもの人権はもちろんのこと、学ぶ権利を保障していきたいものです。不登校の要因はさまざまで、社会背景の変化も伴い、学校だけで対応するのは困難です。民間の居場所や親の会をぜひ活用してください！そして、普通教育機会確保法の理解を深め、子どもが自ら学びたくなる環境を一緒につくっていきませんか。

フリースクールあにまる（山形市）の取り組み 事務局長 荒木 秀和

1 「フリースクールあにまる」とは？

山形市飯田地内の青春通り沿いにある施設で、主に義務教育世代の不登校やひきこもり状態の解消や学校復帰・社会復帰を目指したサポートを行っています。個性や特性に配慮し、「学び・運動・コミュニティのトライアングル方針」に基づき、学校に準じたスケジュールによるカリキュラムで、学校、ご家族、当スクールによる連携により、それぞれがその先にあるゴールを目指しています。

2 各サポートの実際（抜粋）

(1) 学校に準じたスケジュールによるカリキュラム

登所から午前は健康観察、学習、昼食をはさんで、午後は清掃、運動や課外・個別・体験活動、登降所といった学校日課と類似した一日の流れで、行動管理や社会性をも身につけます。また、定期的に個別面談も実施し、本人の特性や考えを把握してサポートに活かしています。

(2) 体験活動や社会貢献活動、イベント参加等

社会性や社会参加意欲の向上のため、体験及び社会貢献活動に取り組むほか、年数回の法人イベントに参加します。

3 学校や保護者との連携（同じ目的と方向性の統一）

(1) 学校との定期的及び随時の相互連絡

毎月、通所状況や本人の活動状態等を報告するほか、教頭先生及び担任の先生等と随時連絡を取り合いながら、学校と本人や家庭とのジョイント役を務めています。

(2) 保護者サポートの実施（家族の会も開催）

子育てで悩みや不安を抱えるご家族に対し、訪問による相談サポート等を実施し、「保護者を孤独にしない」方針の下、ご家族と一緒に体温を感じることができる寄り添いサポートを行っています。



フリースペースまちかどカフェ「たまりば」（新庄市）の取り組み 事務長 佐藤 義弥

1 「たまりば」は、どんなところ

○おしゃべりできる場 ○一息つく場 ○お悩みの相談等使い方は様々、気軽に立ち寄れます

・1 階では、小中高生が宿題やおしゃべり等を楽しんだり、地域の方が散歩の途中で気軽に立ち寄り、交流が行われたりしております。2 階には、予約して利用できる小部屋があります。

○1 日のご利用人数は2人～10人位の方が利用しています。○開所時間内であれば、自分のペースで利用可能、いつ来ても、いつ帰っても自由です。

○利用料は無料です。

2 「たまりば」は、こんな支援をしている

○フリースペース：開所時間内に、だれでも自由に来所し利用できます。過ごし方は自由です。

○相談支援（来所相談、電話相談、メール相談、訪問相談、出張相談）：訪問相談は、ご家庭に出向いて相談に応じます。出張相談は市町村に出向き、相談室を設けます。

○学習支援：毎週、火曜日・木曜日に開催。小・中・高校生に支援できます。

○イベント：七夕・芋煮会・Xmas会等、作品や料理を作り、皆で協力して行うイベントです。

○医療連携：市内の医療機関と連携して支援できます。

3 学校や保護者との連携

○親同士の茶話会（年6回）奇数月の第3水曜日、場所：たまりば

○たまりば通信の配布（活動の様子を毎月、関係機関等に配布）

○子供が悩んだり苦しんでいる姿を見るのは、とても辛いものです。一刻も早く取り除いてあげたいと思います。

即効性の手立ては、ほとんど無いと思います。キッカケを見つけてあげるために、連携して子供を支援したい。学校や保護者からの連絡・相談をお待ちしております



（遊びから、話すキッカケづくり）

(11) 高等学校進学に当たりフリースクール等と連携した支援の例

フリースクール等へ通所していた生徒が高校へ進学する際、保護者の承諾を得て高校へのそれまでの支援状況についての情報共有を行うこと、フリースクール等でも継続した支援を行うことにより、生徒本人及び家族の不安を軽減することにつながります。

1 ケース

- 中学校3年男子生徒（A男）、母、祖父、祖母の4人家族。
- 小学生の時に担任と合わなかったことから勉強に意欲が出ず、徐々に勉強がわからなくなった。
- 中学校になっても先生に対しての不信感があり、中学3年時にはほとんど学校に行かなくなった。
- 夜中にゲームをしたり動画を見たりして、昼夜逆転の生活となっていた。
- 友人と連絡をとったり遊びに行ったりすることはできていたが、家族に対しては反抗的な態度をとることが多く、家族も本人への接し方に困っていた。

中学校が抱える課題

- ・進学を目標としているが、学習や出席日数等に不安がある。
- ・全日制の高校へ進学しても、続けていけるか心配である。

生徒・保護者が抱える課題

- ・中学校には行きたくはないが、高校には進学したい。
- ・進学を目標としているが、学習や出席日数等に不安がある。
- ・高校に進学しても、続けていけるか心配である。

2 支援の実際

ステップ1 母・本人が民間支援団体（フリースクール）へ相談

母がA男の進路について不安を感じ、フリースクールに相談した。その後、A男の友人がフリースクールとつながっていたことがきっかけで、A男が興味をもったイベントに参加したことからフリースクールにつながった。母は、中学校にもう一度登校できるようになることよりも、外に出て他の人と関わってほしいという希望を持っていた。本人も学校へ行くことや勉強することに対して抵抗感が強かったため、フリースクール側は職場体験やイベント、スポーツへの参加を中心に支援した。

ステップ2 中学校と民間支援団体（フリースクール）の情報共有

母が中学校と定期的に連絡を取り、フリースクールでの様子を学校に伝えていた。進学が近づくと、母を介して学校とフリースクールが連絡を取り、本人への支援についてケース会議を行い、連携を図った。本人と母は出席日数が不足することに不安を感じていたことから、学校・保護者・フリースクールの三者で話し合い、フリースクールに通うことを出席日数にカウントすることを学校側が了承した。

ステップ3 進路選択時の支援

中学3年生の12月、学校で三者面談を実施し、A男も面談に出席することができた。同時にフリースクールでも進路について定期的に面談し、志望校だけでなく、進学に向けて乗り越えなければならないこと等を一緒に考えた。

A男は、自分の生活のリズムやこれまでの経緯から、継続して通学できる高校を何校か絞り、その選択肢の中から自分で進路を選択することができた。

ステップ4 高校進学後の情報共有

高校入学当初は、母を介して高校とフリースクールとの間でA男の状況を共有していたが、母の許可を得て、高校の担任とフリースクール間で直接会って話し合い、これまでの経緯や本人の状況を共有した。

その後も、A男の遅刻や欠席が続いた場合、学校がフリースクールと連絡を取り、学校から出席を促すのか、フリースクールから出席を促すのか、本人の状況を確認しながら話し合っ

て決定した。
高校に継続して登校できるかという不安もあることから、A男と母の希望でフリースクールに在籍しながら高校に登校する形をとった。



3 支援の効果

- 中学校とフリースクール間でA男の情報共有が図られ、本人に合わせた支援ができた。
- 母やA男の不安を解消し、本人が自ら進路を選択することができた。
- 進学後も、高校とフリースクール間での情報共有が図られ、A男のペースに合わせて通学ができており、進級へとつながった。

(12) 高等学校での進級に向けた支援の例

高等学校では、不登校に伴う出席日数等の不足により進級に関わる問題が起こってきます。その生徒にとってよい方向性を、生徒と保護者とともに相談しながら、進級に向けた支援を行います。

1 ケース

- 高校1年男子生徒（A男）、父（単身赴任）、母、姉の4人家族。
- A男は入学後の4月末から欠席が目立ち始めた。
- 疲れやすく、すぐに体調を崩してしまう。体調が悪くなると気持ちも落ち込み、なかなか回復できない。
- 周囲の生徒とコミュニケーションはとれているものの、特に仲の良い友人がおらず、良好な人間関係を築くことが苦手である。
- 大人数の集団の中にいることに苦痛を感じるなど、学校生活を送る上で苦手なことがいくつかある。

学校が抱える課題

- ・学校には登校しているものの、欠席や早退が多い。
- ・この状況が続けば、進級に必要な出席日数や出席時数が不足し、原級留置になってしまう。

児童生徒・保護者が抱える課題

- ・A男は、気力・体力ともに少なく、よく体調を崩したり、落ち込んだりしてしまう。
- ・母は不規則な勤務形態のため、A男と関わる時間が少ない。

2 支援の実際

ステップ1 担任、学年主任、養護教諭等による生徒との面談

5月以降に担任、学年主任、養護教諭等がそれぞれ時間を確保し、A男の内面を理解するための面談を行った。A男が不調を訴える際に常に担任が対応できる状態であるとは限らないため、複数の教員が時間をかけて話をすることで理解を深めるとともに、A男が頼れる存在を増やしておくよう努めた。また、複数の視点で生徒の話を聞くことにより、別の一面を理解することにつながった。A男に関する情報は早急に学年会等で共有することとし、授業担当者によって対応が大きく異ならないように配慮した。さらに、担任はA男にSCとの面談を勧め、カウンセリングの機会を確保するようにした。

ステップ2 校内ケース会議での対応の確認

しばらくは、日々の生活の中でこまめに声がけ等を行いながら、生徒の様子を見守った。6月末になっても状況が改善しなかったため、定期的に行われている校内ケース会議で報告することとした。

校内ケース会議は、教頭、教務主任、生徒指導主任、保健指導主任、養護教諭、学年主任、担任、SCで行われた。A男の入学後の指導経過の報告と現状の情報交換を行った後、SCからの助言を受け、今後の指導の方向性について検討した。ケース会議の報告を職員会議で行い、A男が苦手としていることとしてわかっていることや体調不良のため課題の提出が遅れるおそれがあること等を全職員で共有し、対応について確認した。

ステップ3 進級規定の確認のための生徒及び保護者との面談

7月に担任はA男の今後を見据え、高等学校には進級するために出席日数、出席時数、成績に関しての規定があることを面談で確認した。特に出席日数不足の場合は、確実に進級できなくなるので、遅刻や早退をしても学校に登校することが大切であることを伝え、欠席が続かないよう励ました。A男にとってかえってプレッシャーとなることを防ぐため、担任は伝えるタイミングに留意して面談を設定した。それでも、その後の生活の中でA男は出席することが辛くなり、通信制の学校への転学について担任に相談することもあった。担任はそれを聞いてA男の考えを否定せず、「高校1年生での転学は、単位をまだ修得できていないため入学をやり直すことになること」「仮に転学するとしても、1年生の単位を修得してから2年生に転学した方がその後の通信制での単位の修得に有利であること」等を伝えた。A男が不利にならない選択ができるように正しい情報を伝えた上で、今後の目標を一緒に考えた。

保護者に対しては、あまり欠席が多くなならないうちにしっかり伝えておく必要があるため、7月末に学校で面談を行った。A男が進級するために年間で想定される授業時数、年間で必要な出席時数、現在の欠席時数等を科目ごとにできるだけ正確に数値で表し、現在の状況と進級の規定を伝えた。すぐに進級を諦めなければならない状態ではないことを話し、今後状況を改善させるための相談を行った。また、保護者自身が生徒のことで悩みを抱えている様子であったため、保護者がSCのカウンセリングを受ける機会も設定した。

ステップ4 進級に向けた不足時数補充のための個別指導の開始

A男が進級を目指すに当たり、担任は面談の中でA男が学校生活の中で苦手としていることははっきりさせながら、その対処の仕方を一緒に考えた。全校集会で列の後ろに並ぶことや昼食を別室でとることを認める等の配慮によりA男が学校にいられる時間が長くなった。また、A男ができることや得意なことを担任を中心に把握し、懸命に取り組んでいる姿を励ましながら、自己肯定感が高まる支援も同時に行った。

A男と保護者は進級したいという希望を持っていたが、12月時点で既に複数の科目で出席時数が不足することが予想された。不足時数の補充についての審議は、通常3月の成績会議で行われるが、この会議後に全ての不足時数を補充することは不可能であることから、特例で12月の成績会議で審議してもらった。A男は医療機関からの診断は特になかったが、休むことはあっても授業に出席し、学習に向かおうとする姿勢があったため、了承された。

その後、A男は時数不足が生じている科目の教科担当者から補充のための個別指導を受けた。A男は補充が必要な科目数が多かったため、体調等を考慮し、あまり無理がかからないよう放課後等を利用して計画的に進めていった。また、授業を受けることができず、別室に登校した時間も補充指導に充てる等の工夫を行った。補充指導を受けることは、A男にとって体力的に楽ではなかったが、担任は面談の中でA男自身が自分の今後について考え、自ら決断できるようサポートすることに努めた。その結果、A男は最後までやり抜き、進級することができた。



3 支援の効果

- 「単位を修得する」という目標を持って、学校生活に取り組んだことや進級できたことが本人の自信につながった。
- 自分が苦手なことへの対処法を教員とともに考え、行動したことにより、学校生活の中の困難が軽減され、学習への意欲を持続させることができた。
- 保護者、教員、SCなど多くの人々がA男に親身に関われるように配慮したことで、精神的な安定を図ることができた。

(13) 高等学校での卒業に向けた支援の例

高等学校から大学へ進学するための方法は様々あります。どのような選択肢があるのか、またそれぞれの選択肢について丁寧に説明して、本人・保護者の希望に応じて卒業等に向けた支援を行います。

1 ケース

- 高校3年女子生徒（A子）、父、母、兄の4人家族。
- 部活動引退後、欠席が続くようになり、家では横になっていることが増えた。心療内科を受診したところ、うつ傾向と診断され、服薬等による治療を受けている。
- 月経困難症により、腹痛や頭痛による欠席や保健室利用が時々あった。
- 穏やかな性格で、友人との関係も良好である。まじめで、学習意欲も高く、大学への進学を強く志望している。

学校が抱える課題

- ・ 家庭との連絡は母とのみであり、本人との意思疎通が全くできない。
- ・ 母に伝えた内容が、本人にどのように伝わっているのかわからない。

本人・保護者が抱える課題

- ・ 家庭で本人に学校の話をする、パニック症状が起きる。
- ・ 大学進学を志望するも、卒業できないかもしれない、と強い不安がある。

2 支援の実際

ステップ1 校内における情報共有

高校では、保護者との面談内容やA子の様子等について全職員で情報を共有し、教職員全体で組織的に対応していた。ケース会議の際にはSCにも参加してもらい、専門的な知見からアドバイスをいただきながら、対応について検討した。

ステップ2 関係機関との連携

A子及び保護者から了承を得て、学年主任・養護教諭が主治医を訪問し、受診の際の本人の様子や、主治医の見立て等を聞くとともに、校内における対応の方針等も伝え、A子や保護者へ連絡する際の留意点について確認した。

ステップ3 保護者への支援

学校から連絡する際には、保護者との信頼関係がある学年主任が主に連絡を行っていた。保護者との面談や電話連絡の際には、A子に対する不安や悩みに寄り添いながら丁寧に対応した。

保護者へ伝える内容や、保護者から本人へ伝えてもらう内容等については、書面にして提示するなど配慮した。

また、大学進学のための選択肢について提示し、それぞれ選択した際の見通しについて、丁寧に説明した。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 本校を卒業する2 通信制の学校に編入する3 高等学校卒業程度認定試験を受験する |
|---|

「卒業する」を選択した場合には、卒業に必要な単位習得を目指すため、登校して学習する必要があること、「通信制編入」の場合には、どんな学校があるかを調べ、行きたい学校の募集要項等を取り寄せる必要があること、「高卒認定受験」の場合は、受験日や申込み締め切りを確認し、自分で申込みをする必要があることを伝えた。

学校の話をするするとパニック症状が起きるため、A子に意思確認することができなかったが、「卒業する」ことを目指すことで保護者に了解を得た。学習計画を立てる際には、担任を中心に、保護者とも話し合いを重ねて、A子が負担なくできるよう具体的なものを立てた。

ステップ4 卒業に向けての支援

単位習得を目指して、本人が集中して学習できるよう、登校した際の学習場所を確保した。学習場所は、保健室に隣接している教育相談室を使用した。

継続して登校できるようになると、学年や教科担当の教員だけでなく、A子が希望する場合にはクラスの友人や部活動の顧問などとも話をするようになった。A子の負担も考慮し、対応する職員は最低限の人数とした。

卒業がかなわなかったときのことも考え、高等学校卒業程度認定試験も受験したが、学習計画を少しずつではあるが確実に実行し、卒業することができた。

卒業して1年後に希望する大学へ進学することができ、充実したキャンパスライフを送った。



3 支援の効果

- 学習計画を具体的に提示することで、本人がやるべき学習内容が明らかになり、前向きに取り組むことができた。
- 保護者に対して丁寧に説明したり、A子に対する不安や悩みに寄り添ったりすることで、保護者の精神的安定が図られた。また、保護者が冷静に本人に接することで、本人も落ち着いて学習に取り組むことができた。

(14) 高等学校卒業後の就職先と関係機関へと支援をつないだ例

高等学校と民間支援団体で在学時の問題を共有することで、就職先への情報提供を円滑に行うことができます。民間支援団体で行っている就労支援を活用することにより、就職先と関係機関とも連携し、本人の希望や能力に応じた業務内容が行えるよう支援を行い、雇用の継続を目指します。

1 ケース

- 高校3年男子生徒（A男）、母、妹の3人家族。
- 小学校4年生時に発達障がい（ADHD）の診断を受けた。
- もともと勉強が苦手で中学校で不登校傾向になり、高校進学後もクラスになじめず、別室で過ごすことが多かった。
- 朝、決まった時間に起床できる等、生活のリズムに問題はなかったが、不安やストレス等が腹痛等の身体症状として現れることが多かった。
- 学校や相談機関との話し合いでも、自分の意思表示が苦手で、自分の考えを話すことができない生徒だった。

学校が抱える課題

- ・本人の発達的な課題に応じた就労支援を学校で対応するのが難しい。
- ・卒業後、ひきこもらないかどうか心配。

本人・保護者が抱える課題

- ・発達的な課題の他に、腹痛を訴えて欠席することが多い。
- ・他人とコミュニケーションを取ることが苦手である、
- ・就職後も継続できるが不安。

2 支援の実際

ステップ1 学校が民間支援団体に相談

A男が通っていた高校は、これまでも民間支援団体とのつながりがあった。在学中だけでなく卒業後も相談できる機関として、進路未定で卒業予定の生徒や、就職が内定していても継続できるかどうか不安な生徒に対して、民間支援団体について知らせていた。

こうした経緯から、学校の特別支援教育コーディネーターが、A男の状況について民間支援団体に相談した。

その後、本人と母も民間支援団体を訪問し、卒業後の進路について面談等を行った。

ステップ2 進路選択時の支援

卒業後の進路決定に向けて、A男は他者とのコミュニケーションと車の運転に不安を抱えていた。そのため、まずは、民間支援団体で行っているコミュニケーションのセミナーに毎月参加するようにした。また、ハローワークとも連携して職場見学を行い、自宅から徒歩または自転車で通うことができる就労先を考えた。

その結果、本人の自宅近くのスーパーマーケットを就職希望先とすることとした。民間支援団体からスーパーの雇用担当者に相談し、A男の発達的な課題等も情報共有した上で、職場見学、その後の職場体験を受け入れてもらい、採用へとつながった。

ステップ3 就職後の支援・相談状況

就職後もA男本人から民間支援団体に相談があることはもちろん、就労先からもA男への指導について困ったことがあれば、民間支援団体に相談がある。休んだ際も就労先から連絡があり、民間支援団体が職場を訪問し、就労先の担当者と情報共有している。

本人とも月1～2回程度、定期的に民間支援団体が面談を行い、支援を継続している。

就労先からは勤務時間を増やしてほしいという提案があったが、民間支援団体が本人の不安等を聞き取り、週の勤務日の1日だけ勤務時間を増やすというような提案を行い、本人に無理のないように、就労定着に向けた支援を継続している。



3 支援の効果

- 民間支援団体が関わったことで、A男の不安を解消するような就労支援へとつながった。
- 就職後も民間支援団体が本人と就労先の間に入り、A男の不安や就労先での心配事の相談にのり、不安の解消に努めており、雇用が継続している。
- 就労先もA男への対応で困ったことがあれば関係機関へと相談することで、適切な対応をとることができている。
- 勤務時間を少しずつ増やしていく等、A男が頑張っていることは家族全体にとって良い影響がある。

7 県内不登校児童生徒の支援組織・連絡先等

将来の社会的な自立に向けて、学校や不登校児童生徒を支える関係機関、フリースクールや親の会等の民間支援団体が連携を図り、「本人の考えを大切にした自立」へのサポートが求められています。連絡先等を掲載しました。

(1) 市町村教育委員会が設置する教育支援センター

「教育支援センター」とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために、教育委員会等が教育センター等の学校以外の場所や、学校で空いている教室等において、学校生活への復帰を支援するために、児童・生徒が在籍している学校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいいます。詳細は、掲載の各市町村教育委員会にお問い合わせください。

自治体名・教育支援センター名	山形市・適応教室「風」
住所（所在地）	山形市城西町 2-2-15
電話番号（連絡先）	023-645-6182
電話による連絡可能時間	平日の 10:00～15:30
開所日・時間	毎週月～金の 9:15～14:15（祝日、長期休業中を除く）
対象	小学校 4 年生～中学校 3 年生
ホームページ	https://www.ymgt.ed.jp/soudan/soudan.htm

自治体名・教育支援センター名	上山市・上山市教育支援センター
住所（所在地）	上山市阿弥陀地字上原 906-1
電話番号（連絡先）	023-672-1111（上山市役所内）
電話による連絡可能時間	平日の 9 時から 12 時まで、13 時から 17 時まで
連絡先メールアドレス	kami-sukoyaka@aa.wakwak.com
メールによる連絡可能時間	24 時間可（返信は時間を要することがあります）
開所日・時間	保護者、本人、学校と面談の上決定（祝日、長期休業中を除く）
対象	小学校 1 年生から中学校 3 年生まで

自治体名・教育支援センター名	天童市・アウトースクール
住所（所在地）	天童市老野森 2-6-2
電話番号（連絡先）	023-615-8225
電話による連絡可能時間	平日の 9:30～16:00
連絡先メールアドレス	gakkyo-t@city.tendo.yamagata.jp
メールによる連絡可能時間	24 時間可（返信は時間を要することがあります）
開所日・時間	原則として週 5 回 月～金の 9:30～16:00（祝日を除く）
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生
ホームページ	https://www.city.tendo.yamagata.jp/lifeinfo/kyouiku/kyoikusoudan.html

自治体名・教育支援センター名	山辺町・山辺町適応指導教室
住所（所在地）	東村山郡山辺町大字山辺 1(山辺町中央公民館内)
電話番号（連絡先）	023-664-6042
電話による連絡可能時間	平日の 9:00～15:00
開所日・時間	月～金の 9:00～15:00 (土、日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は休み)
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生
ホームページ	https://www.town.yamanobe.yamagata.jp/soshiki/l4/soudan.html

自治体名・教育支援センター名	中山町・中山町適応教室
住所（所在地）	東村山郡中山町大字長崎 6010
電話番号（連絡先）	023-662-5590
電話による連絡可能時間	平日の 8:30～12:00、13:00～16:00
連絡先メールアドレス	kanri@town.nakayama.yamagata.jp
メールによる連絡可能時間	24 時間可（返信は時間を要することがあります）
開所日・時間	毎週火～金の 8:30～16:00（祝日を除く）
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生

自治体名・教育支援センター名	寒河江市・寒陵スクール
住所（所在地）	寒河江市中央 1-9-45
電話番号（連絡先）	0237-86-1700、080-1650-3142
電話による連絡可能時間	平日の 8:30～12:00、13:00～17:15
連絡先メールアドレス	sbeall@educet.plala.or.jp
メールによる連絡可能時間	24 時間可（返信は時間を要することがあります）
開所日・時間	毎週月～金の 9:00～12:00（祝日、長期休業中を除く）
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生

自治体名・教育支援センター名	河北町・適応指導教室ゆうゆう
住所（所在地）	西村山郡河北町谷地字所岡 142-4
電話番号（連絡先）	0237-71-1152、090-7105-5300（専用携帯）
電話による連絡可能時間	平日の 9:00～12:00、13:00～17:00
連絡先メールアドレス	kyoiku@town.yamagata-kehoku.lg.jp （学校教育課）
メールによる連絡可能時間	24 時間可（返信は時間を要することがあります）
開所日・時間	毎週月～金の 9:00～12:00、13:00～16:00 (祝日、長期休業中を除く)
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生

自治体名・教育支援センター名	大江町・大江町教育支援センター
住所（所在地）	西村山郡大江町大字本郷己 605（大江町立大江中学校内）
電話番号（連絡先）	0237-62-4155
電話による連絡可能時間	平日の 9:00～16:00
連絡先メールアドレス	ojh091@educet.plala.or.jp
メールによる連絡可能時間	24 時間受付（返信は時間を要することがあります）
開所日・時間	毎週月～金の 9:00～15:15（祝日、長期休業中を除く）
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生

自治体名・教育支援センター名	村山市・教育支援センター ひまわり
住所（所在地）	村山市十日町 6-42
電話番号（連絡先）	080-3554-9124
電話による連絡可能時間	平日の 8:30～17:00
開所日・時間	毎週月～金の 8:30～17:00（祝日、長期休業中を除く）
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生
ホームページ	https://www.city.murayama.lg.jp/kurashi/gakko/kyoikuiinkai/shiencenter20230616.html

自治体名・教育支援センター名	東根市・ハートフルスクール
住所（所在地）	東根市白水 1-7-21
電話番号（連絡先）	080-3441-1409
電話による連絡可能時間	平日の 9:00～12:00、13:00～16:00
開所日・時間	平日の 9:00～12:00、13:00～16:00（祝日、長期休業中を除く）
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生

自治体名・教育支援センター名	尾花沢市・スマイルホーム
住所（所在地）	尾花沢市若葉町 1-8-25
電話番号（連絡先）	0237-22-2399
電話による連絡可能時間	平日の 8:30～12:00、13:00～17:00
開所日・時間	毎週火～金の 8:30～15:30
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生

自治体名・教育支援センター名	新庄市・適応指導教室（シャイニングクラス）
住所（所在地）	新庄市沖の町 10-37
電話番号（連絡先）	0233-23-7266（相談室直通ダイヤル）
電話による連絡可能時間	平日の 9:00～12:00、13:00～17:00
開所日・時間	月、水、金の午前中（祝日、長期休業中を除く）
対象	新庄市在住の小学校 1 年生～6 年生、中学校 1 年生～3 年生、義務教育学校 1 年生～9 年生
ホームページ	https://www.city.shinjo.yamagata.jp/s017/030/20150224165648.html

自治体名・教育支援センター名	最上町・適応指導教室（りんどう教室）
住所（所在地）	最上郡最上町大字向町 760（最上町立最上中学校内）
電話番号（連絡先）	0233-43-2053（最上町教育委員会）
電話による連絡可能時間	平日の 8:30～17:15（最上町教育委員会教育文化課）
連絡先メールアドレス	kyoiku@town.mogami.lg.jp
メールによる連絡可能時間	24 時間可（返信は時間を要することがあります）

自治体名・教育支援センター名	大蔵村・教育支援センター（くらっぷ）
住所（所在地）	最上郡大蔵村大字清水 2620
電話番号（連絡先）	0233-75-2323（大蔵村教育委員会）
電話による連絡可能時間	平日の 9:00～12:00、13:00～17:00
開所日・時間	要相談（本人、保護者、学校と面談の上決定）
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生

自治体名・教育支援センター名	米沢市・米沢市教育支援センター
住所（所在地）	米沢市西大通 1-5-60
電話番号（連絡先）	0238-21-7830
電話による連絡可能時間	平日の 9:00～16:00
開所日・時間	毎週月～金の 9:00～16:00（祝日を除く）
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生
ホームページ	https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/soshiki/11/1036/1/1148.html

自治体名・教育支援センター名	南陽市・南陽市教育相談室「クオーレ」
住所（所在地）	南陽市島貫 513
電話番号（連絡先）	0238-43-6919
電話による連絡可能時間	平日の 9:00～12:00、13:00～16:00
開所日・時間	平日の 9:00～16:00 （土、日、祝祭日及び学校の休業日を除く）
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生

自治体名・教育支援センター名	高畠町・ぼけっと
住所（所在地）	東置賜郡高畠町大字高畠 436
電話番号（連絡先）	0238-52-3054
電話による連絡可能時間	平日の 9:00～12:00、13:00～17:00
連絡先メールアドレス	kyoiku@town.takahata.yamagata.jp
メールによる連絡可能時間	24 時間可（返信は時間を要することがあります）
開所日・時間	毎週月～金の 9:00～11:30（学校の休校日、長期休業中を除く）
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生

自治体名・教育支援センター名	川西町・川西町教育支援センター「えがお」
住所（所在地）	東置賜郡川西町大字中小松 2240-2（農村環境改善センター内）
電話番号（連絡先）	0238-42-6659（川西町教育委員会教育総務グループ）
電話による連絡可能時間	平日の 9:00～12:00、13:00～17:00
開所日・時間	毎週月～金曜日の 10:00～14:00（中学校の授業日に合わせて開所）
対象	川西町内在住の小中学生
ホームページ	https://www.town.kawanishi.yamagata.jp/kyoiku/kyoikusodan/kyouikusoudan.html

自治体名・教育支援センター名	長井市・長井市適応指導教室（ほっとなるスクール）
住所（所在地）	長井市九野本 1235-1
電話番号（連絡先）	0238-82-8024
電話による連絡可能時間	平日の 9:00～12:00、13:00～17:00
開所日・時間	毎週月、水、金 9:00～15:00
対象	小学校 1 年生から中学校 3 年生まで

自治体名・教育支援センター名	小国町・教育支援センター
住所（所在地）	西置賜郡小国町大字岩井沢 704
電話番号（連絡先）	0238-62-2141
電話による連絡可能時間	平日の 9:00～12:00、13:00～17:00
開所日・時間	保護者、本人、学校と面談の上決定（祝日、長期休業中を除く）
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生

自治体名・教育支援センター名	白鷹町・白鷹町教育支援教室「あっといーす」
住所（所在地）	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833
電話番号（連絡先）	0238-85-6144
電話による連絡可能時間	平日の 8:30～12:00、13:00～17:00
連絡先メールアドレス	kyouiku@town.shirataka.lg.jp
開所日・時間	原則、月～金の 10:00～12:00（水を除く）
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生

自治体名・教育支援センター名	飯豊町・適応指導教室「パレット」
住所（所在地）	西置賜郡飯豊町大字椿 3622
電話番号（連絡先）	0238-87-0519
電話による連絡可能時間	平日の 8:30～12:00、13:00～17:15
連絡先メールアドレス	i-kyouikusoumu@town.iide.yamagata.jp
メールによる連絡可能時間	24 時間可（返信は時間を要することがあります）
開所日・時間	毎週月、水、金の 8:30～12:30（祝日、長期休業中を除く）
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生

自治体名・教育支援センター名	鶴岡市・適応指導教室「おあしす」
住所（所在地）	鶴岡市末広町 3-1 マリカ東館 2 階
電話番号（連絡先）	0235-23-9351
電話による連絡可能時間	平日の 9:00～16:00
連絡先メールアドレス	soudan@school.city.tsuruoka.yamagata.jp
メールによる連絡可能時間	24 時間可（返信は時間を要することがあります）
開所日・時間	毎週月～金の 9:00～14:30（祝日、長期休業中を除く）
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生

自治体名・教育支援センター名	庄内町・ほっとるうむ
住所（所在地）	東田川郡庄内町余目猿田 30
電話番号（連絡先）	0234-43-2044（庄内町立余目中学校 職員室） 0234-43-0146（庄内町教育委員会 教育課）

自治体名・教育支援センター名	酒田市・ふれあい教室
住所（所在地）	酒田市浜田 1-10-3（酒田市浜田学区コミュニティ防災センター内）
電話番号（連絡先）	0234-22-2182
電話による連絡可能時間	平日の 9:30～15:30
連絡先メールアドレス	gakkyo@city.sakata.lg.jp （酒田市教育委員会学校教育課）
メールによる連絡可能時間	24 時間可（返信は時間を要することがあります）
開所日・時間	平日の 9:30～15:30
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生

自治体名・教育支援センター名	遊佐町・友遊スクール
住所（所在地）	飽海郡遊佐町江地字丁才谷地 31-4
電話番号（連絡先）	0234-25-3656
電話による連絡可能時間	平日の 9:00～12:00（水のみ 9:00～17:00）
連絡先メールアドレス	sidou@town.yuza.lg.jp
メールによる連絡可能時間	24 時間可（返信は時間を要することがあります）
開所日・時間	毎週月～金の 9:00～12:00（遊佐中学校の授業日のみ開所）
対象	小学校 1 年生～中学校 3 年生



参考資料：山形県HP

「教育支援センター一覧」

<https://www.pref.yamagata.jp/700012/siennsennta.html>

(2) 教育委員会が設置する青少年を対象とした相談・支援

山形市青少年指導センター（山形市教育委員会社会教育青少年課内）	
○対象年齢	概ね 20 才未満（保護者等の相談も可）
○電話相談	023-631-4425（月～金の 13:00～17:00）
○メール相談	https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kosodatekyoiku/school/1006633/1004508.html
○来所相談	山形市教育委員会社会教育青少年課 山形市旅籠町 2-3-25 8 階（月～金の 13:00～17:00※要予約）
教育相談室（山辺町教育委員会教育課）	
○対象年齢	6～18 歳（保護者等の相談も可）
○電話相談	023-664-6042（月～木の 9:00～16:00）
○メール相談	k-soudan@town.yamanobe.yamagata.jp （9:00～16:00 ただし 15:00 以降の申込みは、次の日に対応）
○来所相談	山辺町中央公民館 2 階 東村山郡山辺町大字山辺 1 番地（金の 15 時～19 時）
最上広域青少年指導センター（新庄市教育委員会社会教育課内）	
○対象年齢	15～30 歳代（保護者等の相談も可）
○電話相談	0233-22-2111（内線 463）（月～金の 8:30～17:00）
○メール相談	syakaikyoku@city.shinjo.yamagata.jp （8:30～17:00）
○来所相談	新庄市教育委員会社会教育課内 新庄市沖の町 10-37（月～金の 8:30～17:00）
○その他	・ リスタートクラス（市民プラザで毎週金曜日の午前に実施） ・ アウトリーチ（家庭訪問による相談支援） ・ 巡回相談による相談（年間計画により最上管内各町村教育委員会内で実施） ・ LINE による相談
（庄内町教育委員会）	
○対象年齢	6～15 歳（保護者等の相談も可）
○電話相談	0234-43-0146（月～金の 8:30～17:15）
○来所相談	庄内町役場 東田川郡庄内町余目字町 132-1（月～金の 8:30～17:15）
鶴岡市青少年育成センター	
○対象年齢	20 歳以下
○電話相談	0120-028-234（9:00～16:00）
○メール相談	seishonen@city.tsuruoka.yamagata.jp
○来所相談	鶴岡市上山添字文栄 100 （月～金の 9:00～16:00 時間外応相談）

(3) フリースクールの運営、フリースペースの提供、家族への支援等を行っている民間支援団体

フリースクールやフリースペース等は、団体により支援に対する考え方や支援できる内容が異なります。通所・利用に当たり料金がかかる場合があります。詳細は各団体にお問い合わせください。なお、ここに掲載しているフリースクール、フリースペース等以外にも不登校児童生徒を支援している団体があります。詳細は各団体にお問い合わせください。

支援団体名	フリースクールよつば/フリースペースいろは/みどり教室
住所	山形市南原町 1-27-20
電話番号	023-664-2275
メールアドレス	clover.yamagata@gmail.com
ホームページ	https://clover-yamagata.jimdofree.com/

支援団体名	フリースクールあにまる
住所	山形市飯田 3-2-12
電話番号	023-600-2600
メールアドレス	animal_school2011@yahoo.co.jp
ホームページ	https://www.freeschool-yamagata.jp/

支援団体名	フリースペース雨やどり
住所	山形市小荷駄町 2-7 (SUNまち内)
電話番号	090-8616-7003
メールアドレス	ホームページ右上の「お問い合わせ」より連絡ください
ホームページ	https://cdss.jp/

支援団体名	生きる力を育むみんなの居場所こくる
住所	山形市片谷地 580-1 (シェルターインクルーシブプレイスコパル内)
電話番号	070-3121-5970
メールアドレス	kokokuru.yamagata@gmail.com
Instagram	https://www.instagram.com/kokokuru_yamagata/

支援団体名	まな viva かえる家
住所	上山市沢丁 3-6 (一階)
電話番号	090-9426-7996
メールアドレス	ggez8v29k@feel.ocn.ne.jp
ホームページ	https://kodomosyokudou.wixsite.com/kaeruya

支援団体名	蔵王いこいの里
住所	上山市永野字蔵王山 2561-1
電話番号	023-679-4005
メールアドレス	ikoinosato@tohoku-ysc.org
ホームページ	https://tohoku-ysc.org/

支援団体名	フルイドスクール terra 放課後まなびば terra+
住所	天童市東本町 3-1-15
電話番号	023-673-0882
メールアドレス	terra20221017@gmail.com
ホームページ	https://terra1017.net/

支援団体名	すいかぼちゃ フリースペース「すいか」
住所	寒河江市内ノ袋 1-6-4
電話番号	0237-84-6755
メールアドレス	kikankabocha@iaa.itkeeper.ne.jp
ホームページ	https://www.sakuranbo-kyouseien.com/

支援団体名	ひがしねあそびあランド
住所	東根市大字東根乙 1119-1
電話番号	0237-43-5551
メールアドレス	murayama@higashine.org
ホームページ	http://www.higashine.org/

支援団体名	フリースペースまちかどカフェたまりば
住所	新庄市若葉町 1-4
電話番号	080-3144-3009
メールアドレス	tamariba@konpeito.jp
ホームページ	https://hikikomori-syuro.org/r4hearing/tamaribapdf/

支援団体名	未来人の会
住所	最上郡最上町向町 736
電話番号	090-4048-3108
メールアドレス	kbmetal1979@gmail.com
Facebook	https://www.facebook.com/groups/332169392409126/

支援団体名	不登校・ひきこもり相談支援雨のち晴れ
住所	最上郡真室川町大字新町 781-1
電話番号	0233-62-2614
メールアドレス	kagayaki0417@docomo.ne.jp
ホームページ	http://ww3.et.tiki.ne.jp/~hiro-0417/

支援団体名	フリースクール With 優
住所	米沢市赤芝町字川添 1884
電話番号	0238-33-9137
メールアドレス	share_love_future@yahoo.co.jp
ホームページ	https://www.with-yu.net/

支援団体名	から・ころセンター
住所	米沢市東 2-8-116
電話番号	0238-21-6436
メールアドレス	info@npo-karakoro.jp
ホームページ	https://npo-karakoro.jp/

支援団体名	みんなの居場所「にじ」
住所	南陽市宮内 3567
電話番号	0238-27-8788
メールアドレス	ibasyoniji3567@gmail.com
ホームページ	https://npo-himawari-nanyo.com/

支援団体名	ゆにぶろ
住所	東置賜郡高畠町大字高畠 328-1
電話番号	0238-52-5679
メールアドレス	npotakahata@gmail.com

支援団体名	自立支援センターふきのとう
住所	鶴岡市陽光町 18-24
電話番号	0235-24-1819

支援団体名	SORAI SCHOOL
住所	鶴岡市北京田字下鳥ノ巣 6-1
電話番号	0235-26-8801
メールアドレス	sorai.school@shonai.inc
ホームページ	https://www.sorai.shonai.inc/

支援団体名	多機能福祉施設こもれび フリースペースひなた
住所	酒田市北新橋 2-1-16
電話番号	0234-28-8255
メールアドレス	sakata_hinata@roukyou.gr.jp
ホームページ	https://sakata.roukyou.gr.jp/index.html



参考資料：山形県HP

「不登校児童生徒等の相談・支援を行っている民間支援団体について」

<https://www.pref.yamagata.jp/700012/minnkansienndanntai.html>

◆若者相談支援拠点

村山・最上・置賜・庄内の4地域に、県と民間団体が協働して設置している相談窓口です。社会参加に困難を有する若者やその家族を対象に、相談対応のほか、居場所支援や体験活動等、それぞれの拠点が特色ある取り組みをしています。前ページ掲載の一部の団体が委託されています。



参考資料：山形県HP

「若者相談支援拠点を設置しています」

<https://www.pref.yamagata.jp/010003/bunkyo/wakamonoseishounen/wakamono/kyoten-osirase.html>

◆地域若者サポートステーション

厚生労働省と県の委託により、村山・置賜・庄内の3地域に設置している就労支援機関です。「働きたいけど自信が持てない」など働くことについて様々な悩みを抱えている若者の皆さんの職業的自立を図るため、臨床心理士等によるカウンセリングや様々なキャリア支援プログラムの実施などにより、それぞれの方の状況に応じた総合的な支援を行っています。



参考資料：山形県HP

「地域若者サポートステーションをご利用ください」

<https://www.pref.yamagata.jp/110009/sangyo/rodo/kyusyokusha/saposute.html>

(4) 親の会として家族支援を行っている民間支援団体

保護者同士で悩みを相談し合ったり、不登校についての理解を深めたり、交流したりと様々な形態の親の会があります。また、定期的に会を開いているところ、不定期のところ、当日参加が可能などところ等、団体によって開催方法は異なります。また、参加を保護者に限定している団体もあれば、子どもの参加も可能な団体もあります。いずれにしても、親の会の中で話し合われたことは、団体限りのものとし、秘密は守られます。

支援団体名	フリースクールよつば/フリースペースいろは/みどり教室
会場	山形市総合福祉センター
会場住所	山形市城西町 2-2-22
日時	第三水曜日 19:00～21:00
連絡先	clover.yamagata@gmail.com 023-664-2275
ホームページ	https://clover-yamagata.jimdofree.com/

支援団体名	かみのやま子ども食堂『かえる家』
会場	まな viva かえる家
会場住所	上山市沢丁 3-6 (一階)
日時	平日午後 (予約のみ)
連絡先	ggez8v29k@feel.ocn.ne.jp 023-672-0810
ホームページ	https://kodomosyokudou.wixsite.com/kaeruya

支援団体名	蔵王いこいの里
会場	蔵王いこいの里
会場住所	上山市永野字蔵王山 2561-1
日時	5月・9月・2月 (2泊3日)
連絡先	ikoinosato@tohoku-ysc.org 023-679-4005
ホームページ	https://tohoku-ysc.org/

支援団体名	親 terra 個別相談事業
会場	放課後まなびば terra+
会場住所	天童市東本町 3-1-15
日時	月末平日 18:00～
連絡先	terra20221017@gmail.com 080-1830-0174
ホームページ	https://terra1017.net/

支援団体名	こどものひきこもり状態に寄り添う親の会「さんろくまる」
会場	山辺北部公民館
会場住所	東村山郡山辺町大字山辺 975
日時	毎月第一火曜日 19:00～21:00
連絡先	suzutomo3131@gmail.com
ホームページ	https://360-15.jimdosite.com/

支援団体名	クローバーの会@かほく
会場	河北町どんがホール等
会場住所	西村山郡河北町谷地甲 79
日時	毎月第三日曜日 10:00～12:00
連絡先	clover.kahoku@gmail.com 090-5597-5552

支援団体名	おれんじルーム
会場	月山トラヤワイナリー
会場住所	西村山郡西川町大字吉川 79
日時	奇数月第二日曜日 14:00～16:00、偶数月第二木曜日 19:00～21:00
連絡先	orange.room.2021.8@gmail.com

支援団体名	ゆるりの会
会場	朝日町ゲストハウス松本亭一農舎
会場住所	西村山郡朝日町常盤ろ 1
日時	毎月第四土曜日又は日曜日 14:00～16:00
連絡先	yururiasahi@gmail.com
ブログ	https://ameblo.jp/yururiasahi/

支援団体名	不登校・ひきこもりの家族会オールグリーン
会場	大江町中央公民館ぷくらす 2 階
会場住所	西村山郡大江町大字本郷丁 373-1
日時	毎月第三木曜日 19 時～21 時まで
連絡先	allgreen.oe209@gmail.com 080-8223-9558

支援団体名	寄り添う親の会「ちえり〜ず」
会場	さくらんぼタントクルセンター 居場所あうら
会場住所	東根市中央 1-5-1（さくらんぼタントクルセンター） 東根市本丸東 1-31（居場所あうら）
日時	毎月第二火曜日 19:00～20:30（さくらんぼタントクルセンター） 毎月第四水曜日 15:00～16:30（居場所あうら）
連絡先	murayama@higashine.org 0237-43-5551
ホームページ	http://www.higashine.org/

支援団体名	山形青年塾
会場	地福寺
会場住所	北村山郡大石田町大字鷹巣字上宿 83
日時	要相談
連絡先	jifukuji@sage.ocn.ne.jp 0237-35-2879

支援団体名	リースの会
会場	新庄市民プラザなど
会場住所	新庄市大手町 1-60
日時	月に一度のリースの会：毎月第二金曜日 19 時～21 時まで 花輪先生とのリースの会：年に数回 18 時半～20 時半まで
連絡先	090-5844-2728

支援団体名	未来人の会
会場	未来シェアハウス「じぶんち」
会場住所	最上郡最上町向町 736
日時	不定期開催
連絡先	kbmetal1979@gmail.com 090-4048-3108
Facebook	https://www.facebook.com/groups/332169392409126/

支援団体名	から・ころセンター
会場	から・ころセンター内
会場住所	米沢市東 2-8-116
日時	学習会：第一日曜日 13:00～16:00 親の居場所：第二日曜日 13:00～16:00 定例会：第三日曜日 11:00～16:00
連絡先	info@npo-karakoro.jp 0238-21-6436
ホームページ	https://npo-karakoro.jp/

支援団体名	Believe 南陽
会場	ワトワセンター南陽
日時	毎月第三金曜日 18:30～20:00
連絡先	Believe.nanyo0706@gmail.com 090-4887-0756

支援団体名	不登校・行き渋り庄内親の会 明日のとびら
会場	鶴岡市第三学区コミュニティセンターなど（要問合せ）
会場住所	鶴岡市泉町 5-30
日時	毎月第二 又は 第三土曜日 14:00～16:00
連絡先	shonaidoor@gmail.com
ホームページ	https://tomorrow-door.jimdofree.com/

支援団体名	若者相談支援拠点ひなた
会場	多機能福祉施設こもれび
会場住所	酒田市北新橋 2-1-16
日時	ひきこもりの家族教室：毎月第四金曜日 13:30～15:30 不登校の家族教室も開催予定
連絡先	sakata_hinata@roukyou.gr.jp 0234-28-8255
ホームページ	https://sakata.roukyou.gr.jp/index.html

(5) 県等が設置している子どもに関する相談窓口

■いじめ問題や学校生活全般についての悩みに関すること

- ・ 24 時間子供 SOS ダイアル

電話 0120-0-78310 または 023-654-8383 24 時間受付

■学校教育に関する相談

県教育センター（天童市大字山元字犬倉津 2515）

- ・ 教育相談ダイアル

電話 023-654-8181 月～金 8:30～20:30 土日祝 8:30～17:30

- ・ 教育相談メール

メール non-ijime@pref.yamagata.jp

返信にはお時間をいただきます。

相談の状況をお伺いするためお電話をいただくこともあります。

- ・ 来所相談（予約が必要です）

予約受付ダイアル 023-654-8181 月～金（平日）8:30～17:00

相談内容をお電話でお話ししてから予約可能か確認します。

■子育ての悩みや家庭教育に関すること

教育局生涯教育・学習振興課（山形市松波 2-8-1）

- ・ 家庭教育電話相談「ふれあいホットライン」

電話 023-630-2876 月～金 8:30～17:15

FAX 023-630-2874

■子どもや子育てに関すること

子ども家庭支援センター「チェリー」（寒河江市字下河原 224-1）

電話 0237-84-7111 月～土 9:00～17:00（緊急時は年中無休で 24 時間対応）

児童家庭支援センター「シオン」（鶴岡市下川字窪畑 1-288）

電話 0235-68-5477 月～土 9:00～18:00（緊急時は年中無休で 24 時間対応）

福祉相談センター（中央児童相談所）（山形市十日町 1-6-6）

電話 023-627-1195 月～金 8:30～17:15（緊急時は年中無休で 24 時間対応）

庄内児童相談所（鶴岡市道形町 49-6）

電話 0235-22-0790 月～金 8:30～17:15（緊急時は年中無休で 24 時間対応）

■ひきこもりに関すること

精神保健福祉センター ひきこもり相談支援窓口「自立支援センター巣立ち」

(山形市小白川町 2-3-30)

・ 電話相談

電話 023-631-7141 月・火・木・金 9:00～17:00 (12:00～13:00 除く)

・ 来所相談 (予約制)

電話 023-631-7141 月・火・木・金 9:00～12:00

村山保健所 (山形市十日町 1-6-6)

電話 023-627-1184 月～金 8:30～17:15

最上保健所 (新庄市金沢字大道上 2034)

電話 0233-29-1266 月～金 8:30～17:15

置賜保健所 (米沢市金池 7-1-50)

電話 0238-22-3015 月～金 8:30～17:15

庄内保健所 (三川町大字横山字袖東 19-1)

電話 0235-66-4931 月～金 8:30～17:15

山形市保健所 (山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 4F)

電話 023-616-7275 月～金 8:30～17:15

■発達障がいに関すること

県発達障がい者支援センター (上山市河崎 3-7-1)

電話 023-673-3314 月～金 8:30～17:15 (12:00～13:00 除く)

■非行や事件、いじめ、友人関係等青少年の悩みに関すること

県警察本部人身安全少年課

・ ヤングテレホンコーナー

電話 023-642-1777 24 時間受付

(土・日・祝祭日、夜間は警察本部当直警察官が対応)

(6) 発達障がい児・者のための医療機関情報

県障がい福祉課では標記の医療機関情報をまとめ、県ホームページに掲載しています。



参考資料：山形県HP

「発達障がい児・者のための医療機関情報について」

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/hattatsu/iryoukikanjoho.html>

【利用に当たっての注意事項】

- ・掲載している情報は、県内の医療機関（小児科、精神科、心療内科、児童精神科）を対象にした調査の回答に基づき作成したものであり、山形県が推薦しているものではありません。
- ・公表について承諾が得られた医療機関のみを掲載していますので、発達障がいの診療を行っていても、掲載されていない医療機関もあります。
- ・「提供できる医療サービス」に記載の内容は、医師が必要と判断した場合に提供されるものですので必ずしも受けられるものではありません。
予約が必要な医療機関がほとんどですので、必ず事前に電話で予約を行ってください。
- ・掲載内容は表紙に記載の調査時点のものです。医師の異動等により診療内容や診療日の変更のなる可能性がありますので、予約不要の医療機関であっても、事前に電話で確認の上、受診されることをお勧めします。特に、コンサータの処方の可否については、必ず事前に医療機関に確認してください。

8 不登校児童生徒の支援における制度上の取扱い

不登校児童生徒の中には、学校の施設で学習を続け、懸命に努力している人がいます。これらの努力を積極的に評価したり、指導要録上で出席の認定をしたりすることは、児童生徒自己肯定感を高める上で大切な支援の一つです。また、学校以外での学びを経済的に支援する仕組みも次第に広がりを見せています。

(1) 指導要録上の出席の取扱いについて

「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年 10 月 25 日に付け文部科学省初等中等教育局長通知）では、不登校児童生徒の指導要録上の出席の取扱いについて明記されています。この通知では、不登校児童生徒に対する多様な教育機会を確保するに当たり、不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センターやフリースクール等の民間支援団体（以下、「学校外の施設」という。）、ICTを活用した学習支援等、多様な教育機会を確保する必要があることが示されています。

その上で、義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについての取扱いや、自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについて記載されています。また、これらの出席の取扱いについては、児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断することとしています。

なお、高等学校における不登校生徒が学校外の施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」（平成 21 年 3 月 12 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）によるものとしています。

①義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて(概要)

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

○保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

○当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携を取って判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

○当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

②不登校児童生徒が自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて(概要)

義務教育段階における不登校児童生徒が自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

○保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

○ＩＣＴ等を活用した学習活動とは、ＩＣＴ（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、ＦＡＸなどを活用して提供される学習活動であること。

○訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。

○学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン」を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。

○校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。

○ＩＣＴ等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。



参考資料：文部科学省HP

「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」

「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」

R1.10.25 通知

https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf



参考資料：文部科学省HP

「民間施設についてのガイドライン（試案）」

R1.10.25 通知

https://www.mext.go.jp/content/1422155_004_2.pdf

③高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について(概要)

不登校生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設への通所又は入所が、不登校生徒の将来的な社会的自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合に、当該生徒の在籍校の校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

○保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

○当該施設は、教育委員会等が設置する適応指導教室等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

○当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。



参考資料：文部科学省HP

「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」

H21.3.12 通知

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1309943.htm

(2) 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価

不登校児童生徒の中には、教育支援センターやフリースクール等の民間施設等の学校外の機関や自宅等において懸命に学習を続けている人もいます。このような児童生徒の努力の成果の適切な評価を推進するため、学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する場合を定める告示を令和6年8月29日に公布し、同日付けで施行しました。概要は以下のとおりです。

義務教育段階の不登校児童生徒について成績評価を行うにあたっては、文部科学大臣が定める要件の下で、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができることを法令上に規定

＜文部科学大臣が定める要件＞

○学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在学する学校の教育課程に照らし適切と認められること。

○学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。

○学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。

不登校児童生徒に対し、学習等に対する意欲やその成果を認め、適切に評価することは、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながります。

なお、本省令では、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の生徒が行う学習については対象ではありません。しかし、高等学校においては、全日制、定時制に通う不登校児童生徒等は、教育上有益と認めるときは、自宅等で通信教育を受け、単位が修得可能であること、特別支援学校高等部においては、通信教育を行うことができることとされていることから、別途法令上の措置がなされています。



参考資料：文部科学省HP

「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」

R6.8.29 通知

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155_00002.htm

(3) 通学定期券の利用の補助

不登校児童生徒の中には、教育支援センターやフリースクール等の民間支援団体において相談・指導を受ける期間が長期に及ぶことも考えられます。このような児童生徒の通所に要する交通費の負担の軽減措置として、平成5年4月1日より通学定期乗車券制度が適用されています。また、平成21年3月12日付け「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」において、高等学校の生徒も適用になりました。詳しくは鉄道会社、バス会社等にお問い合わせください。

○対象となる児童生徒

学校外の施設において相談・指導を受けている児童生徒のうち、校長が、当該相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとした児童生徒。

○内容

不登校児童生徒が、相談・指導を行う学校外の施設に通所するため鉄道又は乗合バスに乘車する場合、鉄道については実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券が、乗合バスについては通学定期乗車券が発売されること。

○通学定期乗車券の発売手続き

- ・ 鉄道については、児童生徒が在籍する学校の校長が、各鉄道事業者の定めるところに基づき、実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券の発売に必要な申請書の提出等必要な手続きを行うこと。
- ・ 乗合バスについては、児童生徒が在籍する学校の校長が、各バス事業者の定めるところに基づき、通学定期乗車券の発売に必要な申請書の提出等必要な手続きを行うこと。



東日本旅客鉄道株式会社HP

「実習用通学定期乗車券のお申込み方法のご案内」

https://jreastfaq.jreast.co.jp/faq/show/3268?category_id=15&site_domain=default

(4) 経済的困難を抱える児童生徒のフリースクール等の通所補助

山形県内でも、フリースクール等の民間支援団体を利用している児童生徒が増えています。これらの学校以外の居場所は、社会的自立を目指す上でも重要なものと考えています。

そこで、県教育委員会では、「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、義務教育段階において誰もが多様な学習機会を確保できるよう、経済的な困難を抱える家庭にフリースクール等の毎月の利用料を支援する市町村に対し、経費の一部を補助する制度を令和7年度より創設します。

(別添1)

児童生徒理解・支援シートの作成と活用について

1. 児童生徒理解・支援シートとは

(経緯)

初等中等教育段階において、様々な支援が必要な児童生徒については、個別に支援計画等を作成することを義務付けているものや、作成を促しているものがあります。

具体的には、障害のある児童生徒については、個別的教育支援計画の作成が学習指導要領において規定されており、各学校や地域の実情に応じた様式によって作成されています。

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の在籍学級以外の教室で行われる指導について特別的教育課程を編成・実施する場合については、文部科学省通知(平成26年1月14日付け初等中等教育局長通知)において指導計画を作成することを求めています。

不登校児童生徒については、文部科学省通知(平成28年9月14日付け初等中等教育局長通知)において組織的・計画的な支援を行うための資料を作成することが望ましいことを示しており、文部科学省として参考様式を示しています。

この度、平成29年12月22日の中央教育審議会答申の中間まとめ「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」において、「児童生徒ごとに作成される計画については、学校や児童生徒の状況等に応じて複数の計画を1つにまとめて作成することで、業務の適正化を図るとともに、効果的な指導につながるべきである。例えば、日本語能力に応じた指導が必要であり、かつ不登校であるなど、児童生徒が複数の課題を抱えている場合は、1つの支援計画でそれぞれの支援計画の作成が求められている場合は、1つの支援計画でまとめて作成すべきである。そのためには、文部科学省や教育委員会は必要な支援計画のひな型を示すなど支援を行うべきである。」とされました。

この中間まとめを踏まえ、児童生徒の状況を的確に把握し、校内の教職員や関係機関で共有して組織的・計画的に支援を行うために必要となる支援計画については、これまで文部科学省で参考様式を示している不登校児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒の2つに加え、障害のある児童生徒について教育委員会で作成された様式を参考に、それらの支援計画を1つにまとめて作成する場合の参考様式を作成しました。

1

(児童生徒理解・支援シートとは)

児童生徒理解・支援シートとは、支援が必要な児童生徒一人一人の状況を的確に把握するとともに、当該児童生徒の置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学級担任、対象分野の担当教員、養護教諭等の教員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心に、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図り、学校が組織的に作成するものです。

支援が必要な児童生徒が抱える課題には様々な要因・背景があり、教育のみならず、福祉、医療等の関係機関が相互に連携協力して支援を行うことが必要であり、中長期的な視点で一貫した支援を行うことが求められます。また、児童生徒の抱える背景や状況が複雑で、長期的な支援が必要である場合や、一端支援が必要でなくなった後、再度支援が必要となる場合もあるため、進学・転学先の学校で以前の情報が共有されることは非常に重要です。

児童生徒理解・支援シートを活用することで、支援が必要な児童生徒に関する必要な情報を集約し、支援の計画を学校内や関係機関で共通理解を図るとともに、さらに、そのシートを進学先・転学先の学校で適切に引き継ぐことによって、多角的な視野に立った支援体制を構築することが可能となります。このことは、児童生徒やその保護者にとって、「担当者が変わるたびに同じことを説明しなければならぬ」との問題の発生を減少させることにつながります。そのため、教育委員会又は学校においては、「児童生徒理解・支援シート(参考様式)」を参考としつつ、各学校や児童生徒の状況に応じて記載の項目や内容、方法を修正するとともに、使用する様式の欄は児童生徒に応じて記入することが適切であり、全ての欄を記入することが求められているわけではないことに留意して、実践的に使用していくことが望まれます。

2. 作成の対象

本シートを活用して支援計画を作成する対象者は以下のとおりであり、児童生徒が支援の必要となる場合のほか、支援が必要な児童生徒の転入学があつた場合やそれが予定される場合などについて、作成することが適切です。

児童生徒が抱える課題に応じた作成にあつての具体的な点については以下のとおりですが、学校においては、指導要録や出席簿のほか、今回示した支援が必要な児童生徒の支援計画等、児童生徒の課題の状況によって様々な支援や支援計画が作成されています。これらの基本的情報は共通した内容もありま

2

すので、更なる校務の効率化や教員の負担増加に配慮した持続的な支援体制の確保の観点から、例えば、「統合型校務支援システム」を活用し、記載内容が連動する仕様とすることで共通する内容の記述を反映させるとに、組織内情報を共有できるシステムにするなど、作成や情報共有に係る業務を効率化することも重要です。

また、学級担任は、教務日誌等を利用して、学級内の全ての児童生徒に関し、日常的に状況を把握することができている立場にあります。児童生徒の気になった点について、他の教員等からの情報も含めて記録しておいたものは、児童生徒理解・支援シートを作成するに当たって重要な情報となります。

なお、保健室での保健日誌等も体調不良や相談で訪れた児童生徒の様子が記録されており、支援に当たって大きな手掛かりとなる場合があります。児童生徒によっては相談室や学校図書館が主な居場所となっている場合もあるため、気になる児童生徒について、各担当者が記録し、組織として情報を共有していくことが大切です。

(不登校児童生徒の場合)

基本的には連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者について作成することが望めます。なお、不登校児童生徒への支援は、早期から行うことが重要であり、予兆への対応を含めた初期段階から情報を整理し、組織的・計画的な支援につなげるようにする必要があります。そのため、30 日という期間にとらわれることなく、前年度の欠席状況や、遅刻、早退、保健室登校、別室登校等の状況を鑑みて、早期の段階からシートを作成することが望めます。以上のことから、それぞれの地域の実態に合わせて、教育委員会又は中学校区単位で、作成開始等の基準を設定し、地域として組織的に支援が行えるようにすることが重要です。

なお、支援の結果、児童生徒が継続的に登校できるようになった場合においても、月別の遅刻、早退、欠席等の状況を継続して記録し、引き継いでいくことが、一貫した支援を行う上で大切です。

(障害のある児童生徒の場合)

障害のある児童生徒について、特別支援学校に在籍する児童生徒については、個別の教育支援計画を作成することとされています。小学校及び中学校の特別支援学校に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒についても、個別の教育支援計画を作成することとしており、また、特別支援学校や通級による指導を受けていない児童生徒であっても、障害のある児童生徒について、

個別の教育支援計画を作成し活用することに努めることとされています。

障害の判断については、医学的な診断の有無のみにとられず、児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、校内委員会等により「障害による困難がある」と判断された児童生徒に対しては、個別の教育支援計画等の作成を含む適切な支援を行う必要があります。

なお、個別の指導計画については、本シートの対象には含まれていないため、別途、各学校や地域の実情に応じた様式によって作成することが必要となります。

(日本語指導が必要な外国人児童生徒等の場合) ※在籍学校以外の教室で行われる指導について特別な教育課程を編成・実施する場合

日本語指導が必要な児童生徒等に対する指導を一層充実させる観点から、当該児童生徒の在籍学校以外の教室で行われる指導について特別の教育課程を編成・実施することができます。

その場合、日本語指導を受ける児童生徒が在籍する学校は、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を計画にした指導計画を作成し、学習評価を行います。

また、指導計画は、児童生徒の日本語の習得状況を踏まえ、定期的に見直すことが望めます。

なお、指導計画とその実施は学校設置者に提出していただくことになっています。

3. 内容

児童生徒理解・支援シートは、支援に関する情報を集約し、引き継いでいくものであるため、複数の関係者が正確な情報を共有できるようにすることが必要です。そのため、主観的な判断を避け、客観的な事実を記載することとが重要となります。また、具体的な支援計画を作成する根拠となったアセスメントについては、児童生徒の全体的な状況をつかむための大きな情報となるため、複数回アセスメントを実施した場合はその推移を記載しておく、協議会等の際に一目で児童生徒の傾向を把握することが出来ます。

(1) 共通シート

共通シートは、支援全体を通して利用・保存される児童生徒本人の基本情報

を記入するものです。そこには、本人の状態や、支援内容を検討する上で把握することが適切な家族についての情報等のほか、遅刻・早退等の不登校に至る前兆等について記入し、見立てを行う上で必要な情報を学校内で又は関係機関との間で共有できるようにすることがポイントです。特に、障害のある児童生徒については、障害の状態やこれまでの経過等について、詳細かつ正確に把握することが必要です。本シートに記載するほか、詳細を記載した資料を必要に応じて添付して活用することなども考えられます。

共通シートに記載する内容は、基本情報ではあるものの、状況の変化に応じて随時修正や追記をすることが適切です。

(2) 学年別シート

学年別シートは、対象となる児童生徒の状況を随時追記し、具体的な支援の計画を記入するものです。支援機関に関する内容（支援内容や連絡先）や、細かい欠席状況、本人の学習や健康状況等を記載することで、継続的に本人の変化を把握します。また、関係機関と協議を経て決定した支援方針とその実施状況を記入することで、支援状況の変遷を一覧できるようにします。これらにより、一貫して計画的な支援を行うことができるようになりますことがポイントです。

また、児童生徒の支援は、次の学年でも引き継ぎ行うことが重要となるため、当該学年での支援結果の評価を明確にしておくことが適切です。評価を行い、次年度における留意点をまとめることで、担任・担当者の変更の有無にかかわらず、継続して支援を行うことができます。

(3) ケース会議・検討会等記録シート

ケース会議・検討会等記録シートは、本人・保護者・関係機関の支援に関連する協議の結果について、実施の度に記入し、加筆するものです。

本人の状況や希望する支援内容、保護者の希望について、記入し、加筆します。本人や保護者の思いを可能な限りそのまま記録し、残すことを基本として、漠然とした希望や要望についても丁寧に拾い上げて、支援内容を導き出すことが重要です。

関係機関との連携については、実際に連携した機関と個別にやりとりした内容を含めて記録し、他の機関とも共有することができるとすることが支援者全員で共通の認識を持つことにつながります。支援を開始する際に初めて連絡を取るのではなく、定期的・日常的なかかわりを持ち、お互いの業務について共通認識できるようにしておくことが適切で円滑な支援を実施する上で重要です。さらに、定期的・日常的なかかわりの中で、それぞれの機関から得た情報などは、あらかじめケース会議・検討会等記録シート等を活用して記入・蓄積

し、支援計画作成の際に活用します。

また、ケース会議・検討会等において、その都度支援計画の進捗状況を確認し、その場で合意・確認することができた事項については、記録しておくことで情報が蓄積され、支援の質を高めることにつながります。

なお、学年別シートや共通シートが作成される前であっても、ケース会議などが開催される場合には、このケース会議・検討会等記録シートを積極的に活用し、情報を蓄積することが適切です。これによって、当該児童生徒の情報により多く蓄積することができ、的確な要因を把握することにつながります。

4. 引継ぎ

学校や担当者に変更がある場合も、支援が必要な児童生徒一人一人が受けていた支援は、引き継ぎ一貫して行われる必要があります。一方、当該児童生徒や保護者の立場からは、進学や転学に当たって、前の学校の情報が引き継がれることに不安を感じる場合もあります。そのため、児童生徒の情報を進学・転学先に引き継ぐとする学校は、児童生徒や保護者に対して、児童生徒理解・支援シートが児童生徒の評価に利用されるものではないことや学校における守秘義務等について十分に説明し、不安感を解消するとともに、児童生徒理解・支援シートを活用することで、組織的計画的な支援が可能となり、結果として児童生徒の生活を豊かにすることにつながることを理解してもらうことが大切です。なお、転入学までに理解が得られない場合であっても、児童生徒への支援を通じて信頼関係を築き、理解を得た段階で以前の学校で作成した児童生徒理解・支援シート of 情報を引き継ぐことも考えられます。

また、設置者が異なる中学校から高等学校、公立学校から私立学校等で引継ぎを行うことは、個人情報保護への配慮等から消極的になることが考えられます。しかしながら、児童生徒理解・支援シートの引継ぎを適切に行い、支援計画の評価や見直しを繰り返しながら継続して支援を行うことは、児童生徒一人一人をネットワークで支援することとなり、学校だけで抱え込むことを防ぐことにつながります。そのためにも、当該児童生徒の支援に必要な情報については適切に引継ぎを行うことが大切であり、進学先や転学先の学校に引継ぐ際には、原則として、当該児童生徒や保護者の同意を得る必要があります。

なお、情報の引継ぎに関しては、共通シートのみならず、全てのシート（学年別シート、ケース会議・検討会等記録シート）を引き継ぐことが望ましいです。児童生徒理解・支援シートの引継ぎに当たっては、保護者や関係者に十分内容を説明した上で、個人情報の取扱いや、関係機関等と共有する情報の範囲、

守秘義務等について共通理解を図る必要があります。また、単に児童生徒理解・支援シートの写しを渡すだけではなく、個別に情報交換をする機会を設けるなど、責任を持って引継ぎを行うことが重要です。

5. 個人情報情報の保護（学校間における情報の引継ぎ）

支援が必要な児童生徒への支援については、例えば、不登校児童生徒の場合には一旦欠席状態が長期化すると、進学・転学後も不登校傾向が続く可能性がある場合が少なくないことから、継続した組織的な支援が重要です。また、障害のある児童生徒の場合には乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って一貫した支援を行うことが重要です。そのため、当該児童生徒の状況等については進学・転学先の学校へ適切に引き継ぎ、双方の学校が連携して当該児童生徒への継続的・組織的支援を図っていく必要があります。

個人情報保護の観点から当該児童生徒についてのどこまでの情報を引き継ぐことができるか、また、引き継ぐことが適切については、適用される関係法令に基づき各学校等が判断することとなります。基本的な関係法律として、「個人情報情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）があります。個人情報情報の保護に関する法律は、民間である私立学校・株式会社立学校（私立学校）等に適用され、また、公立学校には、当該学校を設置する地方公共団体の個人情報保護条例が、国立学校には「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）が適用され、個人情報情報を第三者へ提供する際には本人の同意を得ることが原則とされています。そのため、計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的をしっかりと説明して理解を得、第三者に引き継ぐことについても、あらかじめ範囲を明確にした上で、同意を得ておくことが必要です。また、あらかじめ同意を得ているとしても、実際に第三者に提供する際には、本人や保護者とともに引き継ぐ内容を確認することで、互いの考えや思いを共有することができ、よりよい引継ぎができます。

なお、本人・保護者と連絡が取れない、本人・保護者が第三者への提供を拒否するなど、本人・保護者の同意を得ることが困難な場合であっても、当該児童生徒への継続的・組織的な支援の観点から、進学先や転校先の学校に情報共有（提供）することが重要となる場合もあります。その場合の個人情報保護の取扱いに関しては、設置者別に以下の対応が考えられます。

（公立学校）

公立学校については、各地方公共団体によって個人情報保護条例の内容が異

なることから、第三者提供の原則禁止の例外についての規定を確認する必要があります。また、条例の解釈はあくまで当該地方公共団体が行うものですが、仮に、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第 8 条（参考①参照）と同様の規定を有する条例においては、公立学校が公立学校又は国立学校に、支援が必要な児童生徒への継続的・組織的な支援のために、必要不可欠な範囲で情報を提供することは、一般に、社会通念上客観的にみて合理的な理由があるものと認められ、同法第 8 条第 2 項第 3 号に相当する規定の「相当な理由のある」ときに該当し、また、私立学校・私立学校に同様の情報を提供することは、一般に同項第 4 号に相当する規定の「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」に該当し、本人や保護者の同意を得ることが困難であっても、第三者提供の原則禁止の例外として認められるとも考えられます。ただし、繰り返しになりますが、条例の解釈はあくまで当該地方公共団体が行うこととなりますので、後述の国立学校や私立学校等の場合の例も参考にしつつ、各地方公共団体・各学校において必要な確認を行い、適切に対応することが必要です。

また、私立学校・私立学校への情報提供については、条例によっては個人情報保護審議会の意見を聴取することが必要とされている場合もあるため、その規定をよく確認した上で、適切な手続を行うことが必要です。

（国立学校）

国立学校について、国立学校又は公立学校に、支援が必要な児童生徒への継続的・組織的な支援のために必要不可欠な範囲で情報を提供することは、上記と同様に、一般に、社会通念上客観的にみて合理的な理由があるものと認められ、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 9 条第 2 項第 3 号（参考②参照）の「相当な理由のあるとき」に、私立学校・私立学校に、同様の情報を提供することは、同項第 4 号の「本人以外の者に情報を提供することが明らかに本人の利益になるとき」に該当すると考えられることから、第三者提供の原則禁止の例外として認められると考えられます。

（私立学校・私立学校）

私立学校及び私立学校について、他の学校に支援が必要な児童生徒への継続的・組織的な支援のために必要不可欠な範囲で情報を提供することは、「○個人情報の保護（学校間における情報の引継ぎ）」に記載する観点等に鑑みて、個人情報の保護に関する法律第 23 条第 1 項第 3 号（参考③参照）により、第三者提供の原則禁止の例外として認められると考えられます^{※1}。この点、個人情報保護委員会が公表した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン

(通則編) (平成 28 年 11 月 (平成 29 年 3 月一部改正) 個人情報保護委員会)
(参考④参照) においても、第三者提供の制限に関する例外として、「児童生徒の不登校や不良行為等について、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関が連携して対応するために、当該関係機関等の間で当該児童生徒の情報を交換する場合」とされています^{※2}。

(留意点)

なお、引き継ぎについては、前述のとおり、あくまでも当該児童生徒や保護者の同意を得ることが原則であり、引き継ぎを望まない場合であっても、その理由を聞きつつ、引き継ぐことの利点や、どの程度の内容であれば引き継ぐことが可能かについて話し合うなど丁寧に対応することが重要です。同意を得る努力をしないまま安易に引き継ぐことは適切ではないことに留意が必要です。

また、当該児童生徒や保護者から情報の引き継ぎについて同意を得る際には、児童生徒や保護者に対して、提供しようとする情報の具体的な内容を示して同意を得ることが必要です。

6. 個人情報の保護 (民間施設等への情報提供)

支援が必要な児童生徒が、学校外の民間施設等を利用する場合には、一定の情報を適切に提供し、学校及び民間施設等双方が連携して当該児童生徒の支援に当たることが効果的と考えられる場合もあります。その際、当該民間施設等において、守秘義務が課されているか否かをあらかじめ確認し、それを当該児童生徒や保護者に十分説明した上で、その個人情報の提供について同意を得ることが望ましいと考えられます。

7. 保存

児童生徒理解・支援シートは、条例や法人の各種規程に基づいて適切に保存されるものですが、出席の状況等指導要録の記載内容と重なる部分もあることから、指導要録の保存期間に合わせて、5 年間保存されることが文書管理上望ましいと考えられます。

※1 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) が改正され、平成 29 年 5 月 30 日に施行さ

れました。改正により、個人情報を取り扱う全ての事業者が「個人情報取扱事業者」に該当することから、全ての私立学校及び私立学校に個人情報の保護に関する法律が適用されます。

※2 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成 27 年 8 月 31 日文部科学省告示第 132 号) は廃止され、個人情報保護委員会決定の、全ての事業分野に適用される汎用的な「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」が公表されました。

(参考)

- ① 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (抄)
(平成十五年法律第五十八号)

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づき場合を除き、利用目的以外の目的のために保有する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有する個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有する個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有する個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有する個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有する個人情報を提供する場合において、保有する個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有する個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有する個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
- 3 前項の規定は、保有する個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有する個人情報を利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部署又は機関に限るものとする。

- ② 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (抄)
(平成十五年法律第五十九号)
(利用及び提供の制限)

第九条 独立行政法人等は、法令に基づき場合を除き、利用目的以外の目的のために保有

個人情報等を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報等を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

③ 個人情報の保護に関する法律（抄） （平成十五年法律第五十七号） （第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

④ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（抄） （平成 28 年 11 月（平成 29 年 3 月一部改正）個人情報保護委員会） 3-4-1 第三者提供の制限の原則（法第 23 条第 1 項関係）

次の（１）から（４）までに掲げる場合については、第三者への個人データの提供に当

たって、本人の同意は不要である。なお、具体的な事例は、3-1-5（利用目的による制限の例外）を参照のこと。

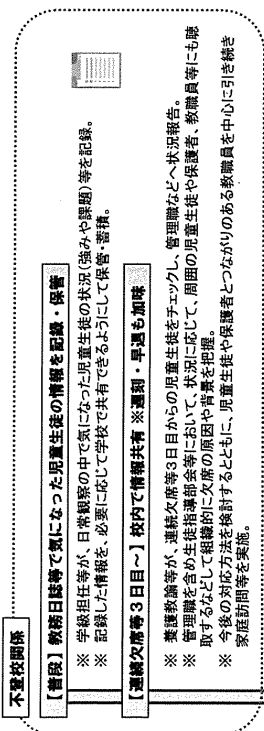
（３）公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（法第 23 条第 1 項第 3 号関係）

※3-1-5 利用目的による制限の例外（法第 16 条第 3 項関係）

（３）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 16 条第 3 項第 3 号関係）

事例 2）児童生徒の不登校や不良行為等について、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関が連携して対応するために、当該関係機関等の間で当該児童生徒の情報を交換する場合

児童生徒理解・支援シートの作成プロセス(例)



【連絡欠席等7日目～】
【障害のある又は日本国指導が必要な児童生徒の在籍】
シート作成準備～記入

- ※ 児童生徒が支援の必要な機会や支援の必要性が予想される場合のほか、保護者及び児童生徒本人からの希望等により、児童生徒等の状況の共通理解を図る。
- ※ 学校の管理職、学級担任、対象分野の担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が中心となり、それまでに得た情報を基にアセスメントを行う。
- ※ 必要に応じて医療や福祉等の関係機関と協議し、組織的な支援計画を立てる。
- ※ 児童生徒本人に関わる全員で情報を共有し、役割分担の確認を行う。
- ※ 個人情報取扱いについての確認を行う。



【シート作成後～】支援の実施、評価及び見直し

- ※ 共有した支援計画を基に、学校、家庭、関係機関で対応を行い、随時情報を共有する。
- ※ 支援の実施状況を踏まえて、必要に応じて計画を修正し、継続した支援を行う。

【進級・進学】引き継ぎ

- ※ 支援による結果を含めて現状を整理し、進級・進学先にシートを提供し、情報を共有することが望ましい。
- ※ 進級・進学先においても、それまでの支援の状況を適切に把握・分析し、計画を作成し、一貫した支援を行う。

参考資料：文部科学省「児童生徒理解・支援シート（参考様式）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/icsFiles/afiedfile/2018/05/24/1405493_002.pdf

(別添2)

取扱注意

児童生徒理解・支援シート(参考様式)

児童生徒理解・支援シート(共通シート)

作成日:平成 年 月 日
作成者:HO(記入者名) 通記者 HO(記入者名)/HO(記入者名)/...

(児童生徒) 名	性別	生年月日	出生地(※)
(よみがな)		年 月 日	
0			

(保護者等) 名	通記(※)	学校入学年月日(※)	連絡先
(よみがな)		平成 年 月 日	

〇学年別出席日数等	通記日〇/〇	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
年度														
学年														
出席しなければならぬ日数														
出席日数														
別居学校														
遅刻														
早退														
欠席日数														
指導要録上の出席扱い														
①教育支援センター														
②教育委員会等所定の機関(①を除く)														
③児童相談所・福祉事務所														
④保健所、精神保健福祉センター														
⑤病院、診療所														
⑥児童福祉施設、児童施設														
⑦その他の機関等														
⑧IT等の活用														

〇各項目を制約する上での基本的な情報
特記事項(本人の強み、アセスメントの結果、家庭での様子、障害の種類・程度・診断名、障害者手帳の種類・交付年月日(※)、学習歴(※)、日本語力(※)等)

(小)	
(中)	
(高)	

(よみがな)	
児童生徒名	

児童生徒	
分類番号	

本ハンドブックで引用・参考にしたもの（URL の最終検索日はいずれも令和 7 年 3 月 6 日）

法律・通知等

<法律>

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）
こども基本法（令和 4 年法律第 77）

<文部科学省の通知等>

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」及び「（別記 1）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、（別記 2）不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」（令和元年 10 月 25 日）

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」及び「COCOLO プラン」（令和 5 年 3 月 31 日）

「不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）」及び「（別紙）不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方」（令和 5 年 11 月 17 日）

「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」（令和 6 年 8 月 29 日）

文献等

<文部科学省関連>

文部科学省「小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）」（東洋館出版社）平成 30 年

文部科学省「小学校学習指導要領解説 総則編」（東洋館出版社）平成 30 年

文部科学省「中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）」（東山書房）平成 30 年

文部科学省「中学校学習指導要領解説 総則編」（東山書房）平成 30 年

文部科学省「高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月告示）」（東洋館出版社）平成 30 年

文部科学省「高等学校学習指導要領解説 総則編」（東洋館出版社）平成 31 年

文部科学省「生徒指導提要」（東洋館出版社）平成 22 年（令和 4 年 12 月改訂）

文部科学省「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」令和元年、令和 2 年 6 月改訂

文部科学省「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」平成 29 年 3 月（策定）

文部科学省「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援－養護教諭の役割を中心として－」平成 29 年 3 月

文部科学省「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」平成 30 年

文部科学省「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」平成 30 年

文部科学省「フリースクール・不登校に対する取組」（https://www.mext.go.jp/march_lion/torikumi_futoukou.htm）

文部科学省「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」令和 6 年 10 月

文部科学省 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関する Q & A」平成 24 年 6 月

公益社団法人子どもの発達科学研究所・浜松医科大学 子どものこころの発達研究センター「文部科学省委託事業 不登校の要因分析に関する調査研究 報告書」令和6年3月（公表）

中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して－全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現－（答申）」令和3年1月

<文部科学省を除く国関連>

厚生労働省「ひきこもり支援ハンドブック－寄り添うための羅針盤－」令和7年1月（策定）

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター「『SOSの出し方に関する教育』を含む自殺予防教育 関連資料集」

(<https://jscp.or.jp/school/contents/educational-institution-sos.html>)

こども家庭庁「こども大綱」令和5年12月22日（閣議決定）

内閣府「若者の包括的な自立支援方策の関する検討会報告」平成17年

<都道府県及び市町村教育委員会等関連>（リンクはありません）

石川県教育委員会「不登校児童生徒の保護者のための支援ガイド」

愛媛県教育委員会「『不登校』の未然防止と初期対応の手引き－全ての子供たちが安心して過ごせる学校を目指して－」令和5年

大分県教育委員会「不登校児童生徒支援ガイド」令和6年

大阪府教育委員会「不登校の未然防止に向けて－複数の目で見守るシステム－」

岡山県教育委員会「岡山型長期欠席・不登校対策スタンダード」平成31年

沖縄県教育庁義務教育課「不登校児童生徒への支援の手引き」令和2年

鹿児島県教育委員会「不登校支援ガイド」令和6年

神奈川県教育委員会「自分らしくゆっくり学ぼう－将来の社会的自立に向けて－」令和3年

神奈川県教育委員会「不登校対策の基本と支援のポイント 誰もが和らぐ学校を目指して－不登校に悩む子どもや保護者への暖かな支援－」平成31年

岐阜県教育委員会「岐阜県 学校・フリースクール等連携ガイドライン」令和3年、令和6年更新

京都府教育委員会「不登校児童生徒支援ハンドブック－社会的自立に向けた不登校児童生徒の支援について－」令和2年

埼玉県教育委員会「一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック－総合的な長期欠席・不登校対策－」令和6年

佐賀県教育委員会「すべての子どもたちに魅力ある学校生活を－不登校への対応について－」平成31年

佐賀大学・佐賀県教育委員会「保護者のための子どもを支える関わり方のポイント－子どもの心に寄り添い理解するために－」

滋賀県教育委員会「学校教員向け 不登校児童生徒への対応について」平成30年

滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室「滋賀の子ども達の社会的自立を支える－学校教員向け不登校の理解と対応リーフレット－」令和5年

島根県教育委員会「『今』と『これから』の笑顔のために－島根の不登校支援リーフレット－<教職員向け>」令和5年

千葉県教育委員会「千葉県版児童生徒・保護者のサポートガイド 多様な教育機会確保のために－よりそい・ささえあう子どもの未来－」令和6年

千葉県教育委員会「千葉県版不登校児童生徒の支援資料集」平成30年、令和2年第二版

東京都教育委員会「児童・生徒を支援するためのガイドブック－不登校への適切な対応に向けて－」平成 30 年

徳島県教育委員会「きづく よりそう つなぐ－不登校の未然防止・初期対応のために－」

栃木県教育委員会「学校以外場で学ぶ子どもたちの社会的自立を目指すための指導資料」令和 3 年

鳥取県教育委員会「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック あしたも笑顔で」令和 2 年

富山県教育委員会「不登校児童生徒支援の手引き（ガイド）」令和 6 年

長崎県教育委員会「長崎県不登校支援コンセプト 基本編」令和 5 年

長崎県教育委員会「長崎県不登校支援コンセプト 実践編」令和 5 年

長野県・長野県教育委員会「はばたき－不登校児童生徒の学びのサポートガイド－Vol.1」令和 4 年

長野県教育委員会「子ども・保護者と学校・市町村を結ぶきっかけづくりのための コミュニケーション シート」

長野県教育委員会「不登校未然防止および 不登校児童生徒への支援のための行動指針－児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ 社会的に自立するための支援を目指して－」平成 30 年

奈良県教育委員会「不登校支援のしるべ（教員用）」平成 24 年

兵庫県教育委員会「不登校児童生徒への多様な支援に向けて」令和 4 年

兵庫県教育委員会「不登校対策の充実に向けて－学校での取組、多様な支援の在り方－」令和 4 年

福岡県教育委員会「不登校サポートガイドブック ひとりじゃないよ－すべての－子どもの笑顔のために」令和 5 年

福岡県教育委員会「福岡県不登校児童生徒支援リーフレット－多様で適切な教育機会確保による社会的な自立を目指して－」令和 6 年

福島県教育委員会「ふくしまサポートガイド－ふくしまのすべての子どもたちのために－」令和 3 年

北海道教育委員会「不登校支援ガイドブック 全ての子どもの笑顔のために－社会的自立に向けた支援のポイント－」令和 5 年

宮城県教育委員会「学校以外場で学ぶ児童生徒を支援するための連携に関するガイドライン」令和 5 年

山口県教育委員会「不登校対策に係る Q & A 集－不登校の未然防止ときめ細かな支援に向けて－」平成 22 年

和歌山県教育委員会「学校生活や子供のへんかなど 子供の様子が気になった時の対応－子供を支える保護者の関わり」平成 31 年

和歌山県教育委員会「不登校対応マニュアル 基礎編－初期段階からのアセスメントの充実－」平成 31 年、令和 6 年第三版

和歌山県教育委員会「不登校対応マニュアル 事例別対応編－具体的な 12 の事例対応例による児童生徒への対応－」平成 29 年、令和 6 年第四版

群馬県こども・若者支援者協議会「子ども・若者の自立支援ガイド（支援者編）不登校児童生徒への支援－すべての支援者に向けたメッセージ集－」

熊本市教育委員会「いじめ・不登校対策ハンドブック」平成 27 年、令和 5 年改訂

仙台市教育委員会「不登校対策ハンドブック」平成 31 年

<書籍・雑誌等>

伊藤美奈子（編著）「不登校の理解と支援のためのハンドブック－多様な学びの場を保障するために－」（ミネルヴァ書房）令和 4 年

今村久美「不登校親子のための教科書」(ダイヤモンド社) 令和5年

大阪府医師会「児童生徒のこころのケア－関係機関との連携の手引き－」

神村栄一「教師と支援者のための“令和型不登校”対応クイックマニュアル」(ぎょうせい) 令和6年

菅野純「不登校 予防と支援Q&A70」(明治図書) 平成19年、pp.16-29

長澤正樹・関戸英紀・松岡勝彦「こうすればできる:問題行動対応マニュアル:ADHD・LD・高機能自閉症・アスペルガー障害の理解と支援」(川島書店) 平成17年、pp.92-95

中田洋二郎「医療・相談機関の利用の仕方－病院、教育センター、児童相談所など－」『児童心理』(金子書房) 平成16年、pp.106-115

東日本旅客鉄道株式会社「実習用通学定期乗車券のご案内」
(https://www.jreast.co.jp/railway/gakko_practice/)

<山形県及び山形県教育委員会関連>

山形県子育て推進部(現:しあわせ子育て応援部)「市町村のための子ども虐待対応マニュアル」平成〇年、平成30年改訂

山形県健康福祉部障がい福祉課「発達障がい児・者のための医療機関情報について」令和7年
(<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/hattatsu/iryoukikanjoho.html>)

山形県健康福祉部精神保健福祉センター「ひきこもり相談 自立支援センター『巣立ち』」令和7年
(<https://www.pref.yamagata.jp/091013/kenfuku/shogai/iryo/hokenfukushicenter/sudati.html>)

山形県産業労働部雇用・産業人材育成課「地域若者サポートステーションをご利用ください」令和5年
(<https://www.pref.yamagata.jp/110009/sangyo/rodo/kyusyokusha/saposute.html>)

山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課「若者相談支援拠点を設置しています」令和6
(<https://www.pref.yamagata.jp/010003/bunkyo/wakamonoseishounen/wakamono/kyoten-osirase.html>)

山形県教育委員会「不登校児童生徒の相談支援ガイド(リーフレット)」令和3年

山形県教育局義務教育課「いじめ・不登校未然防止の取組」令和7年
(<https://www.pref.yamagata.jp/bunkyo/kyoiku/iinkai/kyouikuiinkai/mizenboushi/index.html>)

山形県教育局生涯教育・学習振興課「子どもの生活習慣づくりを応援します(子どもの生活習慣に関する指針)」令和6年
(<https://www.pref.yamagata.jp/700015/bunkyo/kyoiku/gakushu/shishin-sakutei.html>)

山形県教育局生涯教育・学習振興課「不登校児童生徒の自立支援」令和6年
(<https://www.pref.yamagata.jp/700015/bunkyo/wakamonoseishounen/seishonen/kensyukai.html>)

山形県教育局特別支援教育課「令和6年度特別支援巡回相談事業について」令和6年
(<https://www.pref.yamagata.jp/700027/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/tokubetsu/r2tokushi-junkaisoudan.html>)

山形県教育センター「『児童生徒の不登校に関する学校の取り組み方や指導援助の進め方についての研究』研究報告書」平成3年

山形県教育センター「特別号 教育相談Q&A」『山形教育』(山形県教育研究会) 平成21年、pp.56-59

山形県教育センター「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」平成25年

山形県教育庁最上教育事務所「魅力ある学校づくり調査研究事業パンフレット」令和2年

【初版関係者】

不登校児童生徒の自立支援ネットワーク構築検討会議委員（R3）

安達 えり	特定非営利活動法人W i t h 優 フリースクール主任
樋口 愛子	クローバーの会@やまがた 代表
荒木 秀和	特定非営利活動法人プチュナイテッドアスリートクラブ 事務局長
佐藤 義弥	特定非営利活動法人オープンハウスこんぺいとう 事務長
花輪 敏男	F R 教育臨床研究所 所長
伊藤 洋子	山形大学教職研究総合センター 客員准教授
木津 美加子	鶴岡市教育委員会学校教育課 スクールソーシャルワーカー
佐藤 慎治	山形県中央児童相談所 副所長
坂本 尚志	山形市総合学習センター 教育相談員
高橋 久美子	新庄市教育委員会適応指導教室 教育相談員
金沢 真	米沢市教育委員会ガイダンス教室 室長
吉田 真一	酒田市教育委員会適応指導教室 相談専門員
櫻井 順一	山形市立第二小学校 校長
山川 明宏	山形市立第五中学校 校長
鈴木 優子	山形県教育センター教育相談課 課長
那須 隆秀	山形県教育庁 教育次長

原稿執筆協力者

白幡 恵美	山形県立こども医療療育センター 診療科長
松下 尚樹	村山教育事務所指導課 指導主事
伊藤 与奈	村山教育事務所指導課 指導主事
佐藤 公大	最上教育事務所指導課 指導主事
平賀 正和	長井市立長井南中学校 教頭
坂野 亮	庄内教育事務所指導課 指導主事

不登校児童生徒の支援ハンドブック作業部会（R2・3）

長岡 康一	山形県教育センター教育相談課 指導主事
島貫 祐樹	山形県教育庁義務教育課 指導主事
軽部 隆一郎	義務教育課 指導主事
矢野 裕之	特別支援教育課 課長補佐
伊東 達	特別支援教育課 主任指導主事
寺澤 聡	高校教育課 指導主事
佐々木 剛	高校教育課高校改革推進室 高校改革主査
五十嵐久恵	スポーツ保健課 主査
菅原 吉利	生涯教育・学習振興課 社会教育専門員
村上 康広	生涯教育・学習振興課 社会教育主査
加藤 千雅	生涯教育・学習振興課 生涯学習主査
工藤 陽介	生涯教育・学習振興課 社会教育主査

【改訂版関係者】

不登校児童生徒の自立支援ネットワーク推進会議委員（R6）

安達 えり	認定特定非営利活動法人W i t h 優 統括
樋口 愛子	クローバーの会@やまがた 代表
荒木 秀和	特定非営利活動法人プチュナイテッドアスリートクラブ 事務局長
佐藤 義弥	特定非営利活動法人オープンハウスこんぺいとう 事務長
佐藤 深喜	企業組合労協センター事業団多機能福祉施設こもれび 所長
花輪 敏男	F R 教育臨床研究所 所長
伊藤 洋子	山形大学教職研究総合センター 客員准教授
木津 美加子	鶴岡市教育委員会学校教育課 スクールソーシャルワーカー
阿良 正輝	山形県中央児童相談所 所長
武田 亜沙美	天童市教育委員会学校教育課 すこやかスクール 支援員
高橋 久美子	新庄市教育委員会学校教育課 適応指導教室 教育相談員
金沢 真	米沢市教育委員会米沢市教育支援センター 不登校対策専門員
渡邊 光	酒田市教育委員会教育相談室 教育支援センター 相談専門員
武田 靖裕	山形県P T A 連合会長
細川 直弥	山形市立蔵王第一小学校 校長
沢口 肇	山形市立第七中学校 校長
安藤 紀子	山形県教育センター教育相談課 課長
吉田 晴美	山形県青年の家 所長
加藤 淳一	山形県教育局 教育次長

不登校児童生徒の支援ハンドブック作業部会（R6）

岩井 暁子	山形県教育センター教育相談課 指導主事
軽部 隆一郎	山形県教育局義務教育課 指導主事
飯沼 恵	特別支援教育課 主任指導主事
石川 創太	高校教育課 指導主事
渡邊 未知	学校体育保健課 主査
森岡 裕香子	村山教育事務所指導課 指導主事
柴崎 大地	最上教育事務所指導課 指導主事
石黒 良幸	置賜教育事務所指導課 指導主事
坂野 亮	庄内教育事務所指導課 指導主事
東海林 靖志	山形県教育局生涯教育・学習振興課 課長
村上 康広	生涯教育・学習振興課 課長補佐
川田 大	生涯教育・学習振興課 社会教育主査

不登校児童生徒の支援ハンドブック

初 版 令和4年3月

改 訂 令和7年3月

山形県教育委員会

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号